

平成27年度 第1回

# 社会教育委員の会議

- 日 時 平成27年8月5日（水）  
午前9時30分～
- 会 場 中央生涯学習センター5階  
人材かがやきセンター研修室

宇都宮市教育委員会

# 会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 宇都宮市社会教育委員について

5 正副委員長選出

6 議 事

(1) 報告事項

① 宇都宮市の生涯学習・社会教育について 【資料1】

② 平成26年度「第2次宇都宮市地域教育推進計画」に関する  
施策事業の実績評価について 【資料2】

③ 「社会の要請」に対応するための学習機会の提供について 【資料3】

(2) 協議事項

① 平成27年度栃木県社会教育委員協議会評議員の選出について 【資料4】

② 「うつのみや人づくり推進委員会」への委員の推薦について 【資料5】

(3) その他

① 関東甲信越静社会教育研究大会（群馬大会）への参加について 【資料6】

7 そ の 他

8 閉 会

# 宇都宮市社会教育委員名簿

任期：平成27年7月1日～平成29年6月30日

区分	No.	氏名	役職名等	備考
学校教育 関係者	1	うえの しゅういち 上野 修一	宇都宮南高等学校長 (栃木県高等学校長会宇都宮支部)	
	2	もちだ てるとよ 持田 光世	横川中学校長 (宇都宮市中学校長会)	
	3	いなきみのる 稲木 実	姿川第二小学校長 (宇都宮市小学校長会)	
	4	いまい まきのり 今井 政範	認定こども園さくらが丘理事長 (宇都宮地区幼稚園連合会)	
社会教育 関係者	5	すやま ひろふみ 須山 裕史	公益社団法人宇都宮青年会議所理事長	
	6	くしづち すみえ 榎渕 澄江	宇都宮市地域婦人会連絡協議会会長	
	7	みむら しょうじ 三村 松司	宇都宮市体育協会副会長	
	8	まつもと こうげん 松本 弘元	宇都宮市文化協会常任理事	
	9	はしもと ひろふみ 橋本 裕文	宇都宮市子ども会連合会会長	
	10	かねだ あつし 金田 淳	宇都宮市PTA連合会会長	
	11	たかはし つとむ 高橋 勉	宇都宮市地域まちづくり推進協議会幹事	
	12	かつた けんいち 勝田 健一	宇都宮市青少年指導員会会長	
	13	かとう ふみこ 加藤 史子	一条中学校魅力ある学校づくり地域協議会 地域コーディネーター	
家庭教育 関係者	14	こいけ みさこ 小池 操子	宇都宮市親学習プログラム指導者	
学識 経験者	15	かわた たかし 河田 隆	宇都宮共和大学教授	
	16	ささき かずたか 佐々木 一隆	宇都宮大学教授	
	17	わかぞの ゆうしろう 若園 雄志郎	宇都宮大学特任准教授	
	18	ますぶち ゆきお 増渕 幸男	上智大学名誉教授	
	19	ふなもと はじめ 舟本 肇	市議会議員	
	20	つかはら たけしげ 塚原 毅繁	市議会議員	

# 宇都宮市社会教育委員について

## 1 社会教育委員の職務

社会教育に関する諸計画を立案することや，教育委員会の諮問に応じ，社会教育に関し意見を述べるものです。

## 2 社会教育委員について

### (1) 委員の構成

学校教育関係者，社会教育関係者，家庭教育関係者，学識経験者等  
20名の委員を委嘱

### (2) 任期 2年（平成27年7月1日から平成29年6月30日まで）

## 3 社会教育委員の会議について

### (1) 平成26年度の主な協議事項

- ・「社会の要請」の高まりへの今後の対応について
- ・平成25年度「第2次宇都宮市地域教育推進計画」に関する施策事業の実績評価について
- ・「社会の要請」の高まりへの対応に関する提言について
- ・社会教育行政の基本方針と重点施策について
- ・文化行政の基本方針と重点施策について
- ・社会教育関係団体に対する補助について など

### (2) これまでの調査研究事項

- ・昭和57年度(建議)「地域社会における青少年教育のあり方について」
- ・昭和59年度(答申)「多様化，高度化する社会に対応した公民館の機能と組織体制について」
- ・昭和63年度(答申)「成人の日の行事について」
- ・平成2年度(答申)「生涯学習推進に伴う公民館のあり方について」
- ・平成4年度(答申)「成人の日の行事のあり方について」
- ・平成12年度(意見書)「生涯学習社会における今後の公民館のあり方について」
- ・平成13年度(意見書)「(仮称) 宮っ子育成の日について」
- ・平成18年度(意見書)「家庭と地域の教育力向上に関する意見書」
- ・平成22年度(答申)「宇都宮市における今後の「成人教育」のあり方について」
- ・平成26年度(提言)「社会の要請」と求められる学習について

## 関係法令集

## 【社会教育法】（抜粋）

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

1 社会教育に関する諸計画を立案すること。

2 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

3 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

【社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令】（抜粋）

（社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第18条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

【宇都宮市社会教育委員条例】（抜粋）

昭和24年9月8日

条例第61号

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基き、本市に社会教育委員を置く。

第2条 社会教育委員に関しては、法令に規定するものを除くほか、この条例の定めるところによる。

第3条 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第4条 社会教育委員の定数は、20人とする。

（昭30条例45・一部改正，昭50条例39・旧第4条繰上・一部改正）

第5条 社会教育委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の社会教育委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 社会教育委員は、再任されることができる。

3 社会教育委員のうち、市議会議員又は関係機関若しくは関係団体の役職員の身分を有する者の任期は、第1項の規定にかかわらず、当該議員又は当該役職員の在職期間とする。

平成27年度

宇都宮市の  
生涯学習・社会教育

## 目 次

### 生涯学習課

- |   |                              |   |
|---|------------------------------|---|
| 1 | 生涯学習課の沿革と役割                  | 1 |
| 2 | 平成27年度 社会教育行政の基本方針及び重点施策について | 3 |
| 3 | 生涯学習課の組織                     | 5 |

### 生涯学習グループ、管理グループ、地域連携グループ、地域人材育成グループ

- |      |                        |    |
|------|------------------------|----|
| 1    | 宇都宮市の生涯学習・社会教育推進体制     | 6  |
| 2    | 生涯学習・社会教育推進体制、関係組織・団体等 | 7  |
| 3    | 各種計画                   | 11 |
| 4    | 生涯学習推進事業               | 18 |
| (1)  | 地域教育の推進                | 18 |
| (2)  | 家庭教育支援事業               | 23 |
| (3)  | 地域教育力向上事業              | 25 |
| (4)  | 青少年教育の推進               | 29 |
| (5)  | 情報提供事業                 | 32 |
| (6)  | 市民大学                   | 38 |
| (7)  | 初心者パソコン相談会             | 41 |
| (8)  | 講座企画・運営ボランティアスタッフ養成講座  | 42 |
| (9)  | 高等教育機関との連携             | 44 |
| (10) | 人権教育指針                 | 45 |
| (11) | 成人式                    | 46 |
| (12) | うつのみや地域教育メッセ           | 49 |
| (13) | あすなろ青年教室               | 51 |

### 生涯学習センター

- |   |                  |    |
|---|------------------|----|
| 1 | 生涯学習センターの役割      | 53 |
| 2 | 生涯学習センターの体制      | 54 |
| 3 | 生涯学習センターの分担事務    | 56 |
| 4 | 生涯学習センターの沿革      | 57 |
| 5 | 生涯学習センター事業運営の考え方 | 59 |

### 図書館・視聴覚ライブラリー

- |   |                     |    |
|---|---------------------|----|
| 1 | 図書館の役割と概要（開館時間・休館日） | 62 |
| 2 | 平成27年度図書館運営目標       | 65 |
| 3 | 視聴覚ライブラリーの沿革と役割     | 67 |
| 4 | 視聴覚ライブラリーの管理と運営     | 67 |

### 文化課

- |   |                            |    |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 平成27年度 文化行政の基本方針及び重点施策について | 68 |
|---|----------------------------|----|

# 生涯學習課

# 1 生涯学習課の沿革と役割

## (1) 沿革

昭和27年11月、教育委員会の権限に属する事務を処理するために事務局を設置し、その内部組織として総務課、学校教育課とともに、「社会教育課」（社会教育係・体育係）が誕生した。

昭和40年4月、社会教育係、体育係に加えて「青少年教育係」が新設され、非行対策や青少年団体・指導者等の育成、青少年教育事業の充実・強化が図られた。

昭和45年4月、「管理係」と「成人教育係」を新設し、体育係を新設の保健体育課に移管した。「管理係」は社会教育施設の整備充実及びその運営や事業の効果的实施方策について研究するために設置され、「成人教育係」は社会の担い手である成人に対する学習機会の充実を図るために設置された。

昭和48年4月、「青少年教育係」及び「成人教育係」の両係を廃し、新たに「社会教育係」を設置し社会教育主事の活用を図ったとともに、文化団体育成・文化財保護を主な目的とする「文化振興係」を新設した。併せて、文部省が新設した「社会教育指導員」6名が配置された。

平成2年4月、社会教育課を「生涯学習課」に改め、「文化振興係」を新設の文化課に移管し、新たに民間学習機関との連携や情報ネットワークづくりなどの生涯学習施策を効果的に展開することを目的に「生涯学習係」を新設した。

平成14年4月、各公民館を「生涯学習センター」、分館を「コミュニティセンター」と名称を改め、「社会教育係」と「生涯学習係」を廃し、「生涯学習推進係」と「事業係」を新設した。「事業係」は、中央生涯学習センターの事業課を兼務し、生涯学習課と生涯学習センターの事業の総合的、円滑な推進を図る役割を担うこととした。

併せて、生涯学習課の執務室を本庁舎から中央生涯学習センターに移転し、課機能とセンターのより一体的な運営を推進する体制とした。

平成16年度に一部組織改編を行い、「生涯学習推進係」の機能の整理を行い、事業実施業務を「中央生涯学習センター」に一元的に集約することとした。これにより本課と事業実施部門の役割分担を明確にし、本課の「事業係」を廃止するとともに、「中央生涯学習センター」を単独組織とした。

平成16年度末、関係各課との緊密な連携による生涯学習施策の立案・運営を図るため、生涯学習課を再び本庁舎に戻すこととした。

平成19年3月、旧上河内町・河内町との合併により、上河内・河内各生涯学習センター及び上河内・河内各図書館を生涯学習課所管の教育機関として位置づけした。

平成19年4月、家庭の教育力・地域の教育力向上をめざして「家庭教育支援グループ」を新設するとともに、文部科学省所管の「放課後子どもプラン」を受け、一体的な放課後児童対策を行うため、児童福祉課から「留守家庭児童会・子どもの家事業」を移管した。

平成20年4月、「放課後子どもプラン事業」の総合的实施など、地域・家庭教育力の向上をさらに推し進めるため、「地域教育グループ」を新設した。なお、全庁的なグループ名称の見直しにあわせ、生涯学習推進グループは、「生涯学習グループ」に、家庭教育支援グループは「家庭教育グループ」とした。

平成21年4月、「図書館担当主幹」及び（仮称）第3図書館整備に係る担当係長を新設し、（仮称）第3図書館整備に向けた組織強化を行った。

平成22年4月、「うつのみや地域教育プラン」が目指す「地域で学び、地域で育て、地域をつくる」人づくりを進めるため、まちづくり部門との一体的な地域教育推進体制の整備を図っ

た。これにより、中央、東、西、南、北の各生涯学習センターにまちづくり担当の職員がそれぞれ配置されることとなり、地区市民センター併設の11館の生涯学習センター（旧地域生涯学習センター）と、新たに位置づけされた「市民活動センター」併設の5館の生涯学習センター（旧市街地生涯学習センター）の16館の一体化が図られた。

同時に、上河内・河内生涯学習センターを併せた18館との緊密な連携を図るため、中央生涯学習センターに位置づけしていた生涯学習センターの統括・支援機能を生涯学習課本課に移管し、その強化を図るとともに、地域教育推進センター機能として「(愛称)人材かがやきセンター」を新設し、生涯学習ソフトの研究・開発や地域人材育成機能の充実を図り、サポート体制の強化を図った。

生涯学習課のグループ構成についても、(仮称)第3図書館整備事業に係る体制強化のため、管理グループから「第3図書館グループ」を独立させ専任化を図るとともに、学校・地域・家庭との連携事業や青少年教育を一体的に推し進めるため、家庭教育グループと地域教育グループを併せ「家庭・地域連携グループ」に改編した。また、上記「人材かがやきセンター」業務を担う「地域人材育成グループ」を新設した。

平成23年4月、第3図書館グループを発展的に解消し、南図書館開館の準備業務のため、生涯学習課付け職員として人員体制の強化を図り、7月に南図書館が開館した。

平成24年4月、5館体制になった図書館サービスの向上のため、中央図書館が市内図書館5館の統括業務を担うことになったことから、図書館担当主幹を廃止し、中央図書館において人員体制の強化を図った。

平成25年4月、家庭教育支援業務を強化するため「地域人材育成グループ」へ業務を移管したことに伴い、「家庭・地域連携グループ」を「地域連携グループ」へと名称を変更した。

平成26年4月、「地域人材育成グループ」を「家庭教育・地域人材グループ」へと名称を変更した。

## (2) 役割

平成18年12月、60年ぶりに改正された「教育基本法」において、生涯学習の理念について「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定された。

また、既存の教育基本法にはなく新設された規定として「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」があり、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」とされた。

厳しい経済環境や団塊世代のシルバー世代化が進む中、限られた資源の中で持続的に社会を維持していくための仕組みづくりや人の育成が真剣に求められる時代となっており、こうした中、「地域教育」の考え方を生涯学習施策の軸足に位置づけし、その体制整備を進めてきた。

単に自己実現というだけでなく、地域や社会が置かれている現状を正しく認識し、自分たちが生活している環境を良くしていくために、自分にできることがないのか気づくことができる学習環境をつくっていくことが求められており、さらに、その気づきから学んだり、人との関係を築いたり、少しでも良くしたいといった行動に結びつくような仕掛けを地域に作っていくことが今後の課題である。

学校、家庭、企業も含めた地域住民の密接な連携の下に、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができる地域の環境づくりを、こうした人づくりの視点から支えていくことが生涯学習課の役割として求められている。

## 2 平成27年度 社会教育行政の基本方針及び重点施策について

### (1) 基本方針

社会の急激な変化により、社会的ニーズが個別化・多様化している現代においては、行政の統一的・画一的な手法による課題解決だけではなく、市民生活の現場である地域において、市民が自ら課題を見出し、互いに支えあいながら、学びを通して主体的に課題を解決していくことが必要となっている。

また、今後の社会教育行政は、このような地域社会の形成に向けて、住民同士が学びあい教えあう相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を一層果たしていくとともに、その時々社会情勢などにより変化する時事的なテーマや顕在化してきた社会的課題について、学習機会の充実に向けて取り組むことが必要である。

このような中、平成25年度には、「宇都宮市読書活動推進計画」の策定や、「各種講座の役割やあり方の整理」、また、平成26年度においては、「生涯学習推進本部会議」において、社会教育委員の会議より提出された提言（「社会の要請」と求められる学習について）に対する本市の取組の方向性を決定するなど、「第2次宇都宮市地域教育推進計画」の実現に向けて着実に歩みを進めてきたところである。

これらの状況を踏まえ、平成27年度においては、「宇都宮市生涯学習推進本部」を中心に、社会の要請に即した事業の推進とともに、地域・学校等と連携して、子どもたちが心豊かに育まれる環境づくりにこれまで以上に取り組みながら、「第2次宇都宮市地域教育推進計画」に掲げる基本理念である「学びを通して豊かな人間性と人と人との絆を育み、地域ぐるみにより、教育活動やまちづくりを支える社会を実現する。」に基づき、引き続き、「人間力を高める学習環境の充実」、「家庭・地域の教育力の向上」、「学習活動とその成果を地域活動につなぐ仕組みづくり」に取り組んでいく。

### (2) 重点施策

#### ア 人間力を高める学習環境の充実に資する施策

- ・ 身近な生活課題の解決に資する個人の自立に向けた学習の推進
- ・ 生涯学習推進本部との連携による社会の要請に対応した事業の推進
- ・ 大人の気づきと行動を促す学習機会の充実
- ・ 「宇都宮市読書活動推進計画」に基づく、読書活動の推進

#### イ 家庭・地域の教育力の向上に資する施策

- ・ 親が子どもの豊かな人間性を育むために必要な知識を習得するとともに、家庭教育に対する意識の高揚を図る「親学」の推進と、地域や学校、企業などによる家庭教育支援の充実・強化（親学出前講座の充実、家庭教育サポーターの連携強化）

- ・ 学校・家庭・地域等が一体となって児童・生徒の健全育成に取り組む「魅力ある学校づくり地域協議会」活動の促進に向けた支援の充実
- ・ 「子ども・子育て支援新制度」に基づく「宮っ子ステーション事業」の充実

#### **ウ 学習活動とその成果を地域活動につなぐ仕組みづくりに資する施策**

- ・ 人と団体，学びと活動を結びつけるマッチング支援の推進
- ・ 地域の課題や魅力を発見し，郷土愛の醸成や課題の解決に向けた学習の推進
- ・ 学習と活動の循環を意識した取組の充実

生涯学習グループ

管理グループ

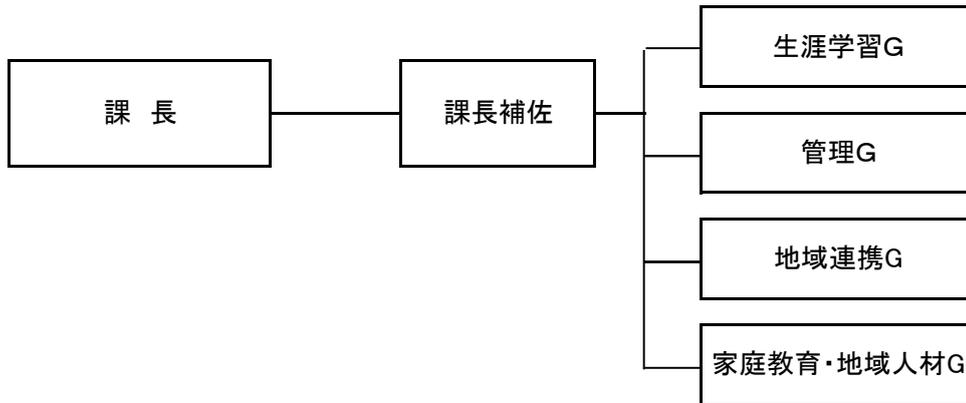
地域連携グループ

家庭教育・地域人材グループ

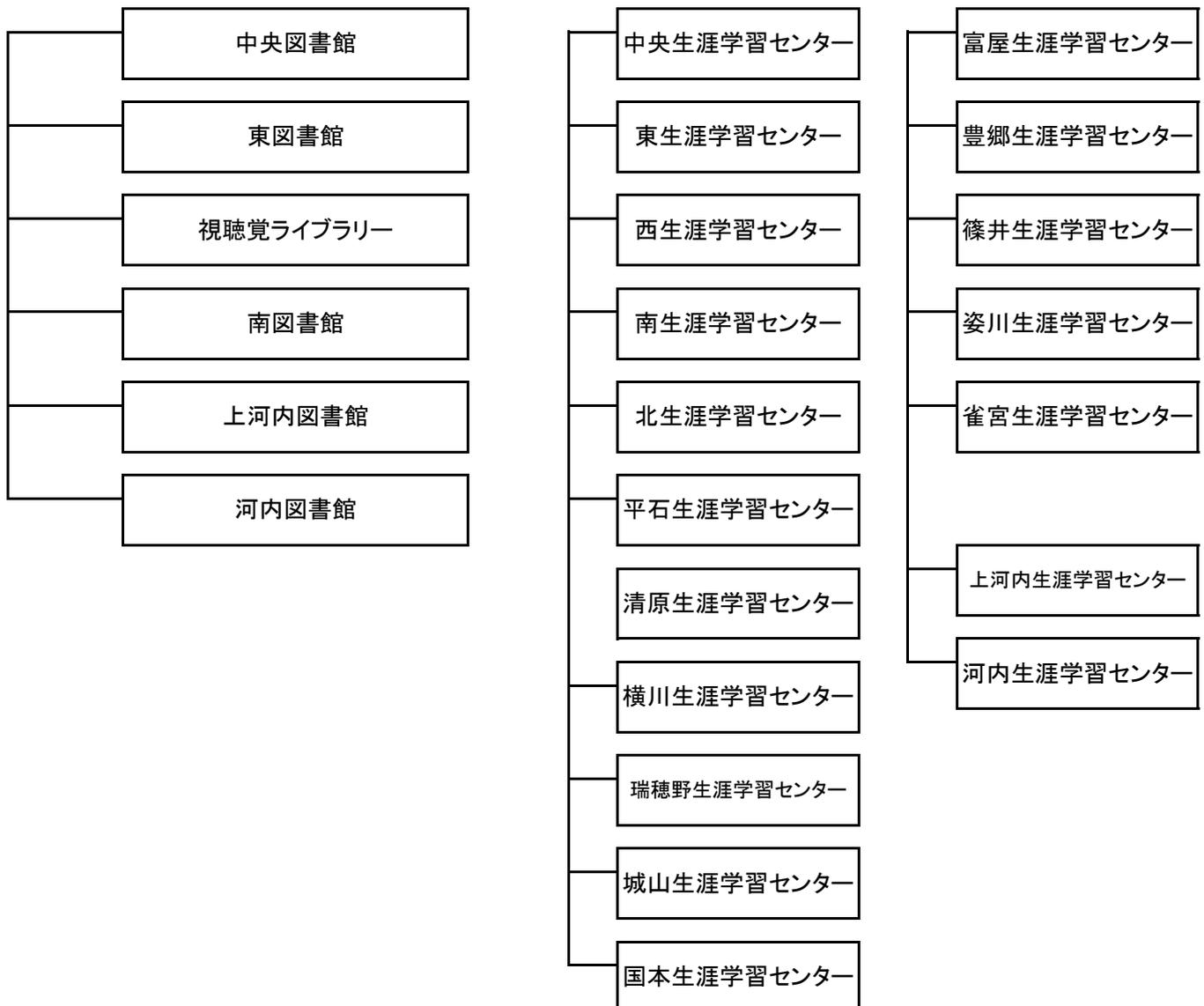
### 3 生涯学習課の組織, 職員等

(平成27年4月1日現在)

○教育委員会事務局 生涯学習課



○教育機関



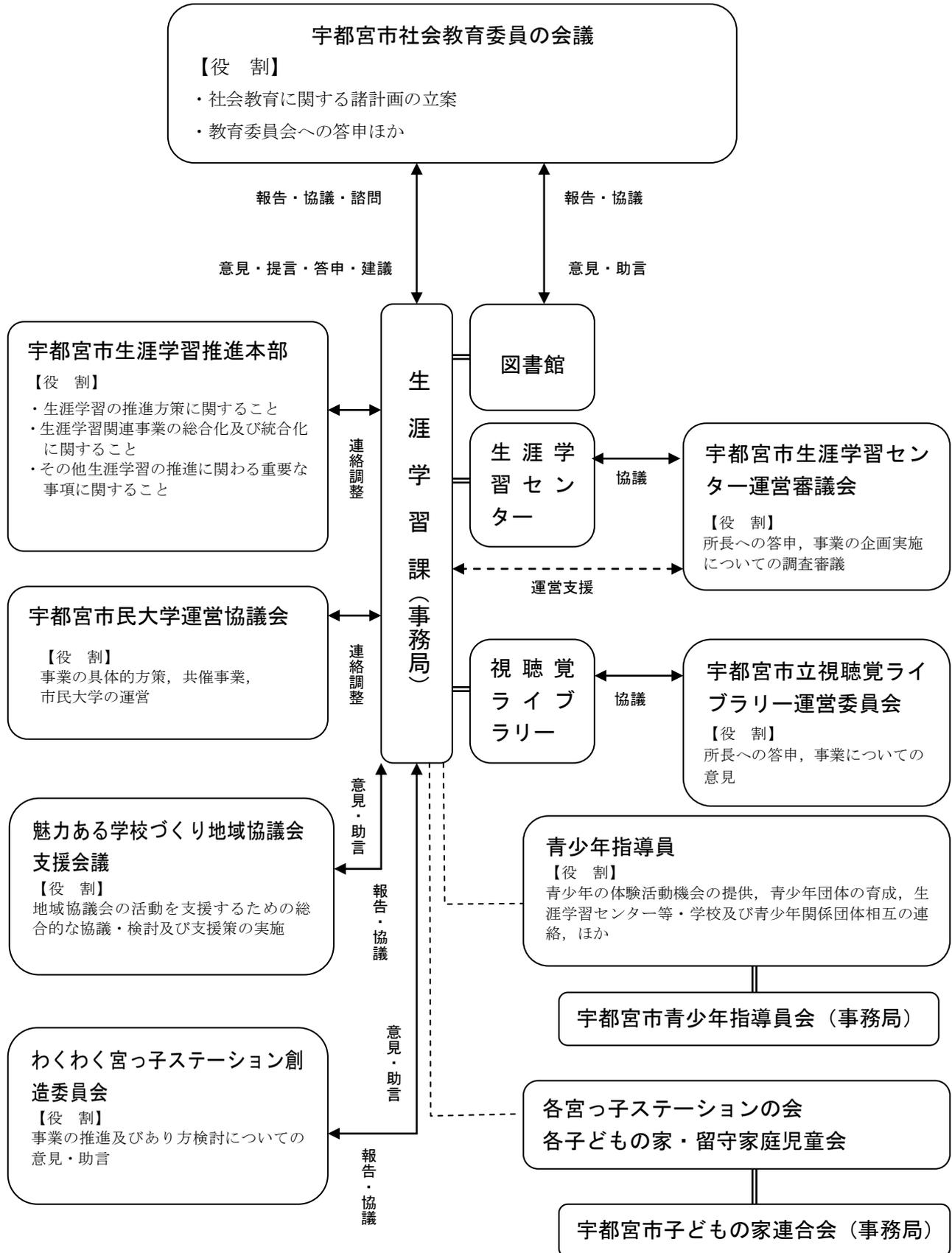
生涯学習グループ

管理グループ

地域連携グループ

家庭教育・地域人材グループ

# 1 宇都宮市の生涯学習・社会教育推進体制



## 2 生涯学習・社会教育推進体制、関係組織・団体等

### (1) 生涯学習推進体制（生涯学習推進本部 平成2年4月1日～）

生涯学習の継続的な発展に向けて、生涯学習推進に関わる施策事業について全庁的な連携・調整を図り、生涯学習を効果的・効率的に推進するため、「宇都宮市生涯学習推進本部」を設置している。（H26.3.25「本部会議・幹事会議」において、会議の組織を変更）

#### ○ 本部会議

- ・構成 本部長：教育次長  
副本部長：市民まちづくり部次長  
本部員：関係部局次長
- ・所掌事務 生涯学習推進方策の策定及びその他生涯学習の推進に関すること
- ・概ね年1回開催予定

#### ○ 幹事会議

- ・構成 委員長：生涯学習課長，副委員長：みんなでまちづくり課長  
委員：関係部局から議事の内容に応じて委員長が指名する者
- ・所掌事務 生涯学習推進方策の企画立案，生涯学習事業の推進，庁内の連絡調整
- ・概ね年2回開催予定

#### ○ 作業班

- ・構成 班長：生涯学習課長補佐，副班長：班長が指名  
班員：幹事会議委員が指名
- ・所掌事務 幹事会議の補助
- ・必要に応じ開催

### (2) 社会教育に関する組織・団体・団体活動への支援

#### ア 社会教育委員

本市の社会教育委員は、昭和24年に条例により設置され、定数20名、任期は2年とされている。委員の構成は、学校教育の関係者4名、社会教育の関係者11名、学識経験者5名（平成22年7月委嘱より変更）。会議は年3、4回開催予定。

平成21年7月に教育委員会から「宇都宮市における今後の『成人教育』のあり方について」の諮問を受け、平成22年7月に答申する。

平成26年10月に、本市において可及的速やかに取り組むべき学習課題と求められる学習について明示した提言書を提出する。（以下、近年における調査研究事項）

昭和57年度（建議）「地域社会における青少年教育のあり方について」

昭和59年度（答申）「多様化、高度化する社会に対応した公民館の機能と組織体制について」

昭和63年度（答申）「成人の日の行事について」

平成2年度（答申）「生涯学習推進に伴う公民館のあり方について」

平成5年度（答申）「成人の日の行事のあり方について」

平成12年度（意見書）「生涯学習社会における今後の公民館のあり方について」

平成13年度（意見書）「（仮称）宮っ子育成の日について」

平成18年度（意見書）「家庭と地域の教育力向上に関する方策について」

平成22年度（答申）「宇都宮市における今後の『成人教育』のあり方について」

平成26年度（提言書）「『社会の要請』と求められる学習について」

## イ 青少年指導員

昭和41年度から国庫補助を得て、子供会等少年団体育成指導員事業としてボランティアの養成を図っていたものを昭和44年度から宇都宮市青少年指導員と名称を改め、市の非常勤職員として市立小学校区ごとに1名ずつ68名を配置。

生涯学習センターで実施する各種事業への参加、青少年団体の指導育成など、青少年教育の振興を図っている。

## ウ 社会教育関係団体（全市的団体） ☆印は補助金交付団体

### （ア）宇都宮市子ども会連合会（☆）

昭和50年2月設立。子ども会員（3歳以上中学生以下）26,398人。育成者、指導者13,547人（うち宇都宮リーダーズクラブ28人（高校生13人、OB及びOG15人、事務局員1人）。全市的な子ども会育成指導者の連絡組織として結成され、現在、43地区（668単位子ども会）子ども会育成会連絡協議会（「地区子連」）で組織されている。

平成13年4月に、宇都宮市子ども会育成会連合会から宇都宮市子ども会連合会に名称を変更し、平成15年4月には、子ども会員対象年齢を平成27年4月から「0歳児から」に変更した。

主な活動は、ボランティア活動、スポーツ、文化活動の推進、子ども会指導者・高校生ジュニアリーダーの養成、指導者研修会、地区子連への援助助言、先進地との交流研修等であり、安全共済会事務も行っている。平成26年度の安全共済会加入者数については、39,945人。

### （イ）宇都宮市BS・GS連絡協議会（ボーイスカウト・ガールスカウト）

会員568人（うちボーイスカウト482人、ガールスカウト86人）。ボーイスカウト・ガールスカウトの組織として、社会に奉仕する態度を身につけ、心身ともに健全な青少年の育成を目的に活動している。清掃奉仕活動、募金奉仕、指導者講習会、B-Pフェスティバルの開催等を行っている。

宇都宮市に所在する日本ボーイスカウト栃木県連盟加盟のボーイスカウト8団体及び（社）ガールスカウト日本連盟栃木県支部加盟のガールスカウト2団体で組織している連絡協議会。

### （ウ）宇都宮市青少年指導員会

昭和44年設立。会員68人。青少年教育の振興を図るため、青少年指導員が市立小学校区ごとに1名、教育長から委嘱を受けており、その68名が組織している。

指導員相互の交流と資質の向上を図るため、工作教室等の全体・ブロック別研修会の実施、各種講習会等への参加、地区の行事での指導を行っている。

青少年指導員は、昭和41年度から国庫補助を得て、子ども会等少年団体育成指導員事業として、ボランティアの養成を図ったのが始まりである。

### （エ）宇都宮市地域婦人会連絡協議会（☆）

昭和24年設立。会員約480人。9地区の単位婦人会の総合的な連絡協議会が本会である。会員の教養の向上、親睦と融和及び地域社会での奉仕活動等に関する諸活動により、社会教育の振興を図ることなどを目的として、各種の研修や文化祭の開催のほか、

地域の敬老会・体育大会・成人式・交通安全運動や青少年健全育成活動への参加，各種奉仕活動，公的募金協力活動，さらに日赤奉仕団として献血街頭PR活動など，地域に密着した幅広い活動を行っている。

また，地区ごとの情報交換や事業，活動内容のPRとして，広報紙「市婦連だより」を年2回発行している。

#### (オ) 宇都宮市PTA連合会（☆）

昭和32年設立。会員数約38,000人。社会教育関係団体としては最大の会員数を擁し，市内の小中学校95校の単位PTAの連合体として，連合会が組織されている。

PTA会員相互の連絡と協力で児童・生徒の健全な育成，各PTA組織のさらなる発展等の共通目的の達成を目指し，校長・会長研修，リーダー研修の実施，全国大会，指導者研修会への派遣を行っている。

広報紙「PTA宇都宮」を年2回発行している。

#### (カ) 「小さな親切」運動宇都宮支部

昭和54年設立。会員数2,032人（H27.3.31）。社会道義の確立を目指し，「小さな親切」の実践を呼びかけ，加盟会員が中心となり，この運動を推進するため，加入小・中学校交歓会，クリーン作戦の実施，標語ポスターの作成配付，実行賞の推薦・贈呈式を行っている。

#### (キ) 宇都宮モラロジー事務所

会員215人。平成11年1月宇都宮モラロジー事務所に名称変更。公益財団法人モラロジー研究所から承認された団体として，地域社会における道徳振興活動を通じた国づくりに寄与すること，モラロジーに基づく生涯学習活動推進の拠点となることなどを目的に掲げている。会員研修としての月例会，清掃ボランティアを始め，実践活動としての研究会，セミナー等の開催，サークル活動など，幅広い活動を行っている。

道徳科学モラロジー協会から，宇都宮モラロジー研究会，宇都宮モラロジー事務所に名称が変更され，現在に至る。

#### (ク) 宇都宮ユネスコ協会（☆）

昭和39年設立。会員20人，青年会員11人。ユネスコ憲章の精神に基づき，教育・文化・科学を通じて国際的相互理解と地域社会の発展に努め，世界平和と人類の福祉に寄与することを目的に設立された。

「絵で伝えよう！ わたしの町の宝物」絵画展（第10回）を主催しており，本市からは，市長賞として小・中学生の部で各1点ずつ表彰している。平成26年度の応募数は146点。

#### (ケ) 宇都宮市家庭教育オピニオンリーダー会

平成4年設立。会員28人。地域における家庭教育の実践者として，子育て相談や親子の実技指導等を行っている。若い親や転勤などで孤立しがちな親の子育てに関する相談相手となり，自主グループづくりの支援等を図る活動をしている。

例年，生涯学習センター主催の「3歳児と親のふれあいスクール」，「子育て広場」などの講座の講師を務めたり，家庭教育講座における託児を行ったりしている。

自主事業として、子どもの居場所「西が岡ひろば」（宝木団地集会所）に取り組んでいる。

会員は、県教育委員会主催の家庭教育指導者養成講座の修了生が発起人となり、実践を続ける意思のある会員で組織されている。

## エ 後援名義使用許可

### (ア) 概要

本市で催される生涯学習関連行事について、教育委員会（又は宇都宮市）の名義を貸し与えることにより、市民の自発的な活動を支援すると共に、市民に潤いを与え、教育的な効果及び生涯学習の推進を図る。

### (イ) 平成26年度実績

後援件数 69件（教育委員会：62件、宇都宮市：7件）

### 3 各種計画

#### 第2次宇都宮市地域教育推進計画（うつのみや地域教育プラン）

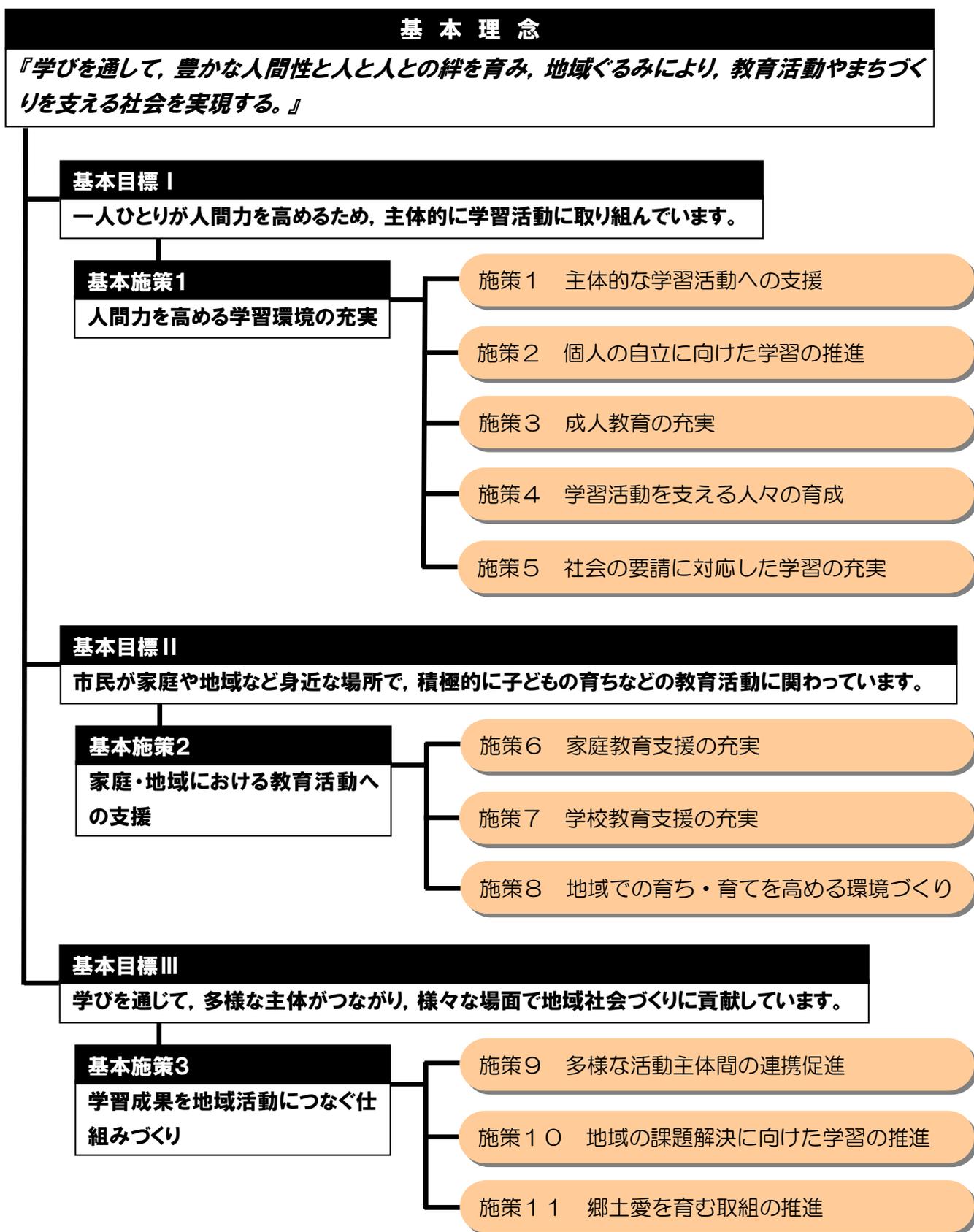
##### ○ これまでの計画の特徴

- ・ 「第1次宇都宮市生涯学習推進計画」（平成2年度～平成12年度）  
⇒ 生涯学習の基盤整備（施設整備，学習機会拡充，情報提供）
- ・ 「第2次宇都宮市生涯学習推進計画」（平成13年度～平成22年度）  
⇒ 生涯学習の環境整備（学ぶ環境，生かす環境，つなぐネットワーク）
- ・ 「宇都宮市地域教育推進計画（第3次宇都宮市生涯学習推進計画）」  
（平成20年度～平成24年度）  
⇒ 「個人」のための学習支援から「社会」をつくる人づくりへ  
（人間力の向上，家庭・地域の教育力の向上，主体的な学習活動の支援）

##### 【第2次宇都宮市地域教育推進計画（うつのみや地域教育プラン）の概要】

計画の期間	5年間（平成25年度～平成29年度）
基本理念	学びを通して，豊かな人間性と人と人の絆を育み，地域ぐるみにより，教育活動やまちづくりを支える社会を実現する。
基本目標①	一人ひとりが人間力を高めるため，主体的に学習活動に取り組んでいます。（人づくり） 【基本指標】 学習活動をしている市民の割合 43.2%（H23） ⇒ 48.4%（H29）
基本目標②	市民が家庭や地域など身近な場所で，積極的に子どもの育ちなどの教育活動に関わっています。（絆づくり） 【基本指標】 放課後子ども教室に係る延べ地域活動者数 14,716人（H23） ⇒ 37,438人（H29）
基本目標③	学びを通じて，多様な主体がつながり，様々な場面で地域社会づくりに貢献しています。（地域づくり） 【基本指標】 地域活動やボランティア活動に参加している市民の割合 56.6%（H23） ⇒ 60.0%（H29）
基本施策	1 人間力を高める学習環境の充実 2 家庭・地域における教育活動への支援 3 学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり

○ 計画の体系



## 提言書

### 「社会の要請」と

### 求められる学習について

平成26年10月

宇都宮市社会教育委員の会議

#### 提言にあたり

我々を取り巻く社会環境は、長期にわたる人口減少局面を迎えており、今後、高齢化率の増加や生産年齢人口割合の減少など、少子・超高齢社会への著しい変容が見込まれている。経済環境については、政府は日本経済の持続的な成長を確固たるものにすべく、平成26年6月に『日本再興戦略』改訂2014』を閣議決定し、企業の収益水準・生産性の向上や女性のさらなる活躍促進などに断固たる決意で取り組んでいるところである。このような中、新興国における産業基盤の蓄積に伴う国内産業の競争力の低下、非正規雇用比率の増加に伴うワーキングプアといわれる若者の増加、消費税率の引き上げに伴う個人消費の反落など、持続的経済成長社会の実現を期待しているにもかかわらず、不安的要素も払拭できない状況である。

宇都宮市においても、総人口は平成29年にピークを迎えた後、人口減少に転ずるものと予測されており、平成42年には、65歳以上の高齢者の割合が29%に達する見通しとなっている。行政では、このような人口減少時代の到来を見据えた上で「第5次宇都宮市総合計画」を策定し、「みんなが幸せに暮らせるまち」「みんなに選ばれるまち」「持続的に発展できるまち」の実現をまちづくりの目標として掲げ、魅力あふれる宇都宮の構築に向けて取り組んでいる。

我々は、宇都宮市の社会教育委員として、こうした社会・経済環境の変化を踏まえながら、一人ひとりが豊かな人生を送れる社会を構築するためには、社会教育・生涯学習の振興を通じた「人づくり」が緊要であると考えている。

社会教育・生涯学習の振興を通じた「人づくり」とは、「社会の多様性を尊重しつつ、幅広い知識や柔軟な思考力、課題を解決する力（自立した個人としての力）」とともに「社会性や公共性、豊かな人間性など、個々人が社会の中で他者と連携・協働しながら様々な課題や問題を乗り越えていく力（社会を構成し、運営する力）」の養成である。

これらの「人づくり」を、迅速かつ的確・着実に推進するためには、多くの市民が解決していかなければならない社会的課題や、それらを解決する上で必要な学習について、教育行政に携わる社会教育委員として、それぞれの立場から議論・検討し、方向性を導くことに、大きな意義があると考えている。

このようなことから、社会教育委員の総意として、本市において可及的速やかに取り組むべき学習課題、いわゆる『「社会の要請」と求められる学習について』ここに提言する。

## 〔提 言〕

### 1 「社会の要請」の高まり

近年の社会・経済環境の変化を背景として、特に以下に述べるような課題において早急な対応が必要である。

#### (1) 「超高齢社会」への対応

急激な高齢化の進展の影響は、医療や介護、年金等の社会保障制度の対応が大きな課題であるだけでなく、高齢世帯の増加や高齢者の一人暮らしによる社会的孤立、活躍場所の不足など、地域社会における身近な課題としてあらわれている。

#### (2) 「子育て・子育て環境の変容」への対応

少子化や核家族化、また高度情報化などの社会状況が、地域社会などにおける子どもの育ちをめぐる環境や、家庭における子育て環境を変化させている。また、これにより、子ども同士が遊びに集中し、互いに影響しあって活動する機会の減少など、人間関係の希薄化や体験活動の不足により、自立意欲や社会適応力に欠ける青少年の増加が懸念される。

#### (3) 「格差社会」や「勤労観の変容」への対応

家庭の社会経済的背景が、その後の就労をはじめとした「格差」や「貧困」などにもつながるとの指摘がされており、子どもの将来や老後の生活に不安や孤立を感じ、悩みを抱える家庭が増えている。また、雇用情勢の変化の影響が、若者の勤労意欲や社会の活力低下につながることで問題となっている。

#### (4) 「規範意識・社会性の低下」への対応

家族形態の変容や都市化、情報化の急速な進展、価値観やライフスタイルの多様化を背景として、近所づきあいなどの住民同士の交流に対する意識が希薄になっている。また、これにより、地域における歴史・文化の継承の途絶や、地域社会における規範意識の低下が問題となっている。

#### (5) 「地域コミュニティの変容」への対応

地域における人のつながりや連帯感、支え合いの意識の希薄化は、地域コミュニティにおける互助・共助機能の低下を招くだけでなく、若い世代の地域活動への参加率低下や多様化する地域の課題に関心を持たない、積極的に関わろうとしない大人の増加など、地域コミュニティの自治機能を衰退させる原因となっている。

### 2 必要とされる学習

これらの課題に対して、必要とされる学習は以下のとおりである。

※（ ）は関係する課題

#### (1) 子ども・青少年に関わる課題に対する学習

##### 多様な体験活動

（「子育て・子育て環境の変容」、「規範意識・社会性の低下」）

子ども・青少年においては、様々な学習を積み重ね、多くの人との出会いを通して、成人としての自己を築く時期であり、学校、家庭、地域が相互に連携・協力し、ボランティア活動や体験活動、世代間交流の促進など、子どもたちが社会に関わる多様な体験活動の機会を創出していくことが必要である。

こうした課題に対する学習において最も大切なことは、人間同士の直接の触れ合いである。実社会においては、生活体験・社会体験・自然体験などのあらゆる場面における直接体験こそが重要であるとともに、体験活動を通して「思いやり」や「礼儀正しさ」など、日本人が古来大切にしてきた規範意識や道徳心の醸成も図っていく必要がある。

#### **職業観・勤労観の醸成**

(「格差社会」や「勤労観の変容」)

青少年が職業に就き、社会経済的に自立することは、社会を生き抜く上での基盤であるとともに、社会にとっても持続的な発展を続ける上で欠かせないものである。雇用情勢が不安定となる中、行政においては、学校や企業など多様な機関と連携を図りながら、青少年の職業観・勤労観の育成や職業に関する知識・技術等の習得を支援することが必要である。

### (2) 成人に関わる課題に対する学習

#### **子育て支援、家庭教育支援**

(「子育て・子育て環境の変容」, 「格差社会」や「勤労観の変容」)

格差の進行や貧困など、家庭を巡る状況の変化は、個々の家庭の頑張りや努力だけでは対応が難しい社会的問題となっており、こうした課題にあたっては、行政においては、教育分野と福祉・労働・保健等の各分野が連携・協力し、親子の育ちを一層支援していくことが必要である。

#### **大人の道徳観の醸成**

(「規範意識・社会性の低下」, 「地域コミュニティの変容」)

周囲の人や地域とのつながりを持たない大人が増加しており、大人自身の気づきや意識の変容が必要である。地域社会を構成する一員としての責任や役割を自覚し、子どもや他の大人の模範となれるよう、モラルやマナーなど規範意識を高めるとともに、道徳観の醸成を図る取組を一層推進していくことが必要である。

### (3) 高齢者に関わる課題に対する学習

#### **豊かな人生に向けた多様な学習の提供**

(「超高齢社会」)

高齢者がリタイア後の人生を明るく安心して生活するためには、健康で生きがいのある生活と地域社会との関わりが必要である。こうしたことから、高齢者に対する学習については、生涯学習センターなどの地域の様々な関連施設が、コミュニティビジネスを含めた高齢者の生きがいの創出につながる講座や、近年大きな問題となっている高齢者を狙った特殊詐欺に関する講座など、多様な学習プログラムを企画・提供することが必要である。

高齢者の学習については、身体的事由や意欲の低下など、学習活動の参加が困難な場合もあることから、積極的な学習機会の提供や学習者の興味・関心を呼び起こすための啓発活動など、きめ細かい配慮や工夫が必要である。

#### (4) 地域住民に関わる課題に対する学習

##### 地域コミュニティの強化

(「超高齢社会」、「規範意識・社会性の低下」、「地域コミュニティの変容」)

生活環境の整備や防犯・防災など、個人の力では解決できない様々な地域の課題に対応していくためには、日頃から地域の住民同士がつながりを持ち支え合い、助け合う「互助」・「共助」の関係のある地域コミュニティの構築が必要である。特に、超高齢社会の到来により、地域コミュニティの役割や期待は益々高まってきており、地域における様々な課題の解決を目的としてコミュニティが結びつき、多様性のある地域コミュニティの形成が必要である。

行き過ぎた個人主義の風潮や社会全体のつながりの希薄化等が問題となっている近年においては、郷土愛の醸成や地域学講座など、今一度住民が地域に目を向け、地域と向かい合うことができる取組を通して、地域コミュニティの強化を図ることが必要である。

### 3 おわりに

この提言は、冒頭でも述べたように、社会教育・生涯学習の振興を通じたこれからの人づくりを推進していく上で解決していかなければならない社会的課題や、必要な学習について議論・検討し、とりまとめたものである。

人づくりにおいては、教育委員会に限らず、市役所の他部局や関係機関などにおいても様々な取組が展開されており、それらの連携・協働は相当に進んでいるものの、急速な社会・経済環境の変化における社会的課題の解決に向けた、多様な主体との連携・協働は、必ずしも十分に進んでいるとは言い難い状況であると考えている。

今後、社会教育行政が、社会教育・生涯学習の役割を各地域において目に見える形で示していくためには、地域住民の絆の構築、地域コミュニティの形成、地域課題の解決といった地域の総合的な課題に対応できるよう、地域の多様な主体との連携・協働によるネットワークの構築を一層推進していくことが必要であり、行政においては、本提言を踏まえ関係部局が連携し、効果的な取組が推進されることを期待し、提言するものである。

#### 宇都宮市社会教育委員

上野 修一, 吉田 治, 宇賀神 貴, 勝田 健一, 刀川 啓一,  
伊藤 三千代, 今井 政範, 小池 操子, 福田 治久, 廣瀬 隆人,  
榎 澁江, 河田 隆, 坂本 宏夫, 佐々木 一隆, 荻野 久一,  
山尾 貴則, 橋本 裕文, 高橋 美幸, 清島 康伸, 小平 美智雄

(順不同)

# 宇都宮市読書活動推進計画

平成20年度に策定した『宇都宮市図書館機能・サービス向上計画（みや図書館サービスプラン）』に基づき、図書館が「市民の読書活動・学習活動を支援し、市民生活や地域の課題解決に役立つ身近な情報拠点となること」を目指して、図書館の機能・サービスの向上による市民の読書活動の推進に努めてきた。

また、平成21年度に策定した『第2次宇都宮市子ども読書活動推進計画』に基づき、「もっと。ずっと。グンと。読書を通じて育む“豊かな心”と“人との絆”子ども読書のまち宇都宮」を目標に、家庭・地域・学校・図書館等が連携・協力して子どもの読書活動を推進してきた。これらの計画により、本市の図書館資料の貸出数・予約数、小中学生の読書量は飛躍的に増加した。

今後は、読書活動が市民や地域の課題解決に寄与し、市民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、市民の読書活動の推進に有効なこれまでの取組を継続するとともに、読書活動の一層の推進を図るための効果的なサービスの展開を図る。

## 【宇都宮市読書活動推進計画の概要】

計画の対象	宇都宮市民
計画の期間	5年間（平成25年度～平成29年度）
基本理念	市民や地域の課題解決支援やICTの対応など、読書環境の整備を図るとともに、子どもを含めた市民の読書活動を推進します。
基本目標	目標1 多様な図書館サービスを利用するなど、あらゆる市民が読書活動に親しんでいます。 目標2 図書館、地域、学校の連携のもと、宮っ子が読書活動や学習活動に励んでいます。 目標3 個人や団体、地域が図書館サービスを利用し、それぞれの課題を解決しています。 目標4 市民が高度情報化に対応した資料や設備を利用し、ニーズに応じたデジタル情報を活用しています。 目標5 図書館の適切な環境整備と運営により、市民が快適に図書館を利用しています。
基本施策	基本施策1 市民の読書活動の推進 施策1 さまざまな市民の読書活動の推進 施策2 子どもの読書活動の推進 施策3 レファレンス・課題解決型サービスの強化 施策4 ICTの推進や電子情報の提供 基本施策2 適切な図書館運営や環境の整備 施策5 効果的・効率的な管理運営体制の充実 施策6 施設の再整備の計画的な推進

## 4 生涯学習推進事業

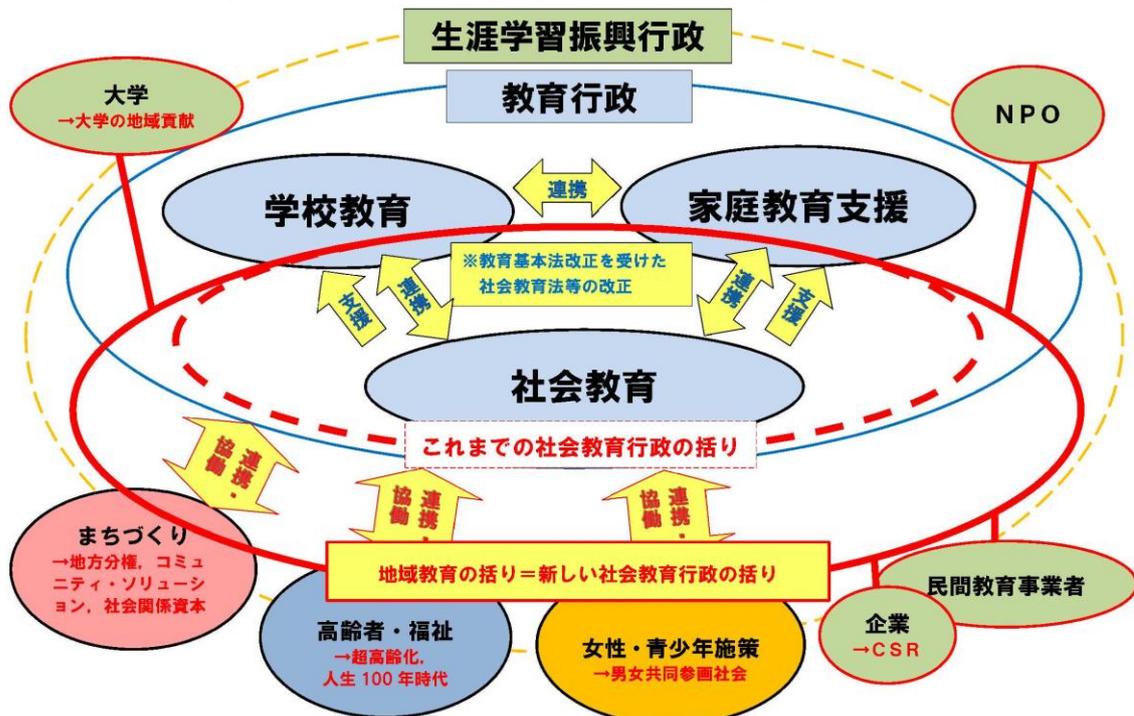
### (1) 地域教育の推進

社会構造の急速な変化，低迷する経済による閉塞感や，人々の価値観やライフスタイルの急激な変化などを背景に，生涯学習へのニーズもますます多様化してきている。

一方では，退職前後の成熟期，円熟期の世代の地域におけるまちづくり活動への参加や，東日本大震災後の社会貢献意欲の高まりなど，地方分権の流れの中で地域自治を主体的に市民が支えていくための人づくりや人と人，学習と活動をつなぐ仕組みづくりが求められてきている。

国では，これまで示してきた「個人の要望と社会の要請のバランスの確保」「公共の課題に取り組む社会教育の振興」「地域社会で活躍する人材の育成」などの考えに加え，平成25年3月に中央教育審議会生涯学習分科会が公表した「議論の整理」において，現代的・社会的な課題等の学習機会の提供に当たっては，「社会教育行政」の担当部局と関係行政部局との連携・協働が重要であるとし，「社会教育行政」が取り組む範囲が拡大されたところである。

市でも，従来の「社会教育行政」の領域を越えた範囲を，「地域教育」として取り組んできたところであり，引き続きこうした流れを踏まえ，平成25年3月に策定された「第2次宇都宮市地域教育推進計画」に基づき，学びを通して豊かな人間性と人と人との絆を育み，地域ぐるみにより，教育活動やまちづくりを支える社会の実現に向け，生涯学習センター等への支援や人材育成の拠点である「人材かがやきセンター」の事業の充実など，地域教育活動の促進や地域人材の育成に積極的に取り組むとともに，学習活動とその成果を地域活動につなぐ仕組みを構築し，「地域で学び，学んだ人が地域をつくる」地域教育のより一層の推進を図っていく。



【図】地域教育と新しい社会教育行政の関係

## ア 地域教育推進体制の整備

### (ア) 体制整備の目的

- ・ 生涯学習に関する市民の意識や活動が活発化する中、学んだ成果を発揮して、地域に貢献できるような人材を育成する。
- ・ 地域に貢献できる人材を育成していく「地域教育」（地域で学ぶ，地域で育てる，地域をつくる，地域ぐるみの教育）を着実に推進していく。

### (イ) 体制整備の内容（H22.4～）

- ・ 18生涯学習センターの講座予算を50款で一括計上するなど，生涯学習課の本課機能の集約・強化を図り，全ての生涯学習センター（18館）を統括・支援する。
- ・ 中央，東，西，南，北の生涯学習センターを市民活動センター併設館とし，まちづくり支援担当職員（生涯学習センター職員兼務）を配置することで，人づくりとまちづくりの一体的推進を図る。
- ・ 生涯学習課内に地域に貢献できる人材の育成を目的とした地域人材育成グループを新たに設置し，指導者育成，関係職員研修，全市的・先導的事業の実施，プログラム開発，調査研究等を行う「地域教育推進センター機能」を付加する。
- ・ 全ての生涯学習センター（18館）においては，本課の方針等もふまえ，地域の実情に応じた事業展開や人づくり事業を実施する。

## イ 地域かがやきプロジェクト（CKP）

- ・ 地域教育や地域の困りごとなどについて，地域住民が改めて考え，取り組みのきっかけになるような機会を創出するため，活動と学習の循環の考え方を構築し，各生涯学習センターを拠点として「地域かがやきプロジェクト」を展開している。  
平成24年度…3事業，平成25年度…7事業，平成26年度…9事業  
活動と学習の循環（CKPサイクル）・・・28ページ

## ウ 人材かがやきセンター

### (ア) 機能概要

- ・ 市民やボランティアなど多くの方が，学び，集い，情報交換や仲間づくりができる人づくりの拠点とし，「人材かがやきセンター」の『愛称』で，全市的な事業を実施している。  
※ 事務室（中央生涯学習センター4階），研修室（同5階）
- ・ 地域や家庭，学校などを場に活動している方や，これから活動したいと考えている方などに，それぞれの関心や活動レベルに合った講座や研修を体系的に実施するほか，全市的なモデル事業，高等教育機関との連携による調査研究，学習プログラムの開発・提供などを行うことにより，地域教育（家庭教育含む）の効果的な推進を図る。

(イ) 主な事業

機 能	事 業 内 容
地域教育のリーダーとなる指導者の養成・研修機能	<b>研修事業</b> （関係職員や団体指導者などへの専門的研修等） ・生涯学習担当職員研修 ・社会教育主事ステップアップ研修
	<b>人材育成事業</b> （地域に貢献できる人材の育成等） ・講座企画・運営ボランティアスタッフ養成講座 ・家庭教育サポーター養成講座
市民の地域教育活動を促進する全市的・先駆的機能	<b>学習機会提供事業</b> （広域的事業、モデル事業、交流機会創出等） ・主催講座 ・市民大学 ・家庭教育支援講座 ・親学出前講座 ・地域教育メッセ ・地域教育出前講座
	<b>情報提供事業</b> （情報提供システムの運用、周知広報等） ・生涯学習情報提供システムの運用
	<b>学習相談事業</b> （学習相談窓口開設等） ・学習相談窓口開設
新たな学習プログラムの開発・調査研究機能	<b>調査研究事業</b> （高等教育機関との共同研究等） ・生涯学習課の政策立案に係る事前調査 ・高等教育機関との共同研究 ・新たな学習プログラムの研究・開発

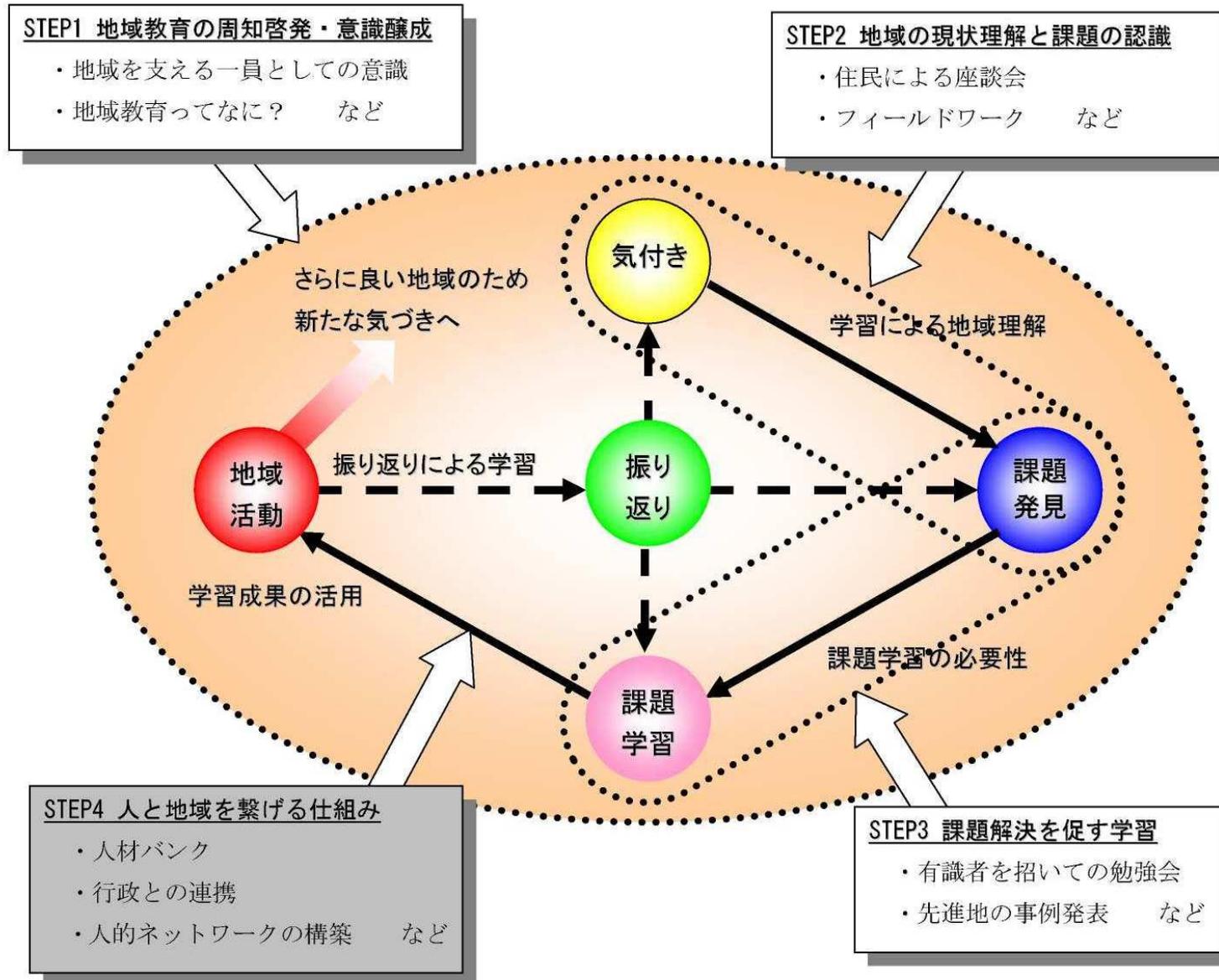
(ウ) 人材かがやきセンター事業（講座・研修）の体系区分

区 分	内 容
地域教育区分	①社会教育（※②・③・④を除く主に成人教育及び青少年教育） ②家庭教育支援，③学校教育支援・連携，④関係職員教育
年 齢 層	①幼少期（～14歳），②青年期（15歳～20代），③壮年期（30～40代）， ④成熟期（50～60代），⑤円熟期（70代～）
活動レベル	①グリーティング（興味がある），②スターティング（始めたばかり）， ③ステップアップ（活動中），④リーダー養成（指導者を目指す）， ⑤エキスパート支援（指導者）

(エ) 事業実績等

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
講 座 数	7講座	15講座	10講座	11講座	11講座
受講者数	172名	564名	288名	386名	623名

【図】 活動と学習の循環（CKPサイクル）



## (2) 家庭教育支援事業

核家族化や少子化などを背景に、保護者による子どもの過保護・過干渉・放任や育児不安の増大、青少年による犯罪の増加などの問題が顕在化し、家庭の教育力の向上が求められている。このため、人づくりにおいて重要な役割を担う家庭の教育力の向上を目指して、保護者による学びを促進する「親学」を推進するとともに、地域や家庭教育支援団体による取組への支援や企業に対する意識啓発を行うなど、学校・家庭・地域・企業等と連携した家庭教育支援事業を推進する。

※ 「親学」とは、保護者が子どもをより良く育てるために、子育ての責務や親としての役割、子どもとの関わり方などのほか、社会の一員としての大人の役割などを学ぶこと。

### ア 啓発事業の実施

#### (ア) 親学と子どもの情報誌の発行（こどもるっくる H23～）

- ・ 中学3年生までの子を持つ保護者対象
- ・ 67,000部×年2回
- ・ 保育園，幼稚園，小中学校，宮っ子ふれあいブック（1歳6か月児健診時），図書館，生涯学習センター等を通じた配布

#### (イ) 家庭の教育手帳の発行（H23.3）

- ・ 小1～4年，小5～中3までの子どもを持つ保護者対象（各6,000部）
- ・ 就学時健康診断や学級懇談会等を通じた配布
- ・ 内容については毎年更新

### イ 交流機会の提供

子どもの家における午前中の子育て支援事業について、子どもの家指導員研修会の実施や個別の支援を通して活性化を図る。

### ウ 学習機会の提供

#### (ア) 「親学出前講座」（H19～）

- ・ 保護者が集まる機会を捉えた学習機会の提供
- ・ 広報紙等で申込団体を募集するほか、保育園，幼稚園，小・中学校に対して親学出前講座のプログラムを提示して募集
- ・ 教育委員会各課及び企業等から、保護者向けの講座プログラム及び派遣講師（職員）の協力を得て実施
- ・ 平成24年度実績 103件 4,610名
- ・ 平成25年度実績 128件 5,992名
- ・ 平成26年度実績 124件 7,145名

### (イ) 家庭教育支援団体、宇都宮市PTA連合会等との連携事業

宇都宮市PTA連合会が作成した「親の振り返りカード」集計結果を活用し、保護者同士が子育てについて意見交換をするプログラムの活用を促進する。

### (ウ) 人が集まる場所における親学の実施

遊園地や動物園等、不特定多数の人が集まる場所における親学に関するイベントを実施する。

## エ 家庭教育支援団体、関係団体等との連携の促進

### (ア) 家庭教育支援団体、支援者等との連携

- ・ 親学と子どもの情報誌第10号を、家庭教育支援団体や支援者と連携して作成
- ・ 親学習プログラム指導者との連携強化（情報交換会、研修会等の実施）
- ・ 家庭教育支援団体と連携した親学講座の実施

### (イ) 「魅力ある学校づくり地域協議会」による家庭教育活動の支援

- ・ 「魅力ある学校づくり地域協議会活動推進事業」により、同協議会が実施する家庭・地域の教育力向上のための活動を支援（相談、情報提供、財政支援）

## オ 企業等との連携の強化

親学出前講座企業等連携事業により、社会総ぐるみによる更なる家庭教育支援体制の充実を図る。（平成27年4月現在 10社・団体と連携）

## カ 家庭教育サポーター養成、養成後の活動支援

- ・ 平成22年度末から養成  
養成講座（4回）の修了者（2回以上の参加）に修了証を配布
- ・ 平成23年度から活動
- ・ 修了者数

平成22年度	25名	平成23年度	13名
平成24年度	8名	平成25年度	19名
平成26年度	8名		
			【合計】73名
- ・ フォローアップ研修や情報交換の場の設定、活動支援、お互いの活動を知るための会報紙の発行などの活動支援の実施

### (3) 地域教育力向上事業

地域、保護者、学校等が連携し、社会全体で次代を担う子どもたちをはぐくむ環境を整備し、地域の教育力の活性化を図る。

#### ア 学校施設を活用した地域教育力向上事業（H18～）

##### (ア) 魅力ある学校づくり地域協議会活動推進事業

###### a 概要

心豊かでたくましい宮っ子を育成するため、「魅力ある学校づくり地域協議会」の活動を支援することを通して、地域の教育力を生かした「学校教育の充実」と、地域ぐるみの子育てによる「家庭・地域の教育力向上」を図る。

※ 学校教育課，教育企画課と共管

###### ・ 魅力ある学校づくり地域協議会

学校や家庭，地域，企業等が一体となり，未来を拓く心豊かでたくましい宮っ子を育むため，平成20年度までに市内すべての各小中学校に設置

学校施設や地域の教育資源を活用し，地域の教育力を生かした「学校教育の充実」と地域ぐるみの子育てによる「家庭・地域の教育力向上」を目指す。

###### ・ これまでの取組

平成18年度 協議会設置 11校（小学校8校，中学校3校）

平成19年度 協議会設置 28校（小学校19校，中学校9校）（累計39校）

平成20年度 協議会設置 54校（小学校41校，中学校13校）（累計93校）

平成20～22年度 学校支援地域本部事業を導入

（53校（小学校43校，中学校10校）で文科省委託事業を受託）

平成23年度～ 地域はみんなの学校づくり事業を実施

平成25年度 事業名変更（魅力ある学校づくり地域協議会活動推進事業）

###### b 魅力ある学校づくり地域協議会支援会議

魅力ある学校づくり地域協議会の活動の充実・活性化に向け，意見交換や市への助言を行うとともに，地域の実情や熟度に応じた活動に対する支援を行う。

###### 【委員構成】

区 分	人数	構成員
地域協議会関係者	4	小学校・中学校協議会委員の代表者
地域団体関係者	1	地域まちづくり連絡協議会の代表者
社会教育関係者	4	青少年指導員会，子ども会連合会，PTA連合会の代表者，家庭教育関係者
学識経験者	2	学校・家庭・地域連携に係る大学教授等
学校教育関係者	2	小学校長会，中学校長会
合 計	13	

## 【役割】

- ・ 地域協議会活動に関する専門的な立場からの意見交換，市への助言
- ・ 地域協議会活動の支援

地域コーディネーター等を対象とする研修

地域協議会活動の地域住民への普及啓発 など

### c コーディネーター等の配置促進と活動支援

すべての地域協議会で円滑な活動を実施できるよう，コーディネーター等の配置を促進するため，様々な機会を捉えた地域人材の発掘と養成を行うとともに，「地域コーディネーターお助けブック（平成 22 年度編集）」等を活用した活動の普及啓発を行う。

また，コーディネーターが行う連絡調整活動を円滑に進めることができるよう，研修会や情報交換会等を開催する。

※ 支援会議や人材かがやきセンターとの連携

### d 活性化実践事例集による活動支援

各協議会において，学校と保護者，地域住民が連携し，地域の実情に応じた取組が着実に進められるよう，「魅力ある学校づくり地域協議会活性化実践事例集（平成 26 年 3 月発行）」を活用した活動支援を行う。

## （イ）宮っ子ステーション事業

### a 概要

国の「放課後子どもプラン」を導入し，放課後等における児童の活動を支援するため，「放課後子ども教室」と既存の「子どもの家・留守家庭児童会」を一つの地域運営組織に委託して実施する。

### b 放課後子ども教室

全ての小学校区において，全ての児童を対象に，放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し，児童の安全・安心な居場所を確保するとともに，地域の方々の参加・協力を得て，勉強やスポーツ，文化活動，交流活動を実施する

- ・ 平日の放課後及び週末等，週 1 回以上
- ・ コーディネーター，安全管理員，活動アドバイザーの配置

【実施状況】（H 2 7 は見込）

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
新規箇所数	2	1	6	8	1 2	1 4	4	3	1 2
累計箇所数	2	3	9	1 7	2 9	4 3	4 7	5 0	6 2

c. 子どもの家事業

- ・ 平日の午前中，乳幼児とその保護者の交流の場を提供する「子育て支援事業」を実施する。
- ・ 平日の放課後及び土曜日，長期休業期間に，主として昼間保護者のいない家庭の児童に対する遊びを主体とした「放課後児童健全育成事業」を実施する。
- ・ 土曜日の午前中に，全校児童を対象とした「地域児童の健全育成事業」を実施する。

【事業沿革】

- ・ 昭和41年度 細谷小に本市で初めての留守家庭児童会を設置（直営方式） 《当時の所管》教育委員会社会教育課
- ・ 昭和51年度 石井小・御幸小・陽東小に開設し，12か所となる。都市児童健全育成事業（厚生省国庫補助制度）の創設
- ・ 昭和53年度 富屋小留守家庭児童会の新規開設にあわせて初めて運営費補助制度（公設民営方式）導入。
- ・ 平成元年度 すべての会を公設民営方式に移行
- ・ 平成2年度 福祉部児童福祉課へ事務移管。
- ・ 平成5年度 留守家庭児童会施設数は25か所となる。
- ・ 平成6年度 子どもの家事業開始（陽光子どもの家開設）

※以降，新規開設はすべて子どもの家とし，留守家庭児童会についても順次、子どもの家に移行する方針とする。

- ・ 平成14年度 施設整備費補助制度を導入
- ・ 平成19年度 教育委員会事務局生涯学習課へ事務移管
- ・ 平成27年度 子ども・子育て支援新制度開始（対象学年拡大）  
宇都宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を施行  
全小学校区（小規模特認校除く66校）に子どもの家（留守家庭児童会事業）設置完了（H27.4開始：平石中央小）

【実施状況】

区分	年度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
留守家庭児童会	箇所数	13	10	9	9	7	7
	利用者数	611	440	418	417	366	435
子どもの家	箇所数	52	55	56	56	58	59
	利用者数	2,976	3,122	3,186	3,267	3,432	3,864
合計	箇所数	65	65	65	65	65	66
	利用者数	3,587	3,562	3,604	3,684	3,798	4,299

**d 宇都宮市わくわく宮っ子ステーション創造委員会**

宮っ子ステーション事業を円滑に推進し、より良い事業とするため、教育委員会が示した方策等について、学識経験者や関係団体の代表から意見や助言及び、実際の活動での経験から事業推進のためのアイデアをいただく。

## (4) 青少年教育の推進

### ア 青少年指導員

#### (ア) 概要

宇都宮市青少年指導員設置規則（昭和44年3月27日教育委員会規則第4号）に基づく宇都宮市教育委員会非常勤職員。教育委員会が、地域の青少年育成経験者を対象に各小学校区につき1名を青少年指導員として委嘱（計68名）。居住地の小学校区内を担当区域とし、任期は2年とする。

青少年指導員の職務は、地域内の各団体指導者と相互連携を図り、地域内の生涯学習センター所長や学校長との連携・協力を努めること、子どもの生活環境や心理の理解に努め、その相談や青少年教育に係る事業の企画、運営指導にあたること、教育委員会の企画する研修会等に積極的に参加することである。

《参考：平成26年度の研修等》

- ・ 5月 フェスタmyうつのみやへの参加
- ・ 6月 人権教育指導者研修
- ・ 7月 ラジオ体操講習会
- ・ 7月 実技講習会
- ・ 11月 視察研修
- ・ 2月 うつのみや地域教育メッセへの参加

#### (イ) 活動内容

- ・ 青少年の体験活動指導及び指導協力者の確保（各種工作、昔遊び、郷土料理、伝統芸能、農作物の栽培、レクリエーション、ボランティア活動など）
- ・ 青少年団体の運営指導及び活動機会の確保（子ども会、リーダーズクラブ、青年団等の育成及び指導）
- ・ 担当区域における「魅力ある学校づくり地域協議会」等での、青少年教育にかかる事業の企画運営への参画
- ・ 「宮っ子ステーション事業」への参画
- ・ 担当区域における生涯学習センター又は地域コミュニティセンター等の青少年教育にかかる事業の企画運営その他の相談・協力依頼等に応じること
- ・ 子ども対象講座等における指導及び指導者の推薦
- ・ 担当区域における地域まちづくり組織等での青少年教育にかかる事業等への参画
- ・ 団体長連絡会議及び地区の青少年育成関係会議等への出席
- ・ 地区における各種大会、講習会等の企画・運営・指導（成人式、花いっぱい運動、ラジオ体操、タコあげ大会、子ども会リーダー訓練等）
- ・ その他、地区青少年健全育成のための各種事業への参加（環境点検、安全パトロール等）など

## イ 子ども情報センター

### (ア) 子ども（小中学生）の体験活動に関する情報の収集・提供・学習相談

- ・ 場 所 宇都宮市教育センター1階
- ・ 時 間 月～金 午前9時～午後4時
- ・ 窓口運営 ボランティア（市P連，市子連）

### (イ) 情報提供

- ・ ホームページの開設（随時更新）
- ・ 情報誌の発行 67,000部×年2回（長期休業前）
  - ⇒ 平成20年度から企業広告を1枠掲載（23年度から1枠増）
  - ⇒ 平成23年度から親学情報誌と合併して発行

### (ウ) 経緯

平成15年度をもって3年間の国の委託期間終了，平成16年度より市単独事業として実施している。

## ウ 社会教育施設の無料開放

本市の子どもたちの体験活動を促進させる環境づくりの一方策として，社会教育施設等の無料開放を行うもの

### (ア) 背景

現代の子どもたちには，人との交流や社会，自然と直接ふれあう体験や機会の不足から，規範意識や社会性の低下などが指摘されており，次の対応が求められている

- ・ 活動や交流の機会と場の提供による子どもたちの自主的，かつ積極的な学習や社会活動への参加促進
- ・ 完全学校週5日制の目指す様々な自然・社会体験活動をとおした社会性や豊かな情操，郷土に対する愛着心，健やかな心身の育成など

### (イ) 経過

- ・ 平成 8年4月 第2・第4土曜日における小中学生の使用料等を全額減免
- ・ 平成14年4月 対象日を毎週土曜日に拡大
- ・ 平成15年7月 対象者を高校生以下，対象日を開館日の全てに拡大  
(可能施設のみ，一部施設は平成16年4月より拡大)
- ・ 平成19年4月 合併に伴う対象施設の拡大（旧河内町のプール2箇所）

【対象施設】

No.	施設名	対象者			対象日		
		H8.4～	H14.4～	H15.7～	H8.4～	H14.4～	H15.7～
1	宇都宮美術館 (観覧料)	中学生 以下	⇒	高校生以下	第2・4 土曜日	毎週 土曜日	開館日 の全て
2	旧篠原家住宅 (観覧料)	中学生 以下	⇒	高校生以下	第2・4 土曜日	毎週 土曜日	開館日 の全て
3	水上公園・宇都宮駅東公園・ 陽南の各プール(使用料)	中学生 以下	⇒	高校生以下 (H16.4～)	第2・4 土曜日	毎週 土曜日	開館日 の全て
4	下田原運動場・河内総合運 動公園(ドリームプールかわち) の各プール(使用料)	/		高校生以下 (H19.4～)	/		開館日 の全て
5	スケートセンター (入場料)	中学生 以下	⇒	高校生以下 (H16.4～)	第2・4 土曜日	毎週 土曜日	開館日 の全て
6	サイクリングターミナル (貸自転車使用料)	中学生 以下	⇒	高校生以下	第2・4 土曜日	毎週 土曜日	開館日 の全て
7	八幡山公園展望塔 (展望塔使用料)	/		高校生以下	/		開館日 の全て
8	八幡山公園 (ゴーカート使用料)	中学生 以下	⇒	⇒	第2・4 土曜日	毎週 土曜日	⇒
9	健康交流センター(風呂・ プール利用料)	/		中学生 以下	⇒	毎週 土曜日	⇒

## (5) 情報提供事業

市民が、一人ひとりの個性を發揮し、その能力を高め生きがいのある豊かな人生を送れるように、学習施設や学習機会等の、生涯学習関連情報を一元的に収集する。

### ア 学習相談窓口拠点

#### (ア) 人材かがやきセンター（平成22年度～）

平成23年度から地域教育指導員を配置し、全市を対象とした各生涯学習センターの学習情報や講座情報等を集約し、各生涯学習センターへの情報提供を行う。

また、地域教育を推進するため、地域人材育成事業の企画・運営、地域課題や地域教育に関する調査研究などを行うとともに、地区市民センター併設を含む生涯学習センターや地域コミュニティセンターで行う生涯学習業務の相談・支援などを行う。

##### 【地域教育指導員配置の経緯】

- ・ 平成22年度 生涯学習指導員を2名配置
- ・ 平成23年度 地域教育のさらなる推進を図るため、地域教育指導員設置要領を設け、地域教育指導員として再配置
- ・ 平成24年度 地域教育指導員を1名増員し、3名配置
- ・ 平成25年度～地域教育指導員を3名配置

#### (イ) 生涯学習センター

平成14年度から中央、東、西、南、北、平成19年度から上河内、河内の生涯学習センターに各2名の生涯学習指導員を配置した。

また、全生涯学習センターにおいて学習相談・学習活動支援、学習成果の活用支援、社会教育関係団体の活動支援、地域コミュニティセンターの事業支援などを行う。

##### 【生涯学習指導員配置の経緯】

- ・ 文部省の補助事業として、昭和48年度から市社会教育指導員設置規則により社会教育指導員を設置してきたが、平成14年度から、第2次生涯学習推進計画に基づき、市生涯学習指導員設置要綱を設け、生涯学習指導員を設置している。

##### 【平成26年度学習相談件数】 ※ (ア) (イ) の合計

電話相談	150件	(前年度	125件)
Eメール相談	2件	(前年度	3件)
ファックス相談	0件	(前年度	0件)
来館相談	310件	(前年度	339件)
その他	0件	(前年度	2件)
簡易問い合わせ	1,694件	(前年度	1,074件)
計	2,156件	(前年度	1,543件)

## (ウ) 学習文化情報センター（平成3年～）

学習情報の収集及びデータの入力、窓口・電話による学習相談を行う。

- ・ 場所 市役所本庁1階 総合案内北側
- ・ 時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分
- ・ 平成26年度学習相談件数

電話相談	38件	(前年度	53件)
来館相談	12件	(前年度	32件)
簡易問い合わせ	3件	(前年度	43件)
計	53件	(前年度	128件)

## イ 生涯学習情報提供システム（マナビス）

生涯学習関連情報（民間情報を含む。）である、講座情報、イベント情報、施設情報（学習施設・教室）、団体情報（学習グループ・サークル）、講師情報（講師・指導者）などを、インターネットによる生涯学習情報提供システム「マナビス」により、市民に提供している。

### (ア) 沿革

#### a 第1次生涯学習情報提供システム

##### (a) 概要

- ・ 提供形態 オンライン端末機による情報提供システム
- ・ 情報内容 講座、団体、講師、施設、図書、施設予約情報
- ・ 情報端末 30か所 33台

##### (b) 経緯

- ・ 平成元年度 基本構想策定（生涯学習推進会議において策定）
- ・ 平成2～3年度 システム開発（開発経費 42,700千円）
- ・ 平成3年11月1日 システム稼動

#### b 第2次生涯学習情報提供システム（マナビス）

##### (a) 概要

- ・ 提供形態 タッチパネル式端末機による情報提供システム
- ・ 情報内容 講座、イベント、団体、講師、施設、文化財情報
- ・ 情報端末 25か所 25台

##### (b) 経緯

- ・ 平成8年度 システム改善構想策定（生涯学習情報提供システムワーキンググループにおいて策定）  
システム改善開発（開発経費 10,197千円）

- ・ 平成9年2月1日 システム改善稼働
- ・ 平成12年度 本市ホームページへの接続稼働

### c 第3次生涯学習情報提供システム（マナビス）

#### (a) 概要

- ・ 提供形態 インターネットによる情報提供システム
- ・ 情報内容 講座，イベント，団体，講師，施設情報

#### (b) 経緯

- ・ 平成14年度 システム改善開発（開発経費 2,310千円）  
システム改善稼働（平成14年12月4日）
- ・ 平成16年度 システム改善・修正
- ・ 平成17年度 システム改善・修正（修正経費 3,260千円，「利用団体管理システム」開発費用込み）
- ・ 平成18年度 システム改善・修正（修正経費 798千円，合併に伴う市域及び住所，施設名称等変更）
- ・ 平成19年度 システム移設作業（移設経費 723千円，Web サーバ機器更新に伴うシステムの移設作業）
- ・ 平成22年度 システム改善・修正（修正経費 246千円，新たな地域教育推進体制に伴う名称等変更）

#### (c) 修正改善内容

- ・ 第1次，第2次システムにおいては，データの管理をホストコンピュータで運用していたが，第3次システムからサーバでの運用に変更
- ・ 第2次システムにおけるタッチパネル式端末機は，平成15年度より公共情報端末（タッチして宮）として位置付けられ，情報政策課へ移管
- ・ 公共情報端末においては，市ホームページ，市統計データバンクホームページ，宇都宮観光コンベンション協会ホームページ等へリンクする各アイコンと並んで，市生涯学習情報提供システム（マナビス）へリンクするアイコンも設定
- ・ 平成16年度，他サーバで提供していた「子ども情報センター」のホームページをマナビスに移設し，子ども用催し情報検索ページ（マナビスキッズ）として追加
- ・ 講座・イベント・団体・講師で使用していた『学習分類（大分類）（中分類）』を修正し，新たな学習分類での検索システムの運用開始
- ・ 平成17年度，『施設分類（大分類）（中分類）』を修正し，新たな施設分類での検索システムの運用開始
- ・ マナビスと同一サーバ内に『利用団体管理システム』を新設し，ブロッ

ク生涯学習センター及び地域生涯学習センターにて運用開始

- ・ 平成18年度，合併した河内，上河内生涯学習センターにおいても、『利用団体管理システム』を新設して，運用を開始
- ・ 平成22年度，新たな地域教育推進体制に伴い，人材かがやきセンターを新設し，マナビスの運用を中央生涯学習センターから人材かがやきセンターがメインに行うことに変更した。

#### d 第4次生涯学習情報提供システム（マナビス） ※新システムへ移行

##### (a) 概要

- ・ 提供形態 インターネットによる情報提供システム
- ・ 情報内容 講座，イベント，団体，講師，施設  
地域人材マッチング情報

##### (b) 経緯

- ・ 平成26年度 システム更新（更新経費 6,380千円）  
⇒マナビス運用OS（WindowsXP）及びサーバのメーカーサポート終了に伴うシステム更新  
⇒システム稼動（平成27年1月16日）

##### (c) 更新内容

- ・ 平成26年度，第4次システムにおいては，マナビスと生涯学習センター利用団体管理システムをサーバの共有化だけでなく，画面上でも統合したほか，地域人材マッチング機能を付加。また，サーバをインターネットデータセンター（本庁舎外部）に設置した。

#### 【参考】生涯学習センター利用団体管理システム ※平成26年度にマナビスと統合

##### (ア) 概要

- ・ 提供形態 庁内LANによる情報提供システム
- ・ 情報内容 各生涯学習センター利用団体情報

##### (イ) 経緯

- ・ 平成17年度 システム構想開発（開発経費は「マナビス」に含む）
- ・ 平成18年4月1日 システム稼動
- ・ 平成18年度 市町合併に伴うシステム改善開発
- ・ 平成19年度 システム改善稼動
- ・ 平成26年度 マナビスと統合

##### (ウ) システム内容

従前，各生涯学習センターにおいて利用団体の管理は，紙ベースで行っていたため，他のセンター利用団体の情報を照会する際は，紙ベース及び，FAX等により情報の共有化を図っていたが，生涯学習情報提供システム（マナビス）で使用しているサーバを利用し，利用団体専用のシステムを新たに構築することにより，業務の効率性と即時性を高めることを目的としてシステム開発したものである。

併せて，従前各センター利用団体情報とマナビス団体情報は，互換性がなく，情報管理は個別に行っていたため，各団体は毎年度手書きにより団体登録を行っていたが，サーバを共有化し，センター利用団体登録票とマナビス団体情報登録票を兼用とすることにより，情報の重複を避け，市民サービスの向上に資することが可能となった。

## (イ) 情報内容

### a 講座情報・イベント情報 [楽しく学ぶ講座やイベントの紹介]

市の施設や、生涯学習関連施設等で開催される講座やイベント情報（学習内容や開催期間等）を紹介

### b 出前講座

市の職員などが、市民の設定した会場に出向いて、市の取り組みや制度、行政サービスなどを分かりやすく説明し、生活に役立つ情報（市が実施しているさまざまな出前講座）を紹介

### c 施設情報 [学ぶための施設の紹介]

市の生涯学習センターや図書館、体育館等、市内の生涯学習関連施設の情報（施設の概要や所在地、開館時間等）を紹介

### d 団体情報 [仲間づくり、グループやサークルの紹介]

市内の生涯学習センター等で活動しているグループやサークルの情報（活動目的や内容、会員数等）を紹介

### e 講師情報 [学ぶことを支援する講師・指導者紹介]

学習活動の指導や支援ができる人についての情報（指導分野や資格、指導可能な時間・人数等）を紹介

### f マナビスキッズ [幼児・小学生・中学生や親子等を対象とした講座・イベントの紹介]

学習活動・aのうち、子どもや親子等を対象とした情報を紹介

### g 地域人材マッチング情報 [地域活動において人と人をつなぐ情報の紹介]

地域活動においてボランティアが可能な団体（個人）情報とボランティアを募集しているイベント・講座等の情報を紹介

## (ウ) 利用状況

### a 情報登録件数

(平成27年3月末現在)

・ 講座	9 3 5 件
・ 出前講座	9 件
・ イベント	8 4 4 件
・ 施設	5 3 4 件
・ 団体	2, 3 2 1 件
・ 講師	1 7 5 件
計	4, 8 1 8 件



b 利用実績 (単位：件)

年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
アクセス件数	798,756	1,778,359	2,941,334	2,924,694	2,378,677

(注) 平成26年度については、システム更新にともない、4月～12月までの件数

(エ) 利用の促進

a 市民へのPR

- ・ PRパンフレットの作成，配布
- ・ 広報うつのみやでの広報（特集記事や情報収集に関する記事を随時掲載）

b 情報の収集・更新の強化

- ・ 施設，団体，講師情報の収集体制を強化し，定期的（年1回ただし施設については2年に1回）に登録内容の確認を行い，掲載データを更新
- ・ 「街の先生」事業との連携による登録受付を実施
- ・ 市内で実施される講座，教室，イベント等の学習活動を的確に把握し，最新情報を収集

c 地域教育メッセでのPR

- ・ マナビス講師紹介ブースや生涯学習相談ブースを設けてPRを実施

## (6) 宇都宮市民大学

市民の高度で専門的な学習ニーズに応え、心豊かに市民生活を送るための教養講座や、郷土愛を育む地域の文化・歴史講座など、市民の知的好奇心を満たし、生活に潤いや生きがいを与える講座を開催する。

### ア 平成27年度前期講座

#### (ア) 合同開講式

専門講座受講者を対象に、合同開講式を開催する。

- ・ 日 時 平成27年5月26日(火) 午後2時～午後2時20分
- ・ 会 場 宇都宮共和大学 宇都宮シティキャンパス4階

#### (イ) 公開講座

専門講座受講者及び一般市民を対象に、公開講座を開催する。

- ・ 日 時 平成27年5月26日(火) 午後2時30分～午後4時
- ・ 会 場 宇都宮共和大学 宇都宮シティキャンパス4階
- ・ 内 容 講演会 演題「住めば愉快だ宇都宮」に向けた都市ブランド戦略
- ・ 講 師 宇都宮共和大学 都市経済研究センター長・教授  
宇都宮ブランド推進協議会 会長 古池 弘隆 氏

#### (ウ) 専門講座

下表のとおり、宇都宮共和大学との連携による1講座(No.1)、講座企画・運営ボランティアスタッフ(旧生涯学習コーディネーター)の企画による5講座(No.2～No.6)を開催する。

No.	講座名(開講数)	講師	定員
1	【宇都宮共和大学連携講座】 足もとから宇都宮を考えよう ～まちづくりの過去・現在・未来～(全7回) (郷土を愛する地域・文化・歴史コース)	宇都宮共和大学 シティライフ学部 学部長・教授 山島 哲夫 氏ほか	40人
2	中世宇都宮氏 興亡の400年(全8回) (郷土を愛する地域・文化・歴史コース)	栃木県立博物館 学芸部長 江田 郁夫 氏	50人
3	伝統産業の魅力を探る ～今に続く匠の技～(全7回) (郷土を愛する地域・文化・歴史コース)	石井河岸菊池記念歴史館 館長 菊池 芳夫 氏ほか	50人
4	元気シニアのインターネット活用法 ～デジタル社会を賢く生き抜くために～ (全8回) (今を読み解く現代社会コース)	宇都宮大学 工学部 教授 渡辺 裕 氏ほか	50人
5	目からうろこの楽しい物理 ～日常生活の中にある物理的事象を考える ～(全8回) (暮らしを彩る教養コース)	宇都宮大学 名誉教授 田原 博人 氏	40人
6	『平家物語』を読み解く ～生と死の軌跡をめぐって～(全6回) (暮らしを彩る教養コース)	早稲田大学 名誉教授 日下 力 氏	50人

## イ 平成27年度後期講座

### (ア) 合同開講式

専門講座受講者を対象に、合同開講式を開催する。

- ・ 日 時 平成27年10月
- ・ 会 場 帝京大学

### (イ) 公開講座

専門講座受講者及び一般市民を対象に、公開講座を開催する。

- ・ 日 時 平成27年10月
- ・ 会 場 帝京大学
- ・ 内 容 講演会 演題未定
- ・ 講 師 未定

### (ウ) 専門講座

下表のとおり、講座企画・運営ボランティアスタッフの企画による5講座（No.1～No.5）、帝京大学との連携による1講座（No.6）を実施する。

No.	講 座 名
1	下野に咲いた仏教文化 I ～古代・中世の仏像～  (郷土を愛する地域・文化・歴史コース)
2	人生90年時代 ～笑えない時こそ笑顔をつくってみましょう～  (今を読み解く現代社会コース)
3	若々しい脳で年齢を愉しみませんか  (今を読み解く現代社会コース)
4	郷土が誇る美術作家たち ～“芸術の秋” 画家・彫刻家・陶芸家・工芸家いろとりどり～  (暮らしを彩る教養コース)
5	ここまで来た 人に役立つ生活支援ロボット ～ロボットと拓く明日の社会～  (暮らしを彩る教養コース)
6	【帝京大学連携講座】 (タイトル未定)  (コース未定)

## ウ 宇都宮市民大学運営協議会

市民大学の事業を円滑かつ効果的に運営するため、宇都宮市民大学運営協議会を設置している。(平成4年5月1日設置)

- ・ 構成 学識経験者、生涯学習関係者及び講座企画・運営ボランティアスタッフ10名以内
- ・ 所掌事務 講座の企画の承認、市民大学の運営、予算及び決算の承認等
- ・ 開催予定 年3回開催予定(4月、8月、12月)

## エ 宇都宮市民大学講座企画運営選考委員会

市民大学における専門講座のうち、講座企画・運営ボランティアスタッフが企画運営を行う専門講座の選考を行うため、宇都宮市民大学講座企画運営選考委員会を設置している。(平成22年9月1日設置)

- ・ 構成 学識経験者、生涯学習関係者及び市職員10名以内
- ・ 所掌事務 市民大学専門講座企画運営(案)の審査
- ・ 開催予定 年1回開催予定(11月)

## オ 平成26年度実績

### (ア) 前期講座

#### a 公開講座

- (1) 開催日時 平成26年5月24日(土)午前10時30分から正午まで
- (2) 会場 文星芸術大学<sup>ちから</sup> 大講義室
- (3) 演題 「マンガの力を知る  
～大学でマンガを学ぶとはどういうことか～」
- (4) 講師 田中 誠一 氏(文星芸術大学 美術学部 准教授)
- (5) 受講者数 154名

#### b 専門講座

- ・ 生涯学習コーディネーター(現講座企画・運営ボランティアスタッフ)の企画による5講座、大学連携による1講座を実施

### (イ) 後期講座

#### a 公開講座

- (1) 開催日時 平成26年10月22日(水)午後2時30分から午後4時まで
- (2) 会場 作新学院大学 作新清原ホール
- (3) 演題 「健康力を高めるメンタルトレーニング  
～心と身体をキレイに保つ秘訣とは～」
- (4) 講師 笠原 彰 氏(作新学院大学 経営学部 准教授)
- (5) 受講者数 164名

#### b 専門講座

- ・ 生涯学習コーディネーター(現講座企画・運営ボランティアスタッフ)の企画による4講座、大学連携による1講座、事務局企画による1講座を実施

## (7) 初心者パソコン相談会（平成25年10月～）

### ア 事業目的

市民のパソコン相談に関するニーズに応えるため、相談窓口を開設し、市民のパソコン学習の支援をするとともに、更なる学習活動の促進を図ることを目的とする。

### イ 実施の経緯

平成13年度から実施してきた生涯学習課主催のITパソコン講座が、平成24年度をもって終了。パソコン初心者から気軽に相談できる場所が欲しいなどの要望が多く寄せられたことから、講座終了にともなう激変緩和措置として、平成25年10月から平成27年3月まで、期間限定でパソコン相談会を再開した。平成27年度においても、市民からの相談会開催の要望や平成26年度の相談実績等により、パソコン相談会の必要性が生じていることから、引き続き事業を継続する。

### ウ 事業概要

- (ア) 事業主体 宇都宮市，NPO法人ITアットうつのみや  
(イ) 実施期間 平成25年10月～平成28年3月  
(ウ) 実施回数 月1回（第2水曜日）  
(エ) 会場 中央生涯学習センター 403学習室  
(オ) 時間 午後1時～午後3時  
(カ) 費用 無料  
(キ) 内容 市民からのパソコン操作についての相談対応  
・パソコンの基本操作  
・文書，表計算，はがき作成  
・インターネット，電子メール  
・デジカメ写真操作  
(ク) 周知方法 毎月広報紙に掲載  
(ケ) その他 生涯学習課は会場を確保，事業者は機器と講師の提供

### エ 事業実績

年 度	25年度	26年度
実施回数	6回	12回
相談者数	31人	61人

※平成25年度については、10月～3月の実施

### オ 平成27年度事業計画

- (ア) 実施日 毎月第2水曜日  
(イ) 実施時間 午後1時～午後3時  
(ウ) 会場 中央生涯学習センター 403学習室

## (8) 講座企画・運営ボランティアスタッフ養成講座

### (旧生涯学習コーディネーター養成講座)

生涯学習センター等において、必要とされる生涯学習講座の企画立案から広報、実施までの講座運営を担い、生涯学習の推進役となる人材を養成する。

#### ア 概要（平成27年度）

- ・ 対象者 講座の企画・運営に興味があり、養成講座修了後に市内の生涯学習センター等で1年以上活動できる人
- ・ 日 時 第1部 平成27年6月～8月  
第2部 平成27年9月～平成28年2月
- ・ 会 場 人材かがやきセンター研修室
- ・ 定 員 16名

#### イ 内容

- ・ 第1部（3時間×8回）

講座の企画、運営方法等に関する講義やグループワークを通して、第2部に向けた学びを深めるとともに仲間づくりを行う。

（講師：宇都宮大学地域連携教育研究センター 准教授 佐々木 英和 氏ほか）

回	期 日	テ ー マ
1	6月25日(木)	出会いを楽しもう！ ～講座づくりは仲間づくりから～
2	7月 1日(水)	宇都宮発・地域教育を知ろう！ ～コーディネーターの心得～
3	7月 8日(水)	講座の流れを学ぼう！ ～企画から運営までのプロセス～
4	7月15日(水)	講座を体感しよう！① ～人材かがやきセンター主催講座を通して～
5	7月21日(火)	講座を体感しよう！② ～生涯学習センター主催講座を通して～
6	7月29日(水)	講座を企画しよう！ ～学習プログラムの作成～
7	8月 5日(水)	先輩Vスタッフから学ぼう！ ～コーディネーターズとして～
8	8月19日(水)	Vスタッフ連絡会議 ～宇都宮市民大学講座企画募集要項について～

- ・ 第2部

グループで実習（人材かがやきセンター主催講座「かがやき塾」の企画・運営）

9	10月下旬予定	講座をプレゼンしよう！ ～魅力的な伝え方～
10	11月上旬予定	宇都宮市民大学企画運営選考委員会見学
時 期		実 習 内 容
9月～ 平成28年2月		教養講座「かがやき塾」の企画・運営、実施等 閉講式（修了証書交付）

## ウ 実施状況等

### (ア) 平成25年度実施状況（※平成26年度は休止のため）

講座の企画・運営に興味があり、受講修了後に東・西・南・北・上河内・河内生涯学習センターのいずれかで、1年以上ボランティア活動ができる人を対象として、2部構成で養成講座を実施した。

第1部では、人材かがやきセンター研修室で講義やグループ演習を行い、第2部では、中央・東・西・北・上河内生涯学習センター主催講座の中で、グループごとに企画・運営の実習をし、最後に成果発表会で実習の報告を行った。

#### a 応募状況

- ・ 応募者数 16名（募集定員 40名）
- ・ 修了者数 14名（修了率 88%）

#### b 第1部の概要

- ・ 開催期間 平成25年6月28日～8月7日（全7回）
- ・ 開催場所 人材かがやきセンター研修室ほか
- ・ 講義内容 講座の企画立案・運営方法等についての講義、グループワーク

#### c 第2部の概要

- ・ 開催期間 平成25年9月～平成26年2月
- ・ 開催会場 中央・東・西・北・上河内生涯学習センター
- ・ 実施内容 プログラムの企画、講師の依頼、講座の実施、成果発表会

場所	実習講座	企画テーマ	グループ名
中央	金曜まなび塾	第9回 これから必要なお金の上手な使い方	チーム SAKI☆
東	東雲塾	第7回 心のトビラを開いて	和の輪
西	西楽アカデミー	第9回 脳美人・脳内美人	とらいあんぐる
北	北洲塾	第9回 楽しみながら健康になろう！	北の元気塾
上河内	市民運営講座	打ち上げが迫る栃木産の人工衛星 「TeikyoSat3」の挑戦	ワクワク 倶楽部

(イ) 生涯学習コーディネーター（※）の養成実績等

(平成27年度からは(※) 講座企画・運営ボランティアスタッフに変更)

	生涯学習コーディネーター養成講座			当該年度登録者数 (各年度当初に確認調査を実施)
	応募者数	修了者数		
		単年度(修了率)	累計	
23年度	13	9(69%)	88	57
24年度	18	16(89%)	104	76
25年度	16	14(88%)	118	76

※ 平成22年度に、「生涯学習コーディネーター」と「生涯学習ボランティア」を統合し、「生涯学習コーディネーター」として一本化

(9) 高等教育機関との連携

ア 宇都宮大学教育学部との連携

「市民一人ひとりが輝く、活力あふれる新しい宇都宮の創造」を実現するためには、知的・人的資源を有する「高等教育機関等」と連携し、相互に協力し合いながら、まちづくりに取り組んでいくことが重要になっている。このため、宇都宮大学と協定を締結し、まちづくりに関する各分野で、組織的・体系的な連携強化を図りながら「相互友好協力事業」に取り組む。

(ア) 組織

a 宇都宮市教育委員会・宇都宮大学教育学部連携協議会

教育に関する理論及び実践上の諸問題について研究調査、実践活動等を行い、教育の振興を図る。

b 宇都宮市教育委員会・宇都宮大学教育学部連携協議会運営委員会

連携協議会運営の充実を図るため、各分科会の進行管理や総合調整などを行う。

c 宇都宮市教育委員会・宇都宮大学教育学部連携協議会分科会

協議会に関する事務事業の現状及び課題の分析等を専門的に協議し、又は調整するために7分科会により構成される。

(イ) 事業内容

a 連携協議会

宇都宮市教育委員会と宇都宮大学教育学部それぞれの事業の相互連携を図るため、年間の事業計画、予算などについて協議する場として年1回開催する。

b 分科会

生涯学習分科会では、地域教育を啓発・推進する連携事業として、次の事業を実施した。(連携形態：講座等への講師派遣)

◎宇都宮市民大学講座

○「自分を伸ばす『コミュニケーション』」

・木村 寛名誉教授 11月7日

・中村 真教授 11月14日

◎人材かがやきセンター主催講座

○「おもてなしは最高の笑顔から～異文化コミュニケーションを楽しもう!～」

・佐々木 一隆教授 9月3日・10日

◎宇都宮市民大学運営協議会

・委員：中島 宗皓地域連携教育研究センター長 4月23日・8月6日

◎宇都宮市民大学講座企画運営選考委員会

・委員：蜂屋 大八特認准教授 11月27日

## イ 高等教育機関情報の周知

### (ア) 広報紙による情報提供

広報紙により、社会人向けの学習制度の情報提供、市内の各大学の地域開放事業（公開講座，オープンキャンパス，科目等履修生制度）等の紹介を行う。

### (イ) マナビスによる情報提供

生涯学習情報提供システム（マナビス）に、各大学の概要や施設・講師の情報等を登録し、広く市民に提供している。

### (ウ) 市ホームページによる情報提供

「宇都宮市にある大学」として、市内の大学，短期大学を紹介するとともに、各学校のホームページにリンクを張っている。

「社会人のための大学案内」として、大学がどのように社会人を受け入れ、バックアップをしているかといった制度などについて紹介している。

## (10) 人権教育指針

### ア 社会教育における人権教育の重点

すべての市民が、人権について正しく理解・認識し、主体的に解決しようとする意識を高めるため、生涯学習の振興のための各種施策や啓発資料等の配布を通じて、学習機会の充実を図る。

平成22年度から平成24年度にかけては、文部科学省所管の人権教育研究推進事業（「人権教育総合推進地域事業」）の推進地域の指定を受け、上河内地区にて人権教育の総合的な取組を進めてきた。今後は、これまでの成果等を踏まえ、生涯学習課及び各生涯学習センター事業の中で、人権教育に関する多様な学習機会を積極的に提供していくなど、人権教育の継続的な実施を図る。

また、人権教育における指導者の育成及び資質の向上を図るため、生涯学習課及

び各生涯学習センター職員や社会教育関係団体等を対象にした様々な研修への参加を促進していく。

## イ 社会教育における人権教育の努力点

生涯学習課及び生涯学習センター等が開催している諸学級・講座等の中に人権問題に関する学習を取り入れ、受講者が身近な人権問題を正しく理解し、関心を高めるよう促す。

人権教育を効果的に推進するために、子ども会、婦人会をはじめとする社会教育関係団体等に対し、地域の先導役として人権問題の解決に資することができるよう、指導・助言する。

人権教育の推進にあたっては、「うつのみや地域教育プラン」に基づき、学校教育・社会教育・家庭教育の主体性を尊重しながら、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。

### (11) 成人式

20歳を迎えた新成人の門出を、全市をあげて祝い、励ますとともに、新成人が地域の人とともに成人式を作り上げることにより、地域社会の一員としての自覚や、地域に育てられたことに感謝の気持ちを持てるようにするなど人生において意義深い日となるよう実施する。また、地域教育の中核をなす大人としての自覚を持ち、成人教育の第一歩として、新成人が地域の人から学べる場、地域へ繋がる場として教育的意義のある事業として開催する。(昭和24年1月～)

#### ア 主催・実施機関

- ・ 主催 宇都宮市・宇都宮市教育委員会
- ・ 実施機関 宇都宮市成人式各中学校区会場実施委員会

#### イ 対象者

当該年度内に20歳となる本市住民基本台帳に登載されている者

※ ただし、本市出身者で市外に転出した等特別な事情が認められる者も対象とする。

#### ウ 実施内容

##### (ア) 成人式典

国歌斉唱、宇都宮の歌斉唱、激励のことば(主催者ビデオメッセージ)、お祝いのことば(来賓祝辞)、来賓紹介、誓いのことば(新成人代表)

##### (イ) 地域交流事業

懇談会、地域の特性を活かした事業、地域の方への謝辞 等

## エ 実施会場の変遷

<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和24年1月15日</li> <li>・昭和50年1月～</li> <li>・平成元年1月</li> </ul>	<p>事業開始 市文化会館で実施（1会場集中開催）</p>
<p>平成2年から、成人該当者の増加や交通事情等により、1会場集中開催から、分散開催に変更して実施</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成2年1月～</li> <li>・平成5年1月</li> </ul>	<p>6体育館で実施（6会場分散開催）</p>
<p>平成6年から、新成人の利便性、親近感、地域性、施設収容能力、運営組織の協力等を考慮し、市内21中学校毎の会場に実施委員会を設けて実施</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成6年1月～</li> <li>・平成11年1月</li> </ul>	<p>21会場を体育館で実施</p>
<p>平成12年は、新成人のマナー向上と運営の円滑化を図るため、試験的に中心市街地の3会場はホテルを使用して実施（以降、ホテル・結婚式場での実施を拡大）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年1月</li> <li>・平成13年1月</li> <li>・平成14年1月</li> <li>・平成15年1月</li> <li>・平成16年1月～</li> <li>・平成20年1月</li> </ul>	<p>21会場中3会場をホテルで実施 21会場中8会場をホテル・結婚式場で実施 21会場中15会場をホテル・結婚式場で実施 21会場中20会場をホテル・結婚式場で実施 21全会場をホテル・結婚式場で実施 上河内町、河内町との合併により21会場から23会場とし、ホテル・結婚式場（21会場）と併せ体育館、コミュニティセンターで実施 また、式典の「激励のことば」を市長のビデオメッセージとして実施</p>
<p>平成21年は、合併町の4中学校についても市施設からホテル・結婚式場での開催とした。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年1月</li> </ul>	<p>25全中学校区会場をホテル・結婚式場で実施 式典の「激励のことば」を市長のビデオメッセージとして継続実施</p>

## 才 平成27年成人式（平成26年度）実施状況

### （ア）日時

- 平成27年1月11日（日）
- 午前開催会場（午前10時～正午）  
14会場／旭・陽南・星が丘・陽東・宮の原・瑞穂野・豊郷・晃陽・姿川・雀宮・鬼怒・上河内・古里・河内中学校区
- 午後開催会場（午後2時～午後4時）  
11会場／一条・陽北・陽西・泉が丘・清原・横川・国本・城山・宝木・若松原・田原中学校区

### （イ）場所

市内25会場（ホテル、結婚式場等で開催）

### （ウ）対象者

平成6年4月2日～平成7年4月1日の間に生まれた本市住民基本台帳に登載されている者

### （エ）新成人出席状況

- 該当者数

男性	女性	合計
2,751人	2,648人	5,399人

- 出席者数

男性	女性	合計
2,023人	2,023人	4,046人

- 出席率

74.9%

### （オ）来賓招待者数

- 市長招待来賓 95人

【内訳】	
・国会議員	3人
・県議会議員	12人
・市議会議員	44人
・社会教育委員	17人
・生涯学習センター運営審議会委員	19人

- ・ 実施委員会委員長招待来賓 487人  
まちづくり推進協議会長，連合自治会長，婦人会長等地域各種団体長，中学校長，中学校卒業時恩師 等

#### (カ) 実施委員会委員人数

577人

新成人の企画運営への参加（受付，式典での司会進行，懇談会の司会進行など）  
全会場で延べ194人

#### (キ) 新成人応援制度（協賛事業）実施状況（地域交流事業一覧 196ページ）

- ・ 協賛団体・企業等 406件
- ・ 協賛金額 1,944,366円

### (12) うつのみや地域教育メッセ

平成25年3月に策定した「第2次宇都宮市地域教育推進計画」に掲げる地域教育の推進を図るため，宇都宮市内を拠点に地域で学んだことを生かし，現在活動を行っている，またはこれから行う意欲のある市民活動団体・自主活動グループや市民が，活動紹介・情報交換などの交流を通して，今後の活動の活性化や機会づくりの場となるよう事業を開催する。

#### ア 主催

宇都宮市教育委員会（生涯学習課）

#### イ 対象者

出展者：市民団体，各種ボランティア団体，マナビス登録講師 等  
来場者：一般市民（宇都宮市内の学校関係者・児童生徒や保護者も含む）

#### ウ 事業内容

- ・ パネル展示とPR活動（団体による展示，資料配布，説明，情報交換）
- ・ 体験コーナー（工作指導や読み聞かせ等の出展者による実演）
- ・ 生涯学習情報提供システム（マナビス）紹介，学習相談コーナー
- ・ ブース紹介（インタビュー形式）

## エ 事業実績

### (ア) 第1回(平成20年度)

- ・ 日 時：平成20年9月28日(日) 午前10時～午後4時
- ・ 会 場：栃木県立総合文化センター メインホールロビー
- ・ 参加者：出展団体37団体 マナビス登録講師・指導者60人
- ・ 来場者：約500人

※(「うつのみや人間力向上フォーラム 2008(文化センターメインホール)」と同時開催)

### (イ) 第2回(平成21年度)

- ・ 日 時：平成22年2月28日(日) 午前10時～午後4時
- ・ 会 場：宇都宮市文化会館 展示室
- ・ 参加者：出展団体35団体 マナビス登録講師・指導者39人
- ・ 来場者：約600人

※(「平成21年度宇都宮市生涯学習センター文化祭(文化会館小ホール)」と同時開催)

### (ウ) 第3回(平成22年度)

- ・ 日 時：平成22年11月10日(土) 午前10時～午後4時
- ・ 会 場：宇都宮市文化会館 展示室
- ・ 参加者：出展団体56団体, マナビス登録講師・指導者38人
- ・ 来場者：約700人

※(「うつのみや人間力向上フォーラム 2010(文化会館大ホール)」と同時開催)

### (エ) 第4回(平成23年度)

- ・ 日 時：平成24年2月19日(日) 午前9時～午後2時30分
- ・ 会 場：宇都宮市立南図書館ギャラリー他
- ・ 参加者：出展団体46団体, マナビス登録講師・指導者27人
- ・ 来場者：約8,000人

※(「うつのみや人づくりフォーラム 2011(南図書館多目的ホールほか)」と同時開催)

### (オ) 第5回(平成24年度)

- ・ 日 時：平成25年2月23日(日) 午前9時30分～午後2時30分
- ・ 会 場：宇都宮市立南図書館ギャラリー他
- ・ 参加者：出展団体43団体, マナビス登録講師・指導者27人
- ・ 来場者：約9,000人

※(「うつのみや人づくりフォーラム(南図書館多目的ホールほか)」と同時開催)

### (カ) 第6回(平成25年度) ※開催計画

- ・ 日 時：平成26年2月15日(土) 午前9時30分～午後2時30分
- ・ 会 場：宇都宮市立南図書館ギャラリー他
- ・ 参加予定者：出展団体36団体，マナビス登録講師・指導者30人
- ・ 来場者見込：9,000人
- ・ 結 果：雪のため開催中止(出展者及び来場者の安全確保が困難なため)

※ 同時開催予定の「うつのみや人づくりフォーラム(南図書館多目的ホールほか)も開催中止

### (キ) 第7回(平成26年度)

- ・ 日 時：平成27年2月15日(日) 午前9時30分～午後2時30分
- ・ 会 場：宇都宮市立南図書館ギャラリー他
- ・ 参加者：出展団体35団体，マナビス登録講師・指導者32人
- ・ 来場者：約10,000人

※(「うつのみや人づくりフォーラム(南図書館多目的ホールほか)」と同時開催)

## (13) あすなろ青年教室

市内の中学校特別支援学級等を卒業し，市内に在住する15歳から30歳までの青年を対象に，実生活に必要な職業，家事，余暇の活用等に関する知識，技術を習得する場を提供している。

今後は，社会教育事業としての青少年教育だけでなく，成人教育についても実施していく必要があることから，平成27年度より，あすなろ青年教室事業交付金を拡充し，あすなろ青年教室の下部組織として30歳を超える卒業生を対象に同様の活動を行っている「ひのきクラブ」に対しても支援を行っていく。

### ア 組織体制

実施委員会方式(委員：特別支援学級等の担任，保護者等)を設置し，委員会の事務局を一条中学校に置いて活動している。

### イ 経緯

- ・ 昭和42年 市の職務権限として宇都宮市特殊学級合同同窓会として「一条中学校青年学級」を実施
- ・ 昭和43年 公民館事業として一条中学校に業務委託され「一条中学校青年学級」がスタートする。(実施機関を一条中に置き，校長がその長となる。当時の市内特別支援学級担任や養護学校の担任が指導者となり運営を行う。)

- ・ 昭和51年 「あすなろ青年教室」に事業名称を変更
- ・ 平成15年 一条中学校への業務委託終了
- ・ 平成16年 中央生涯学習センターの事務の効率化を図り、教師の自主性を確保するため、実施機関を一条中学校から「あすなろ青年教室実施委員会」に変更し、事務局を一条中学校に置く。  
また、交付金事業となった。(あすなろ青年教室が一条中学校の校務分掌から外れたため、担当教諭の任意の活動となっている。)
- ・ 平成17年 実施委員会及び活動支援に保護者が参加し、現在に至る。

## ウ 事業内容

- ・ 実施時期 6月～翌年2月
- ・ 実施コース パソコン、スポーツ、調理コース
- ・ その他 研修旅行(年一回)、体験コース(音楽コース、年一回)

## エ 受講者数

- ・ 平成24年度 58名、平成25年度 52名、平成26年度 56名

生涯学習センター

## 1 生涯学習センターの役割

市の「第5次総合計画」及び「地域教育推進計画」の方針に基づき、生涯学習を通じた人づくりを推進し社会に貢献する人材を育成するため、市民ニーズや社会的課題を的確に把握し、各種講座を企画運営し多様な学習の機会と場を提供する。さらに、学んだ人たちが習得した成果を家庭や地域において活用できるように支援することによって、人づくりや地域づくりを推進する役割を担っている。

### (1) 生涯学習センター

#### ア 中央・東・西・南・北（市民活動センター併設）

平石・清原・横川・瑞穂野・城山・国本・富屋・豊郷・篠井・姿川・雀宮（地区市民センター併設）

地域の市民を対象に、運営方針に基づいた事業や、地域の実情に応じた事業、現代的課題の解決に資する事業などを実施するとともに、生涯学習に関する相談や情報の提供など、生涯学習課活動の支援などを行う。

また、市民活動センター併設館では、地域コミュニティセンターにおける活動の支援も行う。

#### イ 上河内・河内生涯学習センター

合併地区について、その地域の市民を対象に、運営方針に基づいた事業や、地域の実情に応じた事業、現代的課題の解決に資する事業などを実施するとともに、生涯学習に関する相談や情報の提供など、生涯学習課活動の支援などを行う。

### (2) 生涯学習センター運営審議会

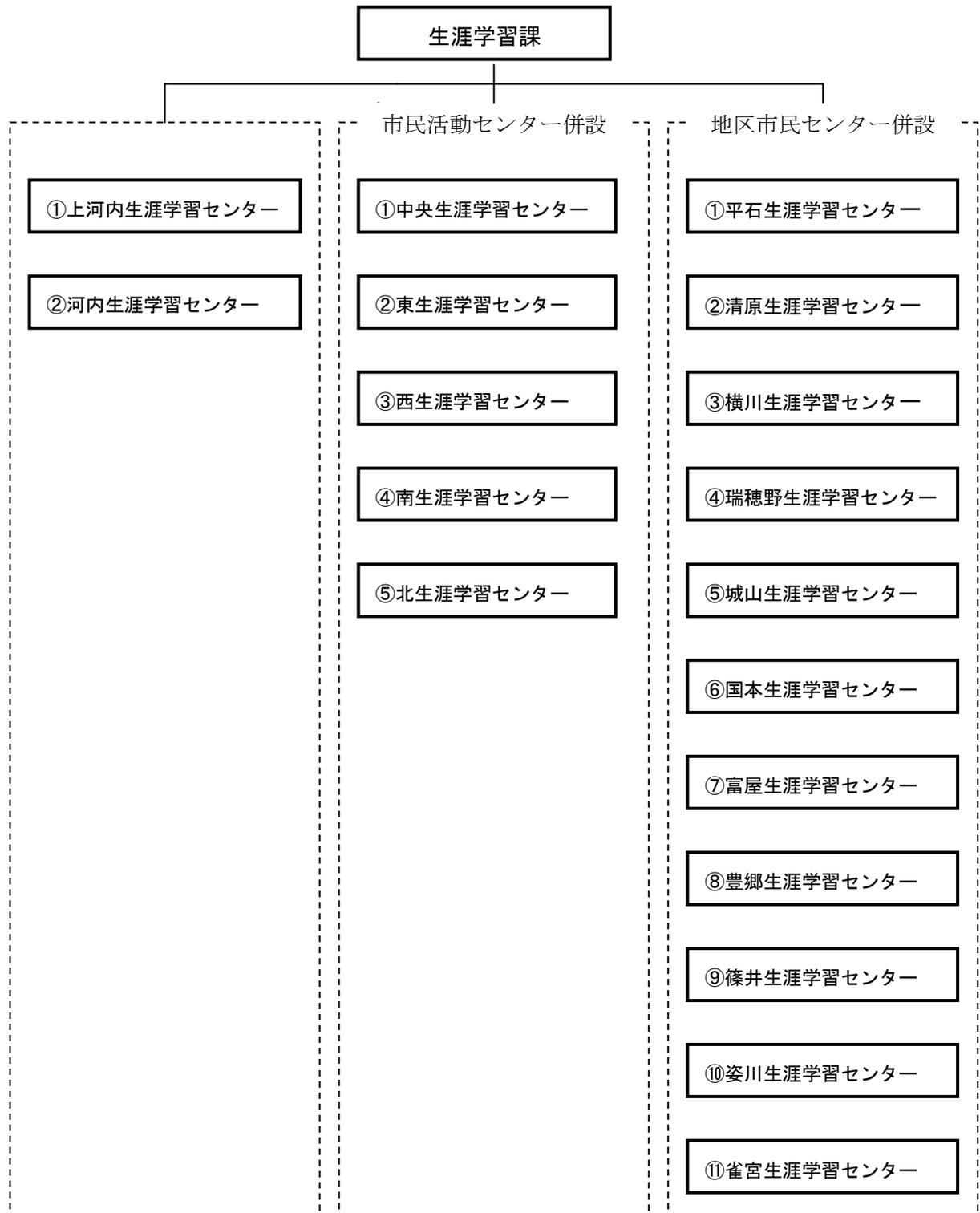
生涯学習センター条例の施行に伴い、宇都宮市公民館運営審議会（平成13年6月1日設置）が宇都宮市生涯学習センター運営審議会として中央生涯学習センターに置かれ、全生涯学習センターにおける社会教育事業や先駆的事业、現代的課題に関する事業について調査審議することとなった。

審議会の委員の定数は20名で、社会教育及び学校教育の関係者並びに学識経験を有する者等に委嘱し、年3回程度の会議を予定している。

## 2 生涯学習センターの体制

### (1) 組織体制

生涯学習センターの組織体制は、下記のとおりであり、平成22年度から中央生涯学習センターが担っていた中央館としての機能を生涯学習課の本課機能として集約・強化を図り、生涯学習課が全ての生涯学習センターを統括・支援することとしている。生涯学習センターは、教育委員会所管の生涯学習センター2か所と、市民まちづくり部所管の市民活動センター併設の生涯学習センター5か所、地区市民センター併設の生涯学習センター11か所の合計18か所により構成されている。



(2) 開館時間

貸 館	使 用 時 間 区 分		休 館 日
	午前の部	9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	12月29日～1月3日
午後の部	1 2 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0		
夜間の部	1 7 : 3 0 ~ 2 1 : 3 0		
図 書 室	月～金	土・日	休館日
	8 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0 *カードの新規登録は, 平日8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0のみ	9 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0	12月29日～1月3日

### 3 生涯学習センターの分担事務

#### (1) 生涯学習センターの事務分掌

※ 宇都宮市教育委員会の組織及び運営に関する規則

第18条 生涯学習センターは、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- (1) 宇都宮市生涯学習センター条例(平成13年条例第47号)第4条に規定する生涯学習センターの事業に関すること。
- (2) 生涯学習センターの文書、予算、その他庶務に関すること。
- (3) 生涯学習センターの業務の進行管理に関すること。
- (4) 生涯学習の相談及び支援に関すること。

※ 宇都宮市生涯学習センター条例

第4条 センターの事業は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習の振興に資する事業の企画及び立案
- (2) 法第22条各号に掲げる事業
- (3) 生涯学習の振興に資する図書、資料、情報等の収集及び提供
- (4) その他市民への生涯学習の機会の提供について必要な事業

※ 社会教育法

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。

但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 1 定期講座を開設すること。
- 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 6 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

## 4 生涯学習センターの沿革

- 昭和 24.10.17 城山公民館が設置される。(昭和29・11・1 市立となる)
- 昭和 24.12.1 富屋公民館が設置される。(昭和29・11・1 市立となる)
- 昭和 25.1.26 平石公民館が設置される。(昭和29・8・1 市立となる)
- 昭和 25.3.20 豊郷公民館が設置される。(昭和29・11・1 市立となる)
- 昭和 25.7.20 国本公民館が設置される。(昭和29・11・1 市立となる)
- 昭和 26.1.26 篠井公民館が設置される。(昭和29・11・1 市立となる)
- 昭和 26.4.1 瑞穂野公民館が設置される。(昭和29・10・1 市立となる)
- 昭和 26.8.1 清原公民館が設置される。(昭和29・8・1 市立となる)
- 昭和 26.12.1 姿川公民館が設置される。(昭和30・4・1 市立となる)
- 昭和 28.12.1 雀宮公民館が設置される。(昭和30・4・1 市立となる)
- 昭和 29.8.1 中央・東・築瀬・西原・戸祭・今泉・陽南・桜公民館が設置される。
- 昭和 29.9.25 横川公民館が設置される。
- 昭和 30.10.1 西・昭和・細谷・錦・峰公民館が設置される。
- 昭和 33.2.1 宇都宮市公民館連絡協議会が結成される。
- 昭和 44.4.1 中部公民館が設置される。(市立旭病院の建物を利用)  
中央・東・西・築瀬・西原・昭和・桜・錦・富士見・峰・泉が丘・戸祭・細谷・陽南公民館を分館とする。
- 昭和 46.4.1 南公民館が新設される。  
石井分館・宮の原分館を開設
- 昭和 47.11.15 巡回文庫を開設，9 公民館12分館を配本所とする。
- 昭和 48.4.1 御幸分館を開設
- 昭和 49.4.1 宝木分館を開設
- 昭和 51.4.1 城東分館・陽東分館を開設
- 昭和 53.4.1 東公民館が新設される。(今泉公民館廃止)  
御幸が原分館を開設
- 昭和 55.7.2 明保分館を開設
- 昭和 56.4.1 市立図書館の開館に伴い，移動図書館が移管された。
- 昭和 57.4.1 北公民館が新設される。(細谷分館廃止)
- 昭和 58.4.1 陽光分館を開設
- 昭和 59.4.1 西公民館が新設される。(桜分館廃止)  
雀宮公民館分館を開設
- 昭和 61.10.24 中部公民館が，10月6日新市庁舎開庁に伴い，中央1丁目1番13号，旧市役所別館南館に仮移転した。

- 昭和 62. 4. 1 旧市役所別館北館に移転，名称も『宇都宮市立中央公民館』とし，名実ともに市内にある公民館の核としての役割を担い開館した。
- 平成 元. 10. 16 地区市民センターとの施設複合化開始（雀宮公民館）
- 平成 3. 4. 1 地区市民センターとの施設複合化（篠井公民館）
- 平成 3. 4. 1 地区市民センターとの施設複合化（清原公民館）
- 平成 4. 4. 13 地区市民センターとの施設複合化（瑞穂野公民館）
- 平成 6. 4. 1 地区市民センターとの施設複合化（城山公民館）
- 平成 7. 4. 1 各分館長が専従職員（非常勤嘱託員）となる。
- 平成 7. 10. 14 西原分館の会議室（空き教室利用）の開所式
- 平成 8. 4. 1 地区市民センターとの施設複合化（豊郷公民館）
- 平成 8. 4. 1 生涯学習課より権限の一部を中央公民館に委譲
- 平成 9. 4. 1 地区市民センターとの施設複合化（富屋公民館）
- 平成 9. 10. 20 南公民館改築される。
- 平成 10. 5. 11 宝木分館の会議室（空き教室利用）の拡大
- 平成 10. 6. 1 東分館の会議室（空き教室利用）の拡大
- 平成 12. 10. 1 地区市民センターとの施設複合化（国本公民館）
- 平成 13. 1 南公民館エレベーター設置
- 平成 14. 3. 30 錦分館改築される。
- 平成 14. 4. 1 公民館条例の廃止，生涯学習センター条例制定の議決に伴い，中央・東・西・南・北公民館及び11地区公民館と共に『生涯学習センター』と名称変更。中央公民館は『中央生涯学習センター』として宇都宮市の生涯学習の中枢として開設された。また，分館は『地域コミュニティセンター』となった。
- 平成 14. 6. 24 地区市民センターとの施設複合化（平石生涯学習センター）
- 平成 15. 8 中央東西南北生涯学習センター施設内全面禁煙
- 平成 15. 12. 22 地区市民センターとの施設複合化（姿川生涯学習センター）
- 平成 18. 3. 20 地区市民センターとの施設複合化（横川生涯学習センター）
- 平成 19. 3. 31 上河内町，河内町との合併に伴い，以下の施設を所管。
- ・上河内生涯学習センター（本館，ひばり館）  
\*旧上河内町中央公民館，同ひばり館
  - ・河内生涯学習センター（本館，田原館）  
\*旧河内町中央公民館，同田原分館
- 平成 22. 4. 1 以下の施設を自治振興部に所管替。
- ・中央生涯学習センター
  - ・東生涯学習センター
  - ・西生涯学習センター
  - ・南生涯学習センター
  - ・北生涯学習センター
- 平成 26. 9. 30 上河内生涯学習センターひばり館を閉館。

## 5 平成27年度生涯学習センター事業運営の考え方

### (1) 基本的な考え方

近年における、少子超高齢・人口減少社会の到来や都市化・核家族化の進行などにより、家庭・地域の教育力の低下や住民のコミュニティ意識や連帯感の希薄化、青少年層の自立意欲の減退など、人づくりやまちづくりにおける課題が顕在化してきている一方、団塊の世代の地域活動が活発化してきており、これからの地域を支える新たな担い手として期待されるなど、本市を取り巻く社会環境は大きく変化している。

また、東日本大震災の経験を通じて再認識された、自ら考え行動する力の重要性や、地域の絆や人と人とのつながりの重要性を踏まえ、個々人が積極的に社会に参画し、他者と協働しながら、主体的に「互助・共助」による活力ある地域づくりに貢献していこうとする気運の高まりが見られる。こうした気運を持続的なものとし、地域住民の協働による地域課題の解決や地域の活性化など、地域づくりの取組を促進するためには、個人の自立に向けた学習や、絆づくり・地域づくりにつながる事業の充実に取り組んでいく必要がある。

こうしたことから、生涯学習センターにおいては、第2次宇都宮市地域教育推進計画に掲げる基本理念である「学びを通して、豊かな人間性と人と人との絆を育み、地域ぐるみにより、教育活動やまちづくりを支える社会を実現する。」ために、地域を支える市民一人ひとりが自己の自立と社会の一員であることを意識し、社会参加への意欲を高めるような事業や学んだ成果を地域につなぐきっかけとなる事業運営に取り組んでいく。

### (2) 各生涯学習センターの役割

全ての生涯学習センターにおいて、「人材かがやきセンター」、「市民大学」との各種事業が担う領域の特徴を踏まえ、個人の要望に応える事業と社会の要請に応える事業のバランスに配慮しながら多様な事業を推進するとともに、市民の生涯学習ニーズに応じた学習相談及び支援を行う。

また、自立した個人を養成するための事業や、地域の課題解決に向けた事業などに積極的に取り組み、住民の身近な地域における学習の拠点として「地域教育」の推進に向けた事業を実施する。

なお、講座等事業の実施にあたっては、開催日時や学習手法の検討、託児の充実など、引き続き受講環境を整備することにより、多くの市民が参加できるよう努めるとともに、地域の各種団体や企業などとの連携に配慮する。

### (3) 重点項目

#### ア 人間力の向上に資する事業の充実

激しく変化する社会の中で、市民一人ひとりが心豊かに生活できるよう、学ぶことの喜びや仲間づくりにつながる趣味・教養的な講座を実施するとともに、引き続き地域課題や生活課題に対応する講座の拡充を図る。

また、平成26年10月に、本市の「社会教育委員の会議」から『「社会の要請」と求められる学習について』として提言がなされた、「超高齢社会」や「子育て・子育て環境の変容」、「規範意識・社会性の低下」などの早急に対応すべき課題に対し、関係部局や関係機関等との連携を図りながら、講座として着実に展開していく。

#### イ 家庭・地域の教育力の向上に資する事業の充実

「人づくり」の基本となる家庭と地域の教育力の向上を図るため、家庭や親の役割や責任、子どもとの関わり方などについて保護者の気づきを促す講座や子育ての知識や技術を身につけるための講座などを実施する。実施にあたっては子育て中の親の仲間づくりにつながるよう、参加交流機会の充実に努める。

また、地域ぐるみで子どもを育てる意識の醸成を図るとともに、学校や企業など、地域を構成する各主体とのより一層の連携・協力を図り、家庭と地域が抱える課題の解決に資する事業の充実に努める。

#### ウ 学習情報拠点としての充実

市民の主体的な学習活動を啓発・支援し、生涯学習に対する市民ニーズに的確に対応するため、生涯学習センターは地域の学習情報の拠点として、積極的な情報収集や提供とともに生涯学習センターの情報共有を行い、学習相談の充実に努める。

また、平成26年度にリニューアルした「宇都宮市生涯学習情報提供システム」(通称「マナビス」)を有効活用し、より充実した学習情報の提供に努める。

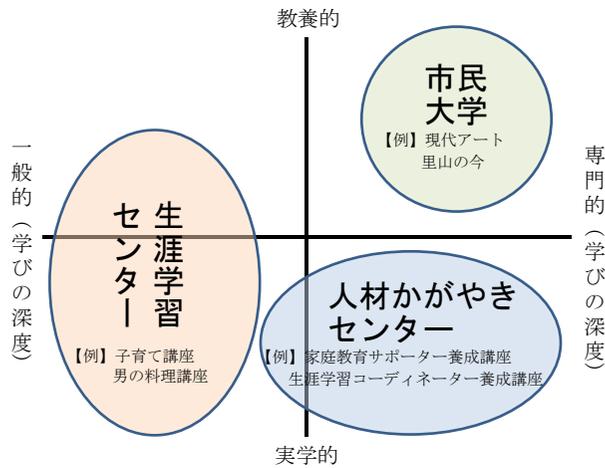
#### エ 地域社会を支える人材育成と学習成果の活用の促進

市民の地域に根差した学習活動を推進するため、各種ボランティア等の養成を推進するなど、地域で活躍できる「人づくり」の充実に図るとともに、地域に目を向け、地域のもつ魅力や課題に気づききっかけとする「地域学講座」の実施・充実に努める。

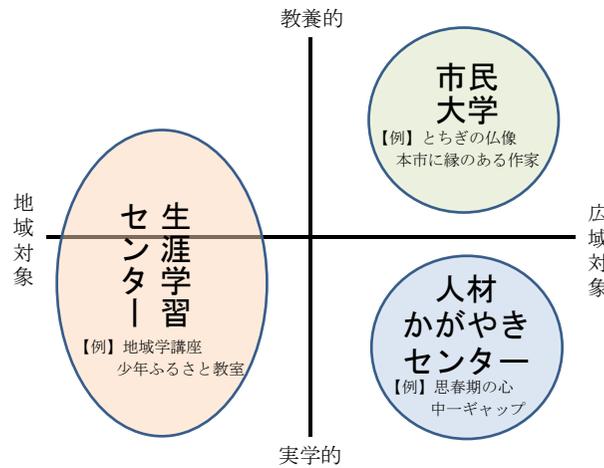
また、学んだ人材が学習成果や経験を活かせるような機会と場の提供に努めるとともに、マナビスに新たに搭載する「人材バンク」機能を効果的・有効的に活用し、地域住民同士や関係団体等をつなぐネットワークシステムの構築に努める。

各種生涯学習講座が重点的に担う領域のイメージについて

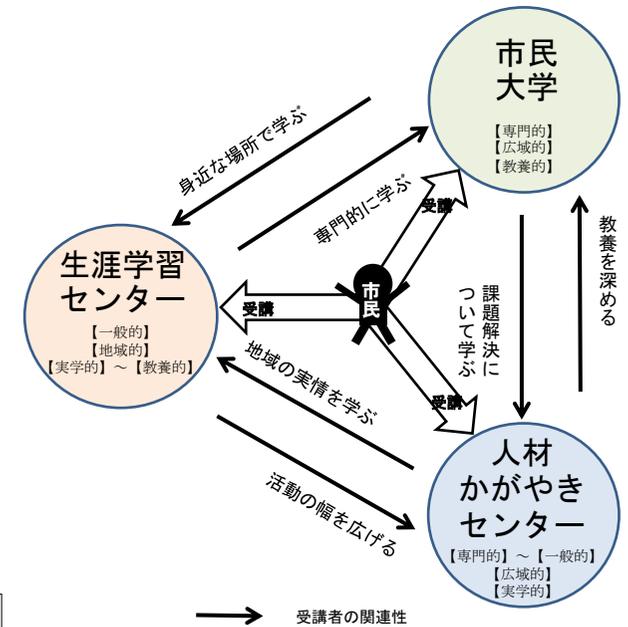
① 講座の内容（学びの深度）による区分



② 講座の目的（対象）による区分



③ 各種講座の関連性について



【生涯学習センター】

- ・「実学的」な講座を主として、「教養的」な講座まで、幅広い領域を担う。
- ・「一般的」なレベルの領域を担う。

【人材かがやきセンター】

- ・主に「実学的」な講座の領域を担う。
- ・「一般的」な講座から「専門的」な講座まで、幅広いレベルの領域を担う。

【市民大学】

- ・主に「教養的」な講座の領域を担う。
- ・「専門的」なレベルの領域を担う。

【生涯学習センター】

- ・市民生活の場である「地域」的なテーマの講座を展開する。

【人材かがやきセンター】

- ・本市の地域教育推進拠点であり、「広域」的なテーマの講座を展開する。

【市民大学】

- ・全市民を対象としており、「広域」的なテーマの講座を展開する。

図 書 館

視 聴 覚 ラ イ ブ ラ リ ー

# 1 図書館の役割と概要

## (1) 役割

「宇都宮市読書活動推進計画」の方針に基づき、市民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、家庭・地域・関係機関と連携し読書推進事業を実施し市民の読書活動を支援する。

また、各館の特色や役割を踏まえつつ、図書館機能・サービスの向上に努め、地域の情報拠点として以下の事業を実施し、市民の主体的な学習活動の支援に加え、市民生活や地域の課題解決を支援する。

- ・ 図書、記録、地域資料、地方行政資料、刊行物、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、分類し、排列し、及びその目録を整理すること。
- ・ 図書館資料を一般公衆の利用に供し、その利用のために相談に応じること。
- ・ 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、講演会、資料展示会等を開催し、及びその奨励を行うこと。
- ・ 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- ・ 館報その他図書館奉仕のための資料を刊行し、及び配布すること。
- ・ 他の図書館と図書館資料の相互貸借を行うこと。
- ・ 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- ・ 学校、博物館、生涯学習センター、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。
- ・ その他図書館の目的を達するために必要な事業

## (2) 概要

H27. 3. 31 現在

	中央図書館	東図書館	南図書館	上河内図書館	河内図書館
所 在	明保野町 7番57号	中今泉3丁目 5番1号	雀宮町 56番地1	中里町 182番地1	中岡本町 3397番地
開 館	S. 56. 7. 7	H4. 7. 20	H23. 7. 16	H4. 9. 1	S61. 9. 27
構 造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	鉄骨造
延床面積	4,739.00 m <sup>2</sup>	5,872.00 m <sup>2</sup> ※図書館部分のみ	7,041.50 m <sup>2</sup>	1,000.06 m <sup>2</sup>	1,614.00 m <sup>2</sup>
駐 車 場	81台 ※うち身障用7台	317台 ※うち身障用7台	496台 ※うち身障用10台	21台 ※うち身障用1台	44台 ※うち身障用1台
蔵 書 数 (視聴覚含む)	564,204点	409,860点	306,607点 ※学校支援分含む	85,757点	142,430点

※生涯学習センター図書室等の蔵書数 160,418点

中央・東・上河内図書館 開館時間・休館日

図書館名	開館時間	休館日
宇都宮市立中央図書館 〒320-0845 宇都宮市明保野町7番57号 TEL(636)0231, FAX(639)0740	9:30~19:00 (児童図書室 ~18:00)	金曜日(祝日の場合は前日), 毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日), 資料整理日(4/1, 9/14), 年末年始(12/29~1/3), 特別整理期間
宇都宮市立東図書館 〒321-0968 宇都宮市中今泉3丁目5番1号 TEL(638)5614, FAX(638)5791		月曜日(祝日の場合は翌日), 毎月第3木曜日(祝日の場合は前日) 資料整理日(4/1, 9/14), 年末年始(12/29~1/3), 特別整理期間
宇都宮市立上河内図書館 〒321-0414 宇都宮市中里町182番地1 TEL(674)1123, FAX(674)1120		

南図書館 開館時間・休館日

図書館名	開館時間	休館日
宇都宮市立南図書館 〒321-0121 宇都宮市雀宮町56番地1 TEL(653)7609, FAX(653)7619	図書館部分(本の広場) 9:30~20:00	月曜日(祝日の場合は翌日), 毎月第3木曜日(祝日の場合は前日), 資料整理日(4/1, 9/14), 年末年始(12/29~1/3), 特別整理期間
	多目的ホール(サザンクロスホール), 会議室, ギャラリー, 学習閲覧室 9:00~21:30	
	プレイルーム(おひさまひろば) 9:00~19:00	
	喫茶コーナー 9:00~21:00	

河内図書館 開館時間・休館日

図書館名	開館時間	休館日
宇都宮市立河内図書館 〒329-1105 宇都宮市中岡本町 3397 番地 TEL(673)6782, FAX(673)6783	火曜日～金曜日、8月の全日 9:30～20:00	月曜日(祝日の場合は翌日、8月は除く)、毎月第3木曜日(祝日の場合は前日、8月は除く)、資料整理日(4/1,9/14)、年末年始(12/29～1/3)、特別整理期間
	土曜日・日曜日・祝日(8月を除く) 9:30～19:00	

## 2 平成27年度図書館運営目標

### (1) 基本方針

平成25年6月、「宇都宮市図書館機能・サービス向上計画」と「第2次宇都宮市子ども読書活動推進計画」を一本化して、市民全体の読書活動を総合的に推進することを目的に「宇都宮市読書活動推進計画」を策定し、公表した。

「宇都宮市読書活動推進計画」では、市民や地域の課題解決支援やICTへの対応など、読書環境の整備を図るとともに、子どもを含めた市民の読書活動を推進することを基本理念とした。

平成27年度は、市民の読書活動のより一層の推進に向けて、読書環境の充実を図るため、これまでの読書活動に有効な取組を継続するとともに、新たに宇都宮市全体を見据えて読書活動の啓発事業など下記の事業に重点的に取り組んでいく。

### (2) 基本施策と重点事業

#### ア さまざまな市民の読書活動の推進

- (ア) 出前講座の実施
  - ・ 読み聞かせ講座，課題解決講座，インターネットサイトの活用講座等
- (イ) 読書推進ガイドブックの情報の更新
  - ・ QRコードからリンクするホームページ上のブックリストの更新
- (ウ) フェスタmy宇都宮等のイベントへの参加
  - ・ 対象イベントの拡大と内容の充実
- (エ) カフェトークの開催
- (オ) ビブリオバトルの実施
- (カ) センター図書室等の地域性や利用者層に合ったサービスの提供
  - ・ センター図書室の地域性や利用者層を考慮した図書の質の充実
  - ・ センター事業と連携した図書の展示や情報の提供

#### イ 子どもの読書活動の推進

- (ア) 中央生涯学習センター図書室ティーンズコーナーの充実
- (イ) 高校生ボランティアによる中・高校生対象のサービスへの参画
  - ・ 高校生のための読書情報誌「MIYATEEN」の作成・配布
  - ・ 高校生の企画・運営による「高校生のための読書推進講座」の開催
- (ウ) 学校図書館との連携による読書活動の充実
- (エ) 読み聞かせボランティア育成事業の強化
  - ・ 読み聞かせボランティアのレベルアップのための勉強会の開催
- (オ) 「あかちゃんタイム」の拡充

#### ウ レファレンス・課題解決型サービスの周知強化と利用促進

- (ア) 地域資料・情報の収集と提供の充実
  - ・ 地域カルテを作成する地区に対する地域データブックの作成・提供
  - ・ 市内小中学校の創立記念誌や学校にある地域資料の収集・提供
- (イ) 科学・技術・ビジネス情報提供サービスの充実
  - ・ 宇都宮アグリビジネスブランド化への支援
- (ウ) 子育て・家庭生活支援情報の充実
  - ・ 専門機関と連携した講座・企画展示・相談会等の実施
- (エ) 職員の資質向上及び人材育成
  - ・ 研修プログラムの作成・実施
  - ・ 長期派遣研修の実施
- (オ) あらゆる機会を捉えたレファレンス・課題解決型サービスの周知

## **エ ICTの推進や電子情報の提供**

図書館におけるICT環境の整備

- ・ デジタルアーカイブ事業の運営概要の検討
- ・ 国立国会図書館の電子化資料の閲覧・複写サービスの実施

## **オ 効果的・効率的な管理運営体制の充実**

管理運営体制の充実

- ・ 南図書館と河内図書館の円滑な運営と検証
- ・ 南図書館の次期指定管理者の選定

## **カ 施設の再整備の計画的な推進**

図書館施設の延命化の推進

- ・ 再整備計画の策定
- ・ 計画的な備品の更新



### 3 視聴覚ライブラリーの沿革と役割

宇都宮市は、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、宇都宮市立視聴覚ライブラリー（宇都宮市明保野町7番57号宇都宮市立図書館内）を昭和56年7月に設置した（宇都宮市立視聴覚ライブラリー条例昭和56年3月24日 条例第26号）。また、平成4年7月には、宇都宮市立東図書館内に宇都宮市立東視聴覚ライブラリーを設置した。（平成4年3月条例第27号）

その後、平成9年4月には、2つの視聴覚ライブラリーを一元化し、宇都宮市立東図書館内に宇都宮市立視聴覚ライブラリーを設置した。（平成9年3月条例第4号）

### 4 管理と運営

#### (1) 基本目標

視聴覚ライブラリーは、生涯学習社会及び情報化社会の到来を迎え、市民の生涯学習を援助し学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、次のように基本目標を設定する（昭和56年～）。

- ・ 視聴覚教材・情報の整備充実と利用促進
- ・ 視聴覚施設・機材の整備と利用促進
- ・ 視聴覚に関する学習機会提供の推進

#### (2) 平成27年度運営目標

- ・ 視聴覚教材の整備充実と利用促進
- ・ 視聴覚施設・機材の整備と利用促進
- ・ 地域覚情報の提供とサービス事業の実施（拡充）
- ・ 支援事業の実施
- ・ 視聴覚に関する学習機会の提供の推進
- ・ 他の施設との連携・協働の推進

文

化

課

## 平成27年度 文化行政の基本方針及び重点施策について

### 1 基本方針

市民の自主的な文化芸術活動を支援するため、日頃の練習の成果発表、および優れた文化芸術を鑑賞できる機会の充実に努めるとともに、市民による地域の文化遺産・伝統文化の保存・活用・継承活動の支援を行う。さらには、ジャズや妖精、百人一首などの文化的資源を活用し、市民の手により育む魅力あふれる「個性的な市民文化・都市文化の創造」を目指す。

### 2 重点施策

#### (1) 文化芸術活動環境の充実

文化芸術の発表や鑑賞機会の創出、人材育成や施設整備など、市民が主体的に文化芸術活動を展開するための事業を展開

- ・文化芸術の学習、発表・鑑賞機会を提供する「市民芸術祭」、 「ジュニア芸術祭」を開催する。
- ・これからの文化芸術を担う人材を育成・支援する「宇都宮エスペール賞」の受賞者への育成・支援を行うことで、受賞者自身のレベルアップと市民の芸術活動の広がりを目指す「プロポート事業」を実施する。
- ・市民の鑑賞・創作・発表活動の場となる文化会館・美術館の適切な管理を行うとともに、文化会館を休館し大規模改修工事を実施する。
- ・文化会館における教育普及事業を充実するとともに、休館期間中は古典芸能であるプロの唸家による「地域寄席」を、地区市民センター等で実施する。
- ・美術館においては、クレイ展など多彩な企画展を開催する。また、地域資源である「宮染」を活用したアウトリーチ事業を実施する。

#### (2) 文化遺産・伝統文化の保存、活用、継承

文化財の保存・活用、地域における伝統文化を継承・発展させるための人材育成・環境づくりの推進

- ・文化財を適切に保存活用するため、「上神主・茂原官衙遺跡」に係る調査研究業務を推進するとともに、表示板設置や企画展、講演会などの啓発事業を実施する。
- ・埋蔵文化財の適切な保護に向け、埋蔵文化財地図の適正化を図るため、包蔵地の分布調査を平成27年度も引き続き実施する。

- ・本市独自の伝統文化を市民が主体的に保存し、次世代に継承するため、「宮っ子 伝統文化体験教室」や「伝統文化フェスティバル」の開催を始めとした「宇都宮 伝統（ふるさと）文化継承事業」を推進する。
- ・宇都宮の歴史や文化財の普及啓発を図るため、スマートフォンなどの携帯情報端末による観光情報の発信事業の中に、文化財への案内や解説を取り入れ、周知啓発を推進する。

### （3） 個性ある文化資源活用の推進

ジャズや妖精、百人一首などの多様な文化資源を活用し、魅力的なまちづくりを推進

- ・まちなかでのジャズライブの開催などによるジャズのまちづくりを推進する。
- ・妖精ミュージアムにおいて妖精資料の展示、図書の閲覧、妖精資料のデータベースをインターネットで公開するとともに、講座や講演会など様々な魅力ある事業を展開する。
- ・百人一首のまちづくりを推進するため「百人一首市民大会」を開催するとともに、平成26年度に続き第2回の開催となる競技かるた公式戦「蓮生記念全国かるた競技宇都宮大会」を開催する。
- ・百人一首と宇都宮の関わりを示した資料を、小学校、中学校の修学旅行時に合わせて配布するとともに、「百人一首における指導のあり方」冊子を作成し各学校に配布する等、学校における文化資源の啓発・活用を推進する。

## 3 その他

### 「宇都宮市文化振興基本計画」の改定

本市の文化芸術の振興を目的に平成18年3月に策定した「宇都宮市文化振興基本計画」の計画期間が終了することから、これまでの施策の進捗状況や国の動向、社会情勢、また市民意識調査などを踏まえ、当該計画の改定を行う。

## 平成26年度「第2次宇都宮市地域教育推進計画」に関する施策事業の実績評価について

## ◎ 趣 旨

平成25年3月に策定した「第2次宇都宮市地域教育推進計画」（以下「本計画」という。）の計上事業における平成26年度の実績評価について報告するもの

## 1 計画の位置づけ

本計画は、「第5次宇都宮市総合計画基本計画」の分野別計画であるとともに、本市における「人づくり」の指針である「うつのみや人づくりビジョン（宮っこ未来ビジョン）」の基本的考え方や方向性を受けた、社会教育行政において最も基本となる計画である。

**参考資料** 第2次宇都宮市地域教育推進計画の概要

## 2 計画の進行管理について（H26.3.25宇都宮市生涯学習推進本部会議において了承）

本計画に関連する各種施策・事業について、事業を所掌する関係課においてその取組実績を定量的に把握・評価を行うとともに、教育委員会の附属機関である「社会教育委員の会議」に報告し、意見を聴取することとし、効果的な推進を図るものとする。

## (1) 進行管理の実施手法

ア 本計画の着実な推進を図るため、各事業における目標に対する進捗度の確認及び今後の方向性について検討を行い、これを調査・集計することで、「基本施策」ごとの評価を実施する。

イ 具体的には、目的を同一にする「事業」を束ねた「施策」について、各事業の進捗状況を踏まえながら評価するものとし、各施策の重点事業を中心に施策の現状と今後の方向性について明示するとともに、それらを取りまとめ、基本施策ごとの評価とする。

ウ 地域教育を取り巻く環境に変化に柔軟に対応しながら、着実に計画を推進するために、適宜、「事業」の追加計上等を行うこととする。

## (2) 評価の実施年度

各年度の目標値に対する実績を踏まえ、毎年度評価を行う。

（平成25年度の実績を踏まえ、平成26年度から実施。）

## (3) 進行管理の実施主体

本計画の計上事業の関係課で構成される「地域教育推進に係る関係課長等会議」において、計画の進行管理を行い、教育委員会の附属機関である「社会教育委員の会議」に報告し、意見を聴取するものとする。

### 3 平成26年度実績評価について

#### (1) 計上事業について

##### ・事業の進捗度について

順調（目標に対し平成26年度の実績が90%以上）

概ね順調（70～90%未満）

順調でない（70%未満）

その他（事業の終了、事業の中止など）

	事業数	事業の進捗度				
		順調	概ね順調	順調でない、その他		
<b>基本施策1 人間力を高める学習環境の充実（人づくり）</b>						
施策1	主体的な学習活動への支援	10	7(1)	3	—	順調に進捗している事業の割合
施策2	個人の自立に向けた学習の推進	3	3(1)	—	—	
施策3	成人教育の充実	3	3(1)	—	—	
施策4	学習活動を支える人々の育成	4	2	1(1)	1	
施策5	社会の要請に対応した学習の充実	4	4(1)	—	—	
	<b>小 計</b>	<b>24</b>	<b>19(4)</b>	<b>4(1)</b>	<b>1</b>	<b>79.2%</b>
<b>基本施策2 家庭・地域における教育活動への支援（絆づくり）</b>						
施策6	家庭教育支援の充実	3	3(1)	—	—	75.0%
施策7	学校教育支援の充実	3	3(1)	—	—	
施策8	地域での育ち・育てを高める環境づくり	6	3(1)	3(1)	—	
	<b>小 計</b>	<b>12</b>	<b>9(3)</b>	<b>3(1)</b>	<b>—</b>	
<b>基本施策3 学習環境を地域活動につなぐ仕組みづくり（地域づくり）</b>						
施策9	多様な活動主体間の連携促進	6	3(1)	2	1(1)	78.6%
施策10	地域の課題解決に向けた学習の推進	5	5(1)	—	—	
施策11	郷土愛を育む取組の推進	3	3(1)	—	—	
	<b>小 計</b>	<b>14</b>	<b>11(3)</b>	<b>2</b>	<b>1(1)</b>	<b>78.6%</b>
<b>総 計</b>		<b>50</b>	<b>39(10)</b>	<b>9(2)</b>	<b>2(1)</b>	<b>78.0%</b>

※（ ）は重点事業の内数

#### (2) 平成26年度実績における全体総括

- ・ 計上事業全体の約80%の事業において「順調」な進捗  
⇒ 関係各課における着実な取組の成果
- ・ 一方、施策4（学習活動を支える人々の育成）や施策9（多様な活動主体間の連携促進）の一部事業（生涯学習コーディネーターの育成、人材バンクの構築）において、「その他」や「順調でない」進捗状況  
⇒ 昨年度に制度や仕組みの見直しを行っており、事業の一層の推進を図る。  
今後は、基本目標の達成に向け、各事業を着実に推進するとともに、地域において学習活動を推進する人材の育成や、学習活動とその成果を地域活動につなげる取組のさらなる充実を図り、地域教育のより一層の推進を図る。

#### (3) 「基本施策」及び「施策」の評価について

- ・ **別紙1**「平成26年度第2次宇都宮市地域教育推進計画」に関する「基本施策」及び「施策の評価」
- ・ **別紙2**「第2次宇都宮市地域教育推進計画」計上事業一覧表

### 4 今後のスケジュール

- ・ 平成27年8月5日 社会教育委員の会議へ報告
- ・ 平成27年9月下旬 宇都宮市生涯学習推進本部へ報告

「平成26年度第2次宇都宮市地域教育推進計画」に関する「基本施策」及び「施策の評価」

(1) 基本施策1 人間力を高める学習環境の充実

【施策1】「主体的な学習活動への支援」 10事業（順調：7，概ね順調：3）

【施策1の評価】

「生涯学習センター事業への参加促進」をはじめ、各事業の進捗はほぼ順調であり、市民の主体的な学習活動を支援するための施策の推進が図られている。

<重点事業>

事業番号1 生涯学習センター事業への参加促進

（指標名：全生涯学習センターにおける講座等の延べ参加人数）

平成24年度		平成26年度	平成29年度(目標値)
21,747人		22,322人 (順調)	24,670人

【施策2】「個人の自立に向けた学習の推進」 3事業（順調：3）

【施策2の評価】

「生活課題解決型講座の充実」をはじめ、各事業の進捗は順調であり、身近な生活課題の解決につながる講座や青少年の社会参加に向けた取組など個人の自立に向けた学習の推進が図られている。

<重点事業>

事業番号8 生活課題解決型講座の充実

（指標名：全生涯学習センターにおける生活課題解決型講座実施回数）

平成24年度		平成26年度	平成29年度(目標値)
58回		71回 (順調)	80回

【施策3】「成人教育の充実」 3事業（順調：3）

【施策3の評価】

「大人に対する人づくり啓発事業の実施」など、各事業の進捗は順調であり、大人に対して、人づくりに対する意識の高揚や、社会規範に対する意識を養成する講座など、成人教育の充実に向けた取り組みが推進されている。

<重点事業>

事業番号11 大人に対する人づくり啓発事業の実施

（指標名：人づくり啓発イベントの来場者数）

平成24年度		平成26年度	平成29年度(目標値)
9,000人		10,000人 (順調)	10,000人

【施策4】「学習活動を支える人々の育成」 4事業

(順調：2, 概ね順調：1, その他：1)

【施策4の評価】

「社会教育主事」や「家庭教育サポーター」の養成など、市民が地域で活躍できる学習活動の推進に向けた人材の育成が図られている。

「生涯学習コーディネーターの育成」については、平成26年度に制度の見直しを行い、活動機会の拡大を図ったことから、全生涯学習センターと連携しながら、さらなる充実に向けて取り組んでいく。

<重点事業>

事業番号14 社会教育主事の養成・活用促進

(指標名：社会教育主事有資格職員数)

平成24年度		平成26年度	平成29年度(目標値)
51人		51人 (概ね順調)	70人

【施策5】「社会の要請に対応した学習の充実」 4事業 (順調：4)

【施策5の評価】

「社会の要請に対応した講座の実施」など、各事業の進捗は順調であり、社会の要請に対応した学習機会の充実が図られている。

<重点事業>

事業番号18 社会の要請に対応した講座の実施

(指標名：生涯学習センターにおける社会的課題を意識した講座数)

平成24年度		平成26年度	平成29年度(目標値)
17講座		34講座 (順調)	36講座

【基本施策1全体の評価】

「主体的な学習活動への支援」や「個人の自立に向けた学習の推進」において、講座の参加者数や実施回数などが順調な実績であり、市民の学習意欲の向上や個人の自立に向けた学習機会の充実が図られている。

今後とも、社会を構成し運営する市民一人ひとりの「人間力」を高め、持続的に発展していく魅力ある地域社会の実現していくためには、社会の要請として取り組むべき必要があるテーマについて、他部局等と連携しながら、「社会の要請に対応した講座」の充実を図る必要がある。

## (2) 基本施策2 家庭・地域における教育活動への支援

### 【施策6】「家庭教育支援の充実」 3事業（順調：3）

#### 【施策6の評価】

「親学」の推進や家庭教育支援講座など、全ての事業が目標値を上回っており、家庭教育支援に関する施策事業の充実が図られている。

#### <重点事業>

#### 事業番号19 「親学」の推進

（指標名：親学出前講座の実施回数）

平成24年度		平成26年度	平成29年度(目標値)
103回		124回 (順調)	102回

### 【施策7】「学校教育支援の充実」 3事業（順調：3）

#### 【施策7の評価】

「魅力ある学校づくり地域協議会活動への支援」や「学校支援ボランティア講座の実施」など、各事業の進捗は順調であり、学校教育の充実、家庭・地域の教育力の向上に資する施策事業の充実が図られている。

#### <重点事業>

#### 事業番号22 魅力ある学校づくり地域協議会活動への支援

（指標名：魅力ある学校づくり地域協議会による学校支援活動数）

平成24年度		平成26年度	平成29年度(目標値)
842回		857回 (順調)	930回

### 【施策8】「地域での育ち・育てを高める環境づくり」

6事業（順調：3，概ね順調：3）

#### 【施策8の評価】

「親学出前講座」などの事業は順調な実績となっており、地域での育ち・育てを高める環境づくりに資する施策事業の充実が図られている。

「宮っ子ステーション事業」については、「放課後子ども教室」の未実施校について、地域に応じた支援を行いながら、さらなる充実に向け事業を推進していく。

#### <重点事業>

#### 事業番号24 宮っ子ステーション事業の充実

（指標名：宮っ子ステーション実施校区数）

平成24年度		平成26年度	平成29年度(目標値)
43校		50校 (概ね順調)	66校

**【基本施策2全体の評価】**

「家庭教育支援の充実」や「学校教育支援の充実」などの施策が順調な実績であり、家庭教育支援・学校教育支援の充実が図られている。

引き続き、「親学の推進」や「魅力ある学校づくり地域協議会活動への支援」など、家庭・地域の教育力向上に向けた活動のさらなる充実に向けて、取り組んでいく。

今後は、宮っ子ステーション事業において、地域に応じた支援を行ないながら、さらなる充実に向けて事業を推進する必要がある。

### (3) 基本施策3 学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり

#### 【施策9】「多様な活動主体間の連携促進」 6事業

(順調：3, 概ね順調：2, 順調でない1)

##### 【施策9の評価】

「まちづくりセンター事業の推進」など、各事業の進捗はほぼ順調であり、地域の活動団体や企業などの連携・協働の促進に向けた事業が推進されている。

「人材バンクの構築」については、平成26年度末に事業の拡大を図るための新たな仕組みの構築が完了したことから、今後、仕組みについて周知を図るとともに、地域の活動者等を登録するなど、登録者数の増加に取り組んでいく。

##### <重点事業>

#### 事業番号29 人材バンクの構築

(指標名：人材バンクの登録者数)

平成24年度		平成26年度	平成29年度(目標値)
306人		316人 (順調でない)	728人

#### 事業番号30 まちづくりセンター事業の推進

(指標名：まちづくり活動へ繋がる講座等の延べ参加人数)

平成24年度		平成26年度	平成29年度(目標値)
405人		515人 (順調)	500人

#### 【施策10】「地域の課題解決に向けた学習の推進」 5事業 (順調：5)

##### 【施策10の評価】

「地域学講座の実施」など、地域住民が自らの地域について理解し、魅力や課題に気づくための学習が実施されるなど、地域の課題解決に向けた学習機会の増加が図られている。

##### <重点事業>

#### 事業番号35 地域学講座の実施

(指標名：地域学講座を実施する生涯学習センター数)

平成24年度		平成26年度	平成29年度(目標値)
1センター		13センター (順調)	18センター

【施策11】「郷土愛を育む取組の推進」 3事業（順調：3）

【施策11の評価】

「地域学講座の実施」など、地域住民が自らの住む地域の歴史や文化、産業等の地域の特性を知り、郷土愛を育む施策事業の推進が図られている。

<重点事業>

事業番号35 地域学講座の実施

（指標名：地域学講座の受講者数）

平成24年度		平成26年度	平成29年度（目標値）
30人		375人 （順調）	450人

【基本施策3全体の評価】

「地域の課題解決に向けた学習の推進」や「郷土愛を育む取組の推進」などの施策が順調な実績であり、地域住民が自らの地域について理解し、魅力や課題に気づく講座や郷土愛の醸成につながる学習が提供されている。

今後は、「人材バンクの構築」など「多様な活動主体間の連携」について、さらなる促進を図る必要がある。

第1章 計画について

- 1 計画の必要性**
  - 平成23年3月に発生した東日本大震災以降、「家庭や地域社会における『絆』や「温かで人間的な『つながり』」の大切さが改めて注目されている中、地域教育の役割は益々重要となっている。
  - これまで取り組んできた個人の人間力の向上、地域人材の育成などに加え、学んだ成果を地域につなぐ仕組みづくりなどが求められている。
- 2 地域教育について**
  - 「社会教育行政」が担う「成人教育」、「青少年教育」、「家庭教育支援」、「学校教育支援・連携」を市民生活の基盤である「地域」を意識して行い、社会の要請（公共的課題、地域人材の育成）、地域の活力向上に応える教育
- 3 計画の位置付け**
  - 「第5次宇都宮市総合計画」の分野別計画を実現するための計画であるとともに、本市における「人づくり」の指針である「うつのみや人づくりビジョン（宮っこ未来ビジョン）」の考え方や方向性を受ける本市社会教育行政の基本となる計画
- 4 計画期間**
  - 平成25年度～29年度までの5年間

第2章 地域教育の現状と課題

地域教育を取り巻く状況

- 社会情勢の変化**
  - 少子超高齢社会・人口減少社会の進行
  - 東日本大震災以降、地域の絆や人と人とのつながりの重要性を改めて認識
  - 人々の生活様式、ニーズ、価値観の多様化・複雑化に伴い公共的活動の担い手となる主体も多様化
  - 情報通信技術（ICT）が急速に進歩・普及により日常生活や仕事のあり方、学ぶ環境などが変化
- 国・県等の動向**
  - 中央教育審議会答申（新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について）（平成20年2月）
  - 中央教育審議会第6期生涯学習分科会における「議論の整理（中間とりまとめ）」（平成24年8月）
  - 栃木県生涯学習推進計画四期計画「新・とちぎ学びかがやきプラン」の策定（平成23年3月）
  - 宇都宮市社会教育委員の会議答申「宇都宮市における今後の『成人教育』のあり方について」（平成22年7月）

これまでの取組の成果と課題

- 地域教育推進計画**
  - 社会貢献活動や地域に目を向けた取組が進展
  - ⇒ 学んだ人材が地域活動に参加し、様々な場面で活躍できる環境の整備が必要
  - 地域の教育力を活かした学校支援のための人材育成が進み、魅力ある学校づくり地域協議会の活動などは活発化
  - ⇒ 地域の子どもは地域で育てるという意識の醸成や地域を構成する主体同士の連携による取組が必要
  - 市民の主体的な学習活動に向けた支援や人づくりを推進する基盤の整備
  - ⇒ 市民の学ぶ意欲の向上に向けた学習環境の充実が必要
- 親力向上支援プラン**
  - 親同士、親子、異世代間など様々な交流機会が充実
  - ⇒ 交流を支える人材の育成や親同士がつながる場・機会の充実が必要
  - 中高生から祖父母まであらゆる年代に応じた学習機会を提供
  - ⇒ 子どもの成長に応じた家庭教育支援の継続が必要
  - 親力向上支援体制の構築
  - ⇒ 地域社会総ぐるみの親力向上支援に向けた取組が必要

市民意識調査の結果

- 今の大人に感じる問題（7項目中の順位）
- ルールを守れない大人やモラルのない大人が増えている (H23)81.4%で1位
- 近所と親しく付き合っていない市民の割合 (H19)64.5% ⇒ (H23)68.0%
- 家庭の教育力が低下していると思う市民の割合 (H19)83.1% ⇒ (H23)70.1%
- 地域の教育力低下を感じている市民の割合 (H19)55.6% ⇒ (H23)47.5%
- 学んだ知識・技能を活かしている割合 (H19)43.8% ⇒ (H23)23.7%
- 生涯学習や社会教育の推進のために力を入れること（11項目中の順位）
- 誰でも気軽に参加できるような講座や講演会を増やす (H23) 49.3%で1位

今後の地域教育推進の課題

- 1 学びによる人間力の向上**

地域住民一人ひとりが、人間力を高めるための学習環境を整える必要があります。

  - 学びに向けた意識醸成が必要
  - 参加しやすい学習環境が必要
  - 仲間づくりや交流機会の充実が必要
  - 社会性や適応力を高める学習機会が必要
- 2 地域を支える人材の育成**

地域社会の牽引役となる人材やまちづくりの主体となる人材の育成を進めていく必要があります。

  - 地域社会やまちづくりを支える人材の育成が必要
  - 地域課題等に関する学習の充実が必要
- 3 地域を構成する各主体の支援、連携強化**

家庭、学校、地域団体、企業など地域を構成する各主体の教育活動や学びに対する支援、相互の連携強化を図る必要があります。

  - 学校・家庭教育支援の充実が必要
  - 地域社会全体による教育活動支援が必要
  - NPOや市民活動団体などとの協働が必要
  - 企業との連携による取組が必要
- 4 地域における学習成果の活用の促進**

地域における学習成果の活用を促進する必要があります。

  - 活動へのきっかけづくりが必要
  - 学習成果を活かす機会の充実が必要
  - 学んだ人材が活動できる循環を促す仕組みづくりが必要

第3章 基本的な考え方

基本理念

市民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、以下のとおり基本理念を定める。

『**学びを通して、豊かな人間性と人と人との絆を育み、地域ぐるみにより、教育活動やまちづくりを支える社会を実現する。**』

基本目標

**I 一人ひとりが人間力を高めるため、主体的に学習活動に取り組んでいます。（人づくり）**

基本指標①  
学習活動をしている市民の割合  
43.2% (H23) ⇒48.4%(H29)

**II 市民が家庭や地域など身近な場所で、積極的に子どもの育ちなどの教育活動に関わっています。（絆づくり）**

基本指標②  
放課後子ども教室に係る延べ地域活動者数  
14,716人 (H23) ⇒37,438人(H29)

**III 学びを通じて、多様な主体がとなり、様々な場面で地域社会づくりに貢献しています。（地域づくり）**

基本指標③  
地域活動やボランティア活動に参加している市民の割合  
56.6% (H23) ⇒60.0% (H29)

第4章 施策の展開

基本施策1 人間力を高める学習環境の充実

一人ひとりの人間力を高めるため、人間力の構成要素である、個人の「ひとりの人間としての自立する力」と「社会を構成し運営する力」の向上に資する学習環境の充実に向けた施策に取り組みます。

- 施策1 主体的な学習活動への支援**
  - 生涯学習センター事業への参加促進 **重点**
  - 市民ニーズに応じた学習機会の提供
  - 学習情報提供事業・学習相談事業の充実
  - 市民大学の実施
  - 地域教育メッセの実施
  - 読書環境の充実
  - 図書館レファレンスサービスの活用促進
- 施策2 個人の自立に向けた学習の推進**
  - 生活課題解決型講座の充実 **重点**
  - 子どもの体験活動・体験学習機会の充実
  - 青少年活動センター事業の充実
- 施策3 成人教育の充実**
  - 大人に対する人づくり啓発事業の実施 **重点**
  - 大人のためのモラル向上の学習機会の充実
  - コミュニケーション力向上事業の実施
- 施策4 学習活動を支える人々の育成**
  - 社会教育主事の養成・活用促進 **重点**
  - 家庭教育サポーター養成事業の実施
  - 学校支援ボランティア講座の充実
  - 生涯学習コーディネーターの育成
- 施策5 社会の要請に対応した学習の充実**
  - 社会の要請に対応した講座の実施 **重点**

基本施策2 家庭・地域における教育活動への支援

個人が属する家庭をはじめとした、地域を構成する各主体の取組を推進するため、市民の家庭・学校・地域における子どもの育ちなどの教育活動を支援する施策に取り組みます。

- 施策6 家庭教育支援の充実**
  - 「親学」の推進 **重点**
  - 家庭教育支援講座の実施
  - 家庭教育サポーターの活動支援
- 施策7 学校教育支援の充実**
  - 魅力ある学校づくり地域協議会活動への支援 **重点**
  - (再掲)学校支援ボランティア講座の実施
  - 「街の先生」事業の推進
- 施策8 地域での育ち・育てを高める環境づくり**
  - 宮っ子ステーション事業の充実 **重点**
  - (再掲)「親学」の推進 **重点**
  - 地域教育力向上啓発事業の充実
  - 地域子育て支援拠点事業の推進
  - 青少年の居場所づくり事業の充実
  - 市民総ぐるみの環境点検活動の推進

基本施策3 学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり

学習活動とその成果を地域社会における様々な活動に活かす「知の循環」を促進するため、市民の活動の基盤となる各主体間の連携や活動のきっかけとなる地域に目を向ける取組など、学習成果を地域で活かすための施策に取り組みます。

- 施策9 多様な活動主体間の連携促進**
  - 人材バンクの構築 **重点**
  - まちづくりセンター事業の推進 **重点**
  - 企業の教育力の活用支援事業の実施
  - 社会教育関係団体との連携
  - みやシニア活動センター事業の実施
  - 地域スポーツクラブの育成支援
- 施策10 地域の課題解決に向けた学習の推進**
  - 地域学講座の実施 **重点**
  - 地域課題解決学習プログラムの構築
  - 地域かがやきプロジェクト事業の推進
  - (再掲)市民総ぐるみの環境点検活動の推進
  - (再掲)図書館レファレンスサービスの活用促進
- 施策11 郷土愛を育む取組の推進**
  - (再掲)地域学講座の実施 **重点**
  - 宇都宮伝統文化継承事業の推進
  - 成人式における地域交流事業の推進

第5章 計画の推進

- 1 計画の進行管理**
  - 「宇都宮市生涯学習推進本部」において、本計画における取組の進捗状況の確認を行うとともに地域教育推進のための協議・検討を行う。また、進捗状況は「社会教育委員の会議」へ報告し、意見を聴取する。
- 2 社会の要請の高まりへの対応**
  - 「宇都宮市生涯学習推進本部」や「社会教育委員の会議」において、社会の要請として必要性の高まっている学習テーマについての協議・検討を行うとともに、そのテーマを所管する関係部局との連携・協働により学習機会の提供に努める。
- 3 生涯学習振興行政との関係**
  - 生涯学習振興行政については「宇都宮市生涯学習推進本部」で所管するものとし、全庁的な照会による把握・取りまとめを行い、庁内の情報の共有を図る。
- 4 計画の推進体制**
  - より良い地域社会の実現に向けた施策・事業を推進するため、市民、家庭、学校、企業、市民団体など、地域における各主体の特性を認識・尊重しながら、積極的な連携・協働を図る。

「第2次宇都宮市地域教育推進計画」計上事業一覧票

基本目標 I 一人ひとりが人間力を高めるため、主体的に学習活動に取り組んでいます。  
基本施策1 人間力を高める学習環境の充実

施策	重点	区分	番号	事業名	担当課	事業の内容	指標名と目標値及び実績						事業の進捗	課題と対応の方向性(H26実績に対して)	
							指標名	年度	24	25	26	27			28
施策1 主体的な学習活動への支援	○	継	1	生涯学習センター事業への参加促進	生涯学習課	学びたいと思っても仕事や子育てなどで、講座等に参加できない人に参加してもらえよう、対象となる世代や性別の特性を意識した開催時期や日時、場所の設定、託児の充実など、事業への参加を妨げている要因を取り除くことで、学びたい人が、参加しやすい環境をつくる。	全生涯学習センターにおける講座等の延べ参加人数	目標値	24,000	24,100	24,300	24,500	24,670	①順調	生涯学習センターにおいては、市民生活に密接に関連した生活課題・地域課題の解決に結びつく講座を中心に多様な講座を実施していく。開催にあたっては日時や学習の手法の検討、託児の充実など、引き続き受講環境を整備することにより、多くの市民が参加できるよう努めるとともに、地域の各種団体や企業などとの連携に配慮する。
		継	2	市民ニーズに応じた学習機会の提供	生涯学習課	市民一人ひとりが学びを通して、人とつながり、豊かな人生を送ることができるよう、各生涯学習センター等において、市民が学びたいような、市民ニーズに応じた学びの機会や場を提供する。	全生涯学習センターにおける講座等の延べ参加人数	目標値	24,000	24,100	24,300	24,500	24,670	①順調	生涯学習センターにおいては、個人の要望に応える事業と社会の要請に応える事業のバランスに配慮しながら多様な事業を推進していく。また、市民ニーズの高い趣味・教養的な講座については、高度で専門性の高いものは市民大学、より身近なものは生涯学習センターが担うこととし、役割を分担しながら効果的・効率的な事業の展開を図る。
		拡	3	学習情報提供事業・学習相談事業の充実	生涯学習課	市民一人ひとりが自分にあった学びの機会や場を得られるとともに、生き生きと学ぶことができるよう、指導者、講座、イベント、生涯学習団体、学習施設などの生涯学習関連情報の提供に加え、新たに構築する人材バンクとの連携により提供する情報の充実を図る。 また、学習相談や支援を必要とする市民が、最も適した学習等を選択できるようにするため、各生涯学習センター等への学習相談や支援を行う地域教育指導員と市民への学習相談・支援などを行う生涯学習指導員を配置して、学習相談を実施する。	マナビス登録件数(講座、イベント、施設、団体、人材バンク(講師・地域の担い手))	目標値	5,327	5,430	5,654	5,827	5,991	②概ね順調	各センターにおけるイベント情報等の登録促進を図るため、担当職員への研修会等を通じて周知徹底を図るとともに、人材バンクの取組を推進するため、「学んだ成果を活かして地域活動を新たに始めたい人」や「自分ができることを活かして地域活動をしたい人」と、「活動者を求めている地域団体」情報の効果的・効率的な登録・活用についての周知啓発に向けた取組を行っていく。また、今後も正確かつ充実した生涯学習情報の収集・提供に努め、市民の主体的な生涯学習活動を推進する。
		継	4	市民大学の実施	生涯学習課	市民の生涯学習における高度で専門的な学習要求に応え、学習機会を提供するとともに、学んだ市民がその成果を地域に還元することで、地域社会の活性化や持続的発展が図れることを目的とし、人間性を培う深い教養を身につけ、変化の激しい社会に対応した豊かな市民生活に資するとともに、地域社会の一員であることを自覚し、自立した市民を育てていくために必要な講座を実施する。	市民大学受講者数	目標値	630	630	630	630	630	①順調	市民大学は、市民の生涯学習における高度で専門的な学習要求に応え、講座企画・運営ボランティアスタッフによる市民企画運営型の講座や市内の大学との連携による専門性の高い講座の実施が求められている。また、本市の生涯学習事業の中で唯一の有料講座であることから、心豊かに市民生活を送るための教養講座や、郷土愛を育む地域の文化・歴史講座など、市民の知的好奇心を満たし、生きがいや精神的な豊かさなど市民生活に潤いを与える学習機会を提供する。
		継	5	地域教育メッセの実施	生涯学習課	学んだことを活かして現在地域で活動を行っている、または、これから行う意欲のある市民活動団体や自主学習グループと市民が交流を通して活動紹介・情報交換をし、今後の活動の活性化や機会づくりの場とするために「地域教育メッセ」を実施する。	地域教育メッセ出展団体数	目標値	45	45	45	50	50	②概ね順調	同時開催の「うつのみや人づくりフォーラム」との連携を強化するため、一体的な開催による来場者への理解促進を図るとともに、より円滑な運営を目指す。また、引き続き出展団体等の展示スペースの確保に努めるとともに、出展団体と来場者が交流しながら活動紹介や情報交換ができるよう、事業内容の充実にも努める。
		拡	6	読書環境の充実	中央図書館	市民の誰もが気軽にかつ快適に読書活動を行い、必要な時に必要な情報を適切・迅速に得ることができ、読書活動を通じ市民一人ひとりの人生がより豊かになるよう、ソフト・ハード両面から読書環境の充実を図る。	図書資料貸出数(千点)	目標値	4,335	4,508	4,688	4,875	5,070	②概ね順調	すべての市民が読書を身近なものと感じ、自主的に読書活動を継続できるよう、地域や他機関との連携を強化し、読書に関心の少ない市民にも本に親しむ機会や場の創出・活用を図る。また、市内で行われるイベント等へ出展するなどし、読書活動の啓発に努める。
		拡	-1	ICTの導入の促進	中央図書館	読書環境の向上を図るとともに、市民の読書ニーズに応えるため、インターネット情報提供の強化や蔵書管理の効率化に資する情報通信技術(ICT)の導入を促進する。	図書館のインターネット端末の利用件数(件)	目標値	19,625	20,410	21,624	22,921	24,296	①順調	データベースやインターネットなど、電子情報に関して、市民ニーズに対応できるICT活用環境の整備を図り、利用者の利便性の向上に努める。
		継	-2	子どもの読書活動の推進	中央図書館	読書活動を通じ、子どもたちが、人生をより豊かに生きる力を身に付けられるよう、小中学生への読書支援を継続する一方、読書離れが続く高校生に対して読書推進の充実を図る。	高校生の1か月の読書量(冊)	目標値	1.4	1.6	1.7	1.9	2.0	①順調	読書離れが続く高校生に対し、高校生向けの読書情報誌の発行や読書推進講座の開催、また図書館ホームページの充実、高校生ボランティアによる講座の開催などにより、高校生の読書活動の啓発に努める。
		新	-3	図書館の環境整備の推進	中央図書館	市民ニーズを踏まえた適切なサービスを提供するため、快適で誰もが利用しやすい施設の再整備を行うとともに、効果的・効率的な管理運営に向け体制の充実を図る。	図書館の読書環境に関する利用者満足度	目標値	83.4	83.8	84.2	84.6	85.0	①順調	施設の老朽化への対応やユニバーサルデザインへの配慮、今後求められる図書館機能や市民ニーズを踏まえ、図書館施設の計画的な改修、整備を行う。また、管理運営体制の充実に向けて、指定管理者制度の他館への導入を含めて検討を行い、適切に管理運営体制を構築するとともに市民ニーズへの対応や将来にわたり安定した図書館サービスを提供するための職員体制の整備、財源確保に向けた取組を進める。
	拡	7	図書館レファレンスサービスの活用促進	中央図書館	市民が求める図書資料を提供し、主体的な学びや課題解決を支援するため、レファレンス事例のデータベースやパスファインダーの作成・提供によるレファレンスサービスの充実と関係機関との連携による活用促進を図る。	レファレンスに対する利用者満足度(%)	目標値	54.5	56.5	58.5	60.5	62.5	①順調	地域の情報拠点として市民が気軽に相談できる図書館のレファレンス機能のPRや、地域に関する情報発信を行うとともに、職員の資質向上等を図り、市民や地域の課題解決に役立つレファレンス・課題解決型サービスを強化する。	
							実績	21,747	22,098	22,322					
							実績	21,747	22,098	22,322					
							実績	5,209	5,030	4,818					
							実績	646	615	702					
							実績	43	36(予定)	35					
							実績	4,169	4,027	3,928					
							実績	18,515	16,230	21,168					
							実績	1.3	1.6	1.6					
							実績	83.0	77.0	80.4					
							実績	53.0	64.0	78.2					

## 「第2次宇都宮市地域教育推進計画」計上事業一覧票

施策	重点	区分	番号	事業名	担当課	事業の内容	指標名と目標値及び実績						事業の進捗	課題と対応の方向性(H26実績に対して)				
							指標名	年度	24	25	26	27			28	29		
施策2 個人の自立に向けた学習の推進	○	拡	8	生活課題解決型講座の充実	生涯学習課	学びを通じて自らの生活を改善し、より良い豊かな人生が送れるよう、生涯学習センター等において実施してきた。具体的かつ身近な生活課題の解決に資する講座の充実を図る。	全生涯学習センターにおける生活課題解決型講座実施回数	目標値		72	74	76	78	80	①順調	生活課題に関する講座の実施にあたっては、地域の課題やニーズ、社会の要請などを踏まえ、生活課題の解決に資する講座内容の充実を図る。		
			9	子どもの体験活動・体験学習機会の充実	子ども未来課 生涯学習課	子どもたちが実際の生活を送る上での役割意識や職業観、自ら学び、自ら考える力を養うため、商店街の実際の店舗等において職業体験を行う「キッズみや」や各生涯学習センター等において行われる、自然体験やものづくり、科学実験などの体験学習機会の充実を図る。	キッズみや参加者数	目標値		200	200	200	200	200			①順調	3年目の開催となる職業体験「キッズみや」については、青少年の体験活動機会の拡充に向け、実施協力店舗の拡大を図り、実施店舗は31店舗から40店舗へ増加した。しかし、一部の店舗においては、子どもたちの体験内容の充実を求める意向から、受入人数の減少があり、参加者数については190名となった(10名減)。募集定員の3倍以上の参加申込が集まるなど、参加者から非常に高いニーズがあるとともに、実施協力店舗から高い評価を得ていることから、参加者の拡大に向け、実施協力店舗の拡充を図っていく。また、生涯学習センターにおける青少年対象講座については、社会の要請に対応した講座など、更に内容の充実を図りながら、より多くの青少年が参加できる学習環境を提案するとともに、協働可能な各種団体との連携についても検討していく。
			10	青少年活動センター事業の充実	子ども未来課	青少年活動の拠点施設として、青少年の健全育成、自主的活動及び交流の促進を図るため、青少年を対象とした各種講座等を実施する。さらに、青少年が講座で学んだ成果をその後の地域活動やボランティア活動など様々な機会や場につなぐ事業の充実を図る。	青少年を対象とした講座実施回数	目標値		400	400	400	400	400				
9	青少年活動センター事業の充実	子ども未来課	青少年活動の拠点施設として、青少年の健全育成、自主的活動及び交流の促進を図るため、青少年を対象とした各種講座等を実施する。さらに、青少年が講座で学んだ成果をその後の地域活動やボランティア活動など様々な機会や場につなぐ事業の充実を図る。	青少年を対象とした講座実施回数	実績	21	21	28										
施策3 成人教育の充実	○	拡	11	大人に対する人づくり啓発事業の実施	教育企画課	本市の人づくりに対する意識の高揚を図るとともに、各ライフステージにおける現状や課題を押しさえながら、「学び」を通じた人づくりの推進に向け、保護者が集まる機会や事業所等における出前講座や人づくりフォーラムの実施、企業等に対する宮つ子の誓いの普及啓発を行う。さらに、市全体で共有する人づくりの目標を策定し、既存の団体や活動との連携を図りながら、市民一人ひとりの具体的な活動につなげられるよう普及啓発を行う。	人づくり啓発イベントの来場者数	目標値		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	①順調	HPやチラシを活用した「合言葉」の普及・定着による人づくりの機運醸成や、「うつのみや人づくり推進委員会」を中心とした、各活動主体間の連携、協力の促進に努めるとともに、「うつのみや人づくりフォーラム」において、活動の中心となる大人の意識を高めるための事業の充実や、各種団体等の様々な人づくりの取組を広げるための情報発信の場とするなど、効果的な開催に取り組む。		
			12	大人のためのモラル向上の学習機会の充実	生涯学習課	モラルの低下や地域とのつながりの希薄化など、近年の大人をめぐる問題を解決し、社会性や創造性、思いやり、共助の精神をもち、地域活動をはじめとする社会参加活動に積極的な市民を育てていくため、人間力を高める道徳講座を実施するとともに、成人教育のモデル事業として、各地域の生涯学習センター等における事業の実施を推進し、全市展開を図る。	大人のためのモラル向上に係る講座実施回数	目標値		3	5	5	7	10			①順調	核家族化や共働き家庭の増加に加え、これまで地域活動の担い手であった高齢者の就労割合が増加し、地域コミュニティの脆弱性が顕在化している。そのため、本市輩出の偉人の功績や生き方などから人間力及び道徳観などを学ぶとともに郷土愛の醸成を図り、地域活動にも積極的に取り組む人材を育成するため、大人のモラル向上に係る講座を引き続き開催する。
			13	コミュニケーション力向上事業の実施	生涯学習課	家庭や地域、職場など、日常生活の中で良好な人間関係を築き、各コミュニティ内での会話、情報交換による学びや気づきを促すため、市民大学に設置したコミュニケーション学コースの受講促進や、各生涯学習センター等で実施している講座事業の学習テーマとしてコミュニケーションを取り上げるなど、コミュニケーション力の向上に資する学習機会の充実を図る。	コミュニケーション力向上に係る講座実施回数	目標値		4	6	6	8	11	①順調	平成22年度より、市民大学及び人材かがやきセンター主催講座において、コミュニケーション学講座を提供してきたものの、コミュニケーション学コースは範囲が限定的で、他の講座内容と性格を異にしていることから、今後はコミュニケーション学に特化せず、講座に参加型学習を取り入れるなど、講座運営で対応していく。		
11	大人に対する人づくり啓発事業の実施	教育企画課	本市の人づくりに対する意識の高揚を図るとともに、各ライフステージにおける現状や課題を押しさえながら、「学び」を通じた人づくりの推進に向け、保護者が集まる機会や事業所等における出前講座や人づくりフォーラムの実施、企業等に対する宮つ子の誓いの普及啓発を行う。さらに、市全体で共有する人づくりの目標を策定し、既存の団体や活動との連携を図りながら、市民一人ひとりの具体的な活動につなげられるよう普及啓発を行う。	人づくり啓発イベントの来場者数	実績	9,000	—	10,000										
施策4 学習活動を支える人々の育成	○	拡	14	社会教育主事の養成・活用促進	生涯学習課	市民の学習活動の推進や、学校・家庭・地域の連携促進のため、講座の企画や地域との連携などの場で、活躍が期待される社会教育主事について、本市の生涯学習・まちづくり担当職員を対象に大学と連携した養成事業を実施するとともに、各生涯学習センター等における活用促進を図る。	社会教育主事有資格職員数	目標値		51	60	69	69	70	②概ね順調	各生涯学習センターに社会教育主事の配置を目指し、社会教育主事の養成については、講習が宇都宮大学で開催される年度を中心として、職員を派遣する。また、活用については、市民まちづくり部と連携しながら、生涯学習担当職員ミーティングなどを実施し、情報共有と能力開発を図る。		
			15	家庭教育サポーター養成事業の実施	生涯学習課	親力向上を図るため、身近な地域において親同士のネットワーク構築に向けた交流促進を図り、さらに交流機会や学習機会に参加せずに孤立している保護者への対応として、個に応じたきめ細かな支援をボランティアとして行う家庭教育サポーターの計画的な養成を行う。	家庭教育サポーター養成講座修了者数	目標値		65	80	95	110	125			①順調	家庭教育サポーター活動が定期的に行われている地区がある一方、未配置の地区もまだ相当数ある。家庭教育サポーターを全小学校区に複数配置をするため、家庭教育サポーターの養成を引き続き行う。
			16	学校支援ボランティア講座の実施	生涯学習課	学校支援ボランティアの活動や基礎知識について学習する機会を提供することにより、地域教育活動に興味・関心のある市民が、活動を始められる契機になるとともに、すでに活動している市民を対象にレベルアップを図るための講座を実施する。	学校支援ボランティア対象講座の参加者数	目標値		40	40	40	40	40	①順調	学校教育支援の枠組みの中で必要性や緊急性の高い講座を実施しているところであり、学校支援ボランティアや保護者を対象に、子どもに対する理解を深めるための講座を継続的に開催する。		
			17	生涯学習コーディネーターの育成	生涯学習課	各生涯学習センター等において、地域の実態を踏まえた講座を実施するため、講座の企画、運営方法等の学習や生涯学習センターにおける実習を行うことで、講座の企画立案から、広報・実施までを行う人材を育成する。	生涯学習コーディネーター養成講座修了者数(単年度)	目標値		14	10	10	10	10			①順調	養成講座修了者の活動のさらなる充実を図るため、平成26年度に今後のあり方について検討するとともに、大幅な制度の見直しを行ったことから、新規に養成するコーディネーターの募集は実施しなかったところである。平成27年度より新制度(講座企画・運営ボランティアスタッフ)のもと、全生涯学習センターにおいてボランティアスタッフの活動が可能となったことから、各生涯学習センターとの連携・調整を密にししながら、各生涯学習センターでのボランティアスタッフの活動機会の創出を図っていく。
14	社会教育主事の養成・活用促進	生涯学習課	市民の学習活動の推進や、学校・家庭・地域の連携促進のため、講座の企画や地域との連携などの場で、活躍が期待される社会教育主事について、本市の生涯学習・まちづくり担当職員を対象に大学と連携した養成事業を実施するとともに、各生涯学習センター等における活用促進を図る。	社会教育主事有資格職員数	実績	51	45	51										
施策5 社会の要請に対応した学習の充実	○	継	18	社会の要請に対応した講座の実施	生涯学習課	社会の変化に対応した豊かで安心安全な市民生活を送るためには、その時々々の社会情勢に関する知識や教養を習得するとともに、社会的な課題について主体的に考え解決していくことが必要であることから、社会的に必要性の高まっている課題をテーマとし、社会を取り巻く状況について理解を深めるための講座を実施する。	生涯学習センターにおける社会的課題を意識した講座数	目標値		21	24	28	32	36	①順調	社会的課題に関する講座の実施にあたっては、地域のニーズを捉えた講座を地域団体と共催により実施したり、社会の要請に係る所管部署との連携協働により、講座の充実を図っていく。		
			-1	ワーク・ライフ・バランスの理解に向けた学習の推進	男女共同参画課	男女が共に仕事や家庭生活などにバランス良く参画できる社会を目指して、働き方の見直しや家庭・地域への参画促進のため、仕事と介護の両立や男性の家庭参画、女性リーダー養成など講座メニューの充実を図るなど、仕事と生活の調和に向けた普及啓発を行う。	ワーク・ライフ・バランスの理解に向けた講座等への延べ参加人数	目標値		305	335	365	395	430			①順調	男女ともに仕事と家庭の両立を実現するためには、企業経営者や管理職への意識啓発が重要であることから、企業トップ等を対象とする講座を実施するとともに、地域生涯学習センター等の実施する事業との連携を図り、社会全体の意識醸成を図っていく。
			-2	人権教育の推進	生涯学習課 男女共同参画課	人権が市民一人ひとりの身近な問題であるとの認識を広め、お互いを尊重し合って生きることのできる地域社会を構築するため、人権教育に関する研修の実施や参加促進、各生涯学習センターが実施する講座事業等の中に人権に関する学習を取り入れるなど、人権意識についての啓発・学習機会を提供する。	生涯学習センターにおける人権に関する講座実施回数	目標値		18	18	18	18	18	①順調	人権に関する研修への参加促進、各生涯学習センターにおける人権に関する講座内容の充実及び開催の促進、各学校との連携強化(講座への参加促進及び保護者への働きかけ等)など、継続的かつ草の根的に推進していく。		
			-3	国際理解教育の推進	生涯学習課 国際交流プラザ	言葉やコミュニケーションの壁を超えて、市民と在住外国人が相互に理解することができるよう、自治会や地域コミュニティセンター等と協働し、外国人の地域活動への参画の促進や多文化共生意識の醸成に資する講座を実施するとともに各生涯学習センターなどで実施する講座事業のテーマとして国際理解について取り上げるなど、国際交流と多文化共生に関する学習機会を提供する。	国際理解・多文化共生に係る講座実施回数	目標値		11	12	13	14	15			①順調	生涯学習センターにおける国際理解教室や地域コミュニティセンターとの共催による多文化共生に向けた講座を実施しており、引き続き、学習機会の提供に努め、市民の国際理解・多文化共生について意識醸成を図っていく。
18	社会の要請に対応した講座の実施	生涯学習課	社会の変化に対応した豊かで安心安全な市民生活を送るためには、その時々々の社会情勢に関する知識や教養を習得するとともに、社会的な課題について主体的に考え解決していくことが必要であることから、社会的に必要性の高まっている課題をテーマとし、社会を取り巻く状況について理解を深めるための講座を実施する。	生涯学習センターにおける社会的課題を意識した講座数	実績	17	27	34										
-1	ワーク・ライフ・バランスの理解に向けた学習の推進	男女共同参画課	男女が共に仕事や家庭生活などにバランス良く参画できる社会を目指して、働き方の見直しや家庭・地域への参画促進のため、仕事と介護の両立や男性の家庭参画、女性リーダー養成など講座メニューの充実を図るなど、仕事と生活の調和に向けた普及啓発を行う。	ワーク・ライフ・バランスの理解に向けた講座等への延べ参加人数	実績	288	248	374										
-2	人権教育の推進	生涯学習課 男女共同参画課	人権が市民一人ひとりの身近な問題であるとの認識を広め、お互いを尊重し合って生きることのできる地域社会を構築するため、人権教育に関する研修の実施や参加促進、各生涯学習センターが実施する講座事業等の中に人権に関する学習を取り入れるなど、人権意識についての啓発・学習機会を提供する。	生涯学習センターにおける人権に関する講座実施回数	実績	16	16	17										
-3	国際理解教育の推進	生涯学習課 国際交流プラザ	言葉やコミュニケーションの壁を超えて、市民と在住外国人が相互に理解することができるよう、自治会や地域コミュニティセンター等と協働し、外国人の地域活動への参画の促進や多文化共生意識の醸成に資する講座を実施するとともに各生涯学習センターなどで実施する講座事業のテーマとして国際理解について取り上げるなど、国際交流と多文化共生に関する学習機会を提供する。	国際理解・多文化共生に係る講座実施回数	実績	10	11	14										

「第2次宇都宮市地域教育推進計画」計上事業一覧票

基本目標Ⅱ 市民が家庭や地域など身近な場所で、積極的に子どもの育ちなどの教育活動に関わっています。  
基本施策2 家庭・地域における教育活動への支援

施策	重点	区分	番号	事業名	担当課	事業の内容	指標名と目標値及び実績							事業の進捗	課題と対応の方向性(H26実績に対して)			
							指標名	年度	24	25	26	27	28			29	進捗度	
施策6 家庭教育支援の充実	○	拡	19	「親学」の推進	生涯学習課	家庭教育に対する意識の高揚や親力の向上を図るため、保護者が集まる機会を捉えた親学に関する講話等の実施や、人の集まる時間や場所における不特定多数の対象者への親学講座の開催、より多くの市民を対象とした情報誌の発行などを通じ、子育てに必要な知識や子どもとの関わり方などを伝える。	親学出前講座の実施回数	目標値		102	102	102	102	102	102	①順調	家庭の教育力向上を図るため、「草の根的な親学」を実施することが求められていることから、新規プログラムの開発や講座内容の充実など、満足度と質の高い講座の提供に努めるとともに、企業や生涯学習センター、地域コミュニティセンターなどにおける親学出前講座開催を通して、親学の浸透を図る。	
			20	家庭教育支援講座の実施	生涯学習課	家庭教育に対する意識の高揚を図るとともに親力の向上を図るため、各生涯学習センター等において家庭や親の役割や責任、子どもとの関わり方などについて保護者の気づきを促す講座や子育ての知識や技術を身につけるための講座などを実施する。	各生涯学習センター・人材かがやきセンターにおける親学講座実施回数	目標値		37	37	37	37	37	①順調			乳幼児期の親子のふれあい活動と子育て期に応じた学習機会の充実を図ることが求められている。家庭教育講座のさらなる充実を図るため、参加しやすい学習テーマや日程を設定するとともに、参加型学習を積極的に取り入れるなど、講座のさらなる充実を図る。
			21	家庭教育サポーターの活動支援	生涯学習課	身近な地域において親同士のネットワーク構築に向けた交流を促進するため、家庭教育サポーターの活動活性化を目指し、新規の家庭教育サポーターの育成や研修会、情報交換会等を開催する。	家庭教育サポーター支援事業の実施回数	目標値		2	3	4	5	6				
施策7 学校教育支援の充実	○	継	22	魅力ある学校づくり地域協議会活動への支援	生涯学習課	地域の実情に応じて「魅力ある学校づくり地域協議会」が活動を円滑に実施できるよう、専門的な視点から全学的な課題への対応を検討するとともに支援策を実施する「魅力ある学校づくり地域協議会支援会議」を通して、活動を支援する。	魅力ある学校づくり地域協議会による学校教育支援活動数	目標値		850	870	890	910	930	①順調	各小中学校を拠点に、学校、家庭、地域、企業が連携・協力しながら、地域の教育力を生かした学校教育の充実と家庭地域の教育力向上に向けた活動を更に充実させるため、今後も宇都宮版コミュニティスクールとして取り組む魅力ある学校づくり地域協議会の活動を継続して支援する。また、地域学校圏内の小中学校区の協議会の連携方策について引き続き検討していく。		
			再	学校支援ボランティア講座の実施	生涯学習課	学校支援ボランティアの活動や基礎知識について学習する機会を提供することにより、地域教育活動に興味・関心のある市民が、活動を始める契機になるとともに、すでに活動している市民を対象にレベルアップを図るための講座を実施する。	学校支援ボランティア対象講座の参加者数	目標値		40	40	40	40	40			①順調	学校教育支援の枠組みの中で必要性や緊急性の高い講座を実施しているところであり、学校支援ボランティアや保護者を対象に、子どもに対する理解を深めるための講座を継続的に開催する。
			継	23	「街の先生」事業の推進	学校教育課	学校教育の充実・改善を図り、地域に開かれ、地域と共に歩む学校の実践を目指すため、そのひとつの手法として、学校における様々な教育活動等に地域の教育力を導入し、地域と連携した教育を実践する。	街の先生支援人数(延べ数)	目標値		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	①順調		
施策8 地域での育ち・育てを高める環境づくり	○	拡	24	宮っ子ステーション事業の充実	生涯学習課	放課後における児童の健やかな育成のため、「子どもの家」と「放課後子ども教室」の2つの事業を一体的に実施し、地域、学校等と連携して、児童の安全安心な居場所を設けるとともに、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを進めるため、宮っ子ステーション実施校区の拡大など事業の充実を図る。	宮っ子ステーション実施校区数	目標値		66	66	66	66	66	②概ね順調		放課後子ども教室について、すべての小学校区に放課後児童の安全安心な居場所として設置する必要があるため、立ち上げの検討が進んでいない未設置校区に対しては参考となる先進事例を示すなど、地域に応じた支援を行いながら、立ち上げに向けて、働きかけていく。子どもの家等について、制度改正による対象学年の拡大に伴い、児童数が今後も増加することが予想されるため、利用児童の新たな生活の場の確保や施設整備などを計画的に進め、引き続き児童の良好な環境の充実に努めていく。	
			再	「親学」の推進	生涯学習課	家庭教育に対する意識の高揚や親力の向上を図るため、保護者が集まる機会を捉えた親学に関する講話等の実施や、人の集まる時間や場所における不特定多数の対象者への親学講座の開催、より多くの市民を対象とした情報誌の発行などを通じ、子育てに必要な知識や子どもとの関わり方などを伝える。	親学出前講座の実施回数	目標値		102	102	102	102	102		①順調		家庭の教育力向上を図るため、「草の根的な親学」を実施することが求められていることから、新規プログラムの開発や講座内容の充実など、満足度と質の高い講座の提供に努めるとともに、企業や生涯学習センター、地域コミュニティセンターなどにおける親学出前講座開催を通して、親学の浸透を図る。
			拡	25	地域教育力向上啓発事業の充実	生涯学習課	保護者や教育関係者及び地域住民、企業等が子どもに関わる問題を認識し、地域全体の教育力の向上を図るとともに、地域全体で子どもを育てていくことへの共通理解を深めるため、地域学校圏の取組などと連携しながら、地域社会を構成する様々な主体が集まる機会などを積極的に活用し、交流型の啓発事業を実施する。	地域人材の意識啓発に向けた事業実施回数(魅力協研修会・地域教育力向上フォーラム)	目標値		6	6	6	6	6		①順調	
			継	26	地域子育て支援拠点事業の推進	保育課	子育ての相談指導・育児不安の解消を図るため、地域全体で子育てを支援する基盤を形成し、地域における子育てで家庭に対する支援を推進する。	地域子育て支援拠点(サロン)実施箇所	目標値		12	16	16	16	16	②概ね順調		平成27年3月に策定した「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域バランスや需給状況を踏まえたサービス供給体制を確保していく。
			継	27	青少年の居場所づくり事業の充実	子ども未来課	家庭でも学校でもない地域において、青少年のコミュニティの形成や社会性、自主性を養い、健やかな育成を図るため、地域や関連団体と連携し、身近な地域における居場所づくりを推進する。	青少年の居場所設置数	目標値		22	24	24	24	24		②概ね順調	
			継	28	市民総ぐるみの環境点検活動の推進	生活安心課 子ども未来課	地域ぐるみによる「子どもの健全育成」や「地域の安全安心」の環境づくりに向け、青少年の非行の未然防止や地域の危険箇所の把握・改善などを行うため、市内39のまちづくり組織が主催し、青少年育成会や防犯ネットワーク組織が幹事団体となり実施する環境点検活動を支援する。	環境点検活動の参加者数	目標値		2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	①順調		小中学校単位により、通学路の交通安全確保を目的として行われる、警察や道路管理者と連携した教育委員会主管事業である「通学路の合同点検」と連携を密にし、地域で解決できるものは地域で解決することを基本とし、地域ぐるみの活動となるよう、地域に対して働きかけを行う。
						実績	2,579	2,527	2,430									

「第2次宇都宮市地域教育推進計画」計上事業一覧票

基本目標Ⅲ 学びを通じて、多様な主体がつながり、様々な場面で地域社会づくりに貢献しています。  
基本施策3 学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり

施策	重点	区分	番号	事業名	担当課	事業の内容	指標名と目標値及び実績							事業の進捗	課題と対応の方向性(H26実績に対して)
							指標名	年度	24	25	26	27	28		
施策9 多様な活動主体間の連携促進	○	新	29	人材バンクの構築	生涯学習課 みんなでまちづくり課	多くの市民の参画による地域活動の活性化を図るため、「学んだ成果を活かして地域活動を新たに始めたい人」や「自分ができることを活かして地域活動をした人」と、「活動者を求めている地域団体」などがスムーズにつながるよう、「求める人(団体)」と「求められる人(団体)」をつなぐ双方向性の情報を発信しマッチングさせる機能を有する人材バンクを構築する。	人材バンクの登録者数	目標値	424	527	631	684	728	③順調でない	人材バンクの登録者数については、これまでの講師や講座情報などに加え、地域人材の活用と地域の教育力向上を目的に、人と団体を結び付ける「地域人材マッチング機能」の構築など、事業の拡大を図るための新たな仕組みの構築に取り組んでいたため、登録者数はほぼ同数となっているが、平成26年度末にシステムのリニューアルを完了させたことに伴い、今後は人材バンク登録者数の増加が見込める。
	○	継	30	まちづくりセンター事業の推進	みんなでまちづくり課	地域活動団体や非営利活動団体、企業、行政など各主体の連携体制構築やボランティア団体・NPO法人等の組織基盤強化など多様な支援を行うため、登録団体間の意見交換会やボランティア参加への後押しをする機会、各活動主体の自立化やまちづくり活動の活性化を図るための研修会の開催、多様な主体によるまちづくりシンポジウムの開催などを実施する。	まちづくり活動へ繋がる講座等の延べ参加人数	目標値	420	440	460	480	500		
	○	新	31	企業の教育力の活用支援事業の実施	生涯学習課 商工振興課	各生涯学習センター等において地域の企業から講師を招くなどの連携を促進するとともに、企業の地域貢献を支援することにより地域との結びつきを強めるため、それぞれの得意分野を活かして、講師の派遣などが可能な企業を募り、マネビス等への登録、周知を図ることで企業の持つ技術やノウハウなど教育力の活用を支援する。	生涯学習センターにおける企業連携講座数	目標値	16	20	23	27	31	②概ね順調	生涯学習センター等における講座に、地域の企業の持つ優れた教育力が活かされるよう、既に企業連携の実績がある親学出前講座や各センターの講座等の事例を参考にしながら、企業への協力要請の手法などについて検討するとともに、連携講座の充実を図る。
	○	継	32	社会教育関係団体との連携	生涯学習課	地域における教育活動の活性化に向け、地域の社会教育活動の牽引役である社会教育関係団体との意見交換や共催事業の実施など緊密な連携を図る。	社会教育関係団体との連携事業数	目標値	8	10	10	12	12	①順調	多様な学習活動や指導者育成、ボランティア活動などに取り組む社会教育関係団体との連携事業を継続的に実施し、幅広い事業を通して、地域における教育活動の活性化を図る。
	○	継	33	みやシニア活動センター事業の実施	高齢福祉課	豊富な知識や経験を持つシニア世代が、本市の進めるまちづくりや地域福祉の展開に一層活躍できるよう、相談窓口の開設や各種講座や交流会を企画実施するなど、第二の人生を健康でいきいきと暮らすことができるよう支援する。	みやシニア活動センター延利用者数	目標値	3,500	4,200	5,000	6,000	7,200	①順調	多様化する高齢者のニーズに応じたライフスタイルづくりへの支援が必要となっており、関係機関・団体等との連携強化、シニア世代の地域活動等への参加の動機付けとなる情報提供の実施、みやシニア活動センターの認知度向上に向けた周知・啓発活動の実施に努める。
	○	継	34	地域スポーツクラブの育成支援	スポーツ振興課	誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・関心、目的に応じて、だれもが、いつでも、いつまでもスポーツを楽しむ生涯スポーツ社会を実現するため、地域住民が主体的に運営し、市民の健康づくりや生きがいづくりに寄与する地域スポーツクラブの設立・運営を支援する。	地域スポーツクラブの設立数	目標値	6	9	10	12	12	②概ね順調	地域スポーツクラブはスポーツ振興だけでなく、まちづくりや生きがいづくりに大きく貢献している。今後は、これまでの設立状況や未設立地域の実情を踏まえ、新規設立だけでなく、クラブの活動が市域全体をカバーするとの視点からも、必要な支援を実施していく。
施策10 地域の課題解決に向けた学習の推進	○	新	35	地域学講座の実施	生涯学習課 みんなでまちづくり課	地域住民の協働による地域課題の解決や地域活性化などの地域づくりの取組を促進するきっかけとするため、各地域で作成した「地域カルテ」を基に地域について学び、地域課題や魅力を発見・共有するとともに、郷土愛や住民意識を醸成する「地域学」講座を実施する。	地域学講座を実施する生涯学習センター数	目標値	3	13	18	18	18	①順調	生涯学習担当職員ミーティングや地域かがやきプロジェクトなどを活用し、各生涯学習センターに対して地域学講座を実施するための情報提供や講座の企画・実施などについて支援の充実を図っていく。
	○	新	36	地域課題解決学習プログラムの構築	生涯学習課 みんなでまちづくり課	地域住民の協働による地域課題の解決や地域の活性化など、持続的に発展する地域づくりの取組を促進するために、地域の個別課題解決に向けた学習や各種地域団体の組織体制強化のための学習プログラムを構築する。	地域課題解決学習プログラム数	目標値	0	0	1	2	3	①順調	地域課題解決学習プログラムについては、地域学講座や、地域ビジョンの作成が各地域で行われていく過程において、地域課題が抽出され、その課題に対応した学習プログラムを構築することが必要であり、各生涯学習センターと緊密な連携を図りながら、地域課題の把握と課題解決に資する講座の実施について検討を続ける。
	○	拡	37	地域かがやきプロジェクト事業の推進	生涯学習課	地域教育や地域の困りごとなどについて、地域住民が改めて考え、より良い地域を築くための取組に結びつけられるよう、地域学などとの連携を図りながら、「学習」と「活動」の循環を意識した事業を各生涯学習センター等において推進する。	地域かがやきプロジェクト活用事業数	目標値	5	8	12	15	18	①順調	「学習」と「活動」の循環を意識した講座については、各生涯学習センターにおいて、地域の課題や特性を踏まえて、多様な講座が展開されており、地域かがやきプロジェクトの対象となる事業内容の周知・拡大や、まちづくり等の関係団体との連携により、活用の促進を図っていく。
	○	継	再	市民ぐるみの環境点検活動の推進	生活安心課 子ども未来課	地域ぐるみによる「子どもの健全育成」や「地域の安全安心」の環境づくりに向け、青少年の非行の未然防止や地域の危険箇所の把握・改善などを行うため、市内39のまちづくり組織が主催し、青少年育成会や防犯ネットワーク組織が幹事団体となり実施する環境点検活動を支援する。	環境点検活動の参加者数	目標値	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	①順調	小中学校単位により、通学路の交通安全確保を目的として行われる、警察や道路管理者と連携した教育委員会主管事業である「通学路の合同点検」と連携を密にし、地域で解決できるものは地域で解決することを基本とし、地域ぐるみの活動となるよう、地域に対して働きかけを行う。
	○	拡	再	図書館レファレンスサービスの活用促進	中央図書館	市民が求める図書資料を提供し、主体的な学びや課題解決を支援するため、レファレンス事例のデータベースやバスファインダーの作成・提供によるレファレンスサービスの充実と関係機関との連携による活用促進を図る。	レファレンスに対する利用者満足度(%)	目標値	54.5	56.5	58.5	60.5	62.5	①順調	地域の情報拠点として市民が気軽に相談できる図書館のレファレンス機能のPRや、地域に関する情報発信を行うとともに、職員の実質向上等を図り、市民や地域の課題解決に役立つレファレンス・課題解決型サービスを強化する。
施策11 郷土愛を育む取組の推進	○	新	再	地域学講座の実施	生涯学習課 みんなでまちづくり課	地域住民の協働による地域課題の解決や地域活性化などの地域づくりの取組を促進するきっかけとするため、各地域で作成した「地域カルテ」を基に地域について学び、地域課題や魅力を発見・共有するとともに、郷土愛や住民意識を醸成する「地域学」講座を実施する。	地域学講座の受講者数	目標値	75	325	450	450	450	①順調	地域学講座等に関わる担当者会議や地域かがやきプロジェクトなどを活用し、各生涯学習センターに対して地域学講座を実施するための情報提供や講座の企画・実施などについて支援の充実を図っていく。
	○	継	38	宇都宮伝統(ふるさと)文化継承事業の推進	文化課	次世代を担う子供たちがふるさとに誇りを持ちながら心豊かに成長できるよう、教育活動のなかで、伝統文化を取り入れた活動に取り組んでいる学校に、伝統文化の保存団体・継承者等を講師として派遣し、児童生徒に伝統文化を体験させるなど、地域における伝統継承活動・環境づくり・人材育成等の支援を行う。	「宮っ子伝統文化体験教室」の実施校数	目標値	10	10	12	12	12	①順調	宇都宮伝統文化連絡協議会と連携し、講師・体験メニューを増やしていくとともに、よりよい実施方法について検討していく。また、実施校数を増やすための予算確保に努めていく。
	○	継	39	成人式における地域交流事業の推進	生涯学習課	新成人を、地域を上げて祝い励ますとともに、地域社会の一員としての自覚や、地域に育てられたことへの感謝の気持ちを持てるようにするため、新成人が地域の人から学べる場、地域へ繋がる場として、地域の特性を活かした教育的意義のある地域交流事業を実施する。	新成人アンケートにおける地域交流事業に対する好意的な回答の割合(%)	目標値	80	80	80	80	80	①順調	成人式事業を地域教育の場として有効活用するため、地域及び新成人の企画運営への参加促進と、新成人を成人式後も地域につなげる仕組みづくりを検討していく。また、限られた予算を有効に活用し、地域交流事業の内容を充実させていけるよう、各実施委員会における取組や先駆的な事業・方法等について、情報の共有化を図っていく。

「社会の要請」に対応するための学習機会の提供について

◎ 趣旨

「第2次宇都宮市地域教育推進計画」を効果的に推進するために掲げている「社会の要請の高まりへの対応」に関する学習事業について報告するもの

1 「社会の要請の高まりへの対応」に関するこれまでの流れ

○ 「社会の要請」に即応した学習機会の必要性

教育基本法（抜粋）  
（社会教育）  
第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- ・ 社会情勢が激しく変化し、地域社会が抱える課題（「社会の要請」）も多様化・複雑化してきている中、市民が心豊かに安心安全な市民生活を送るためには、課題を解決するために必要なテーマに対応していくための知識等を習得していくことが求められている。
- ・ 社会教育行政としては、庁内関係部局との連携・協働により「社会の要請」に対応した学習機会を提供することで、個々人が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付ける人づくりを進めていく必要がある。

○ 平成25年3月策定の「第2次宇都宮市地域教育推進計画」

激しく変化する時代の潮流の中で、必要性の高まっているテーマについて知識を得ることが必要であり、社会教育行政として社会の要請に即応した学習機会を提供していく役割がある。そのため、<sup>①</sup>「生涯学習推進本部」や「社会教育委員の会議」などにおいて、社会の要請として必要性の高まっている学習テーマについての協議・検討を行うとともに、その<sup>②</sup>テーマを所管する関係部局との連携・協働により学習機会の提供に努める。

- ⇒ ①学習テーマの検討：生涯学習推進本部，社会教育委員の会議
- ⇒ ②学習機会の提供：学習テーマに関係する部局との連携・協働



①学習テーマの検討

- ・ 平成25年4月より、「社会教育委員の会議」において、ワークショップ（「社会の要請として必要性の高まっている課題について」）や市民意識調査、関係機関からの意見聴取などにより「社会の要請」に関する協議・検討がなされ、平成26年10月に「社会の要請」として「必要性の高まっている課題」と「求められる学習」について提言がされる。
- ・ 平成26年10月に開催された「宇都宮市生涯学習推進本部」において、生涯学習の振興を図るために、5つの課題、『超高齢社会』、『子育て・子育て環境の変容』、『格差社会や勤労観の変容』、『規範意識・社会性の低下』、『地域コミュニティの変容』への対応を早急に取り組むべき必要がある重要なテーマと決定した。



②今後は、関係課と連携・協働しながら「社会の要請」に対応した学習機会の提供が必要

## 2 平成27年度「社会の要請」に対応した学習事業について

⇒ 別紙3：平成27年度社会の要請に対応した学習事業について

### 【現状】

- ・ 多くの関係課において「社会の要請」に対応した学習事業が実施されている。
- ・ 「超高齢社会」、「子育て」など、行政として長年取り組んできた課題に関する学習事業については多くの関係課において実施されているが、近年大きな問題となってきた「格差」などの課題に関する学習事業については、今後、一層取り組んでいく必要がある。

## 3 今後の対応（案）

学習事業の調査により事業数が不足している課題には、関係課との連携・協働を強化することにより、生涯学習センターや人材かがやきセンターなどで対応していくとともに、事業数が充実しているテーマについても、より効果的な学習事業の実施に努め、「社会の要請」に対応した学習機会の充実を図る。

### ○ 不足している課題への対応

#### (1) 共催（関係課とのワーキング等により具体化）

講座のノウハウや予算等を有する生涯学習課とテーマの専門知識を有する関係課が連携し、学習機会を提供する。

(例) わたしたちの子どもたちの未来～「子どもの貧困」から考える～（生涯学習課・子ども未来課）

- ・ 社会的問題である相対的貧困をテーマとした講座を主に地域活動に関心にある市民を対象に実施
- ・ 生涯学習課と子ども未来課との共催事業

#### 教育委員会からの支援

- ・ 生涯学習課との連携（共催）による講師謝金の経費負担
- ・ 生涯学習センター等での事業・講座等の周知支援、会場提供
- ・ 講座内容、講師についての情報提供など

### ○ 効果的な学習事業の実施

#### (2) 出前講座

関係課の出前講座を活用し、専門的な情報と本市の施策事業、行政情報を提供する。

(例) 高齢者の健康増進と特殊詐欺未然防止講座（国本生涯学習センター）

[内容] 国本地区の地域課題である「高齢者の健康維持」、「防犯意識の高い地域づくり」

をテーマとした講座であり、複数のテーマとして多くの地域住民の参加を促進

※ 生活安心課の出前講座（特殊詐欺に関する講座）を活用

#### (3) 資料提供

民間の講師等を活用する場合に、積極的に関係課の資料等を配布し、本市の施策事業や行政情報の提供を図る。

(例) 子どもと情報モラル～ネットコミュニケーションその怖さと対策～（豊郷生涯学習センター）

[内容] ネット社会におけるトラブル対処法を学ぶとともに、地域の大人が子どもたちを見守っていく意識の啓発を狙いとした講座

※ 民間（ユーキャン）の出前講座を活用

※ 学校教育課作成の家庭におけるスマートフォン・携帯電話の使用ルールに関する啓発資料を配布

#### 4 今後のスケジュール

平成27年 8月 5日 社会教育委員の会議

9月 下旬 生涯学習推進本部

10月～ 「社会の要請」に対応するためのワーキンググループ

早急な対応が必要な課題(概要)

事業数 129  
関係課 18

(1)「超高齢社会」への対応

高齢世帯の増加や一人暮らしによる社会的孤立や活躍場所の不足など、地域社会における身近な課題。

事業例

- ⇒ ライフプラン講座, 生きがい実践塾, ゆうゆうセミナー, 健康講話, 健康づくり教室, 防犯講習会など
- ・趣味や教養を通した生きがいづくり, 仲間づくりに関する講座
  - ・介護予防など健康づくりに関する講座
  - ・団塊世代の地域デビューのきっかけ作りに関する講座など

事業数 181  
関係課 33

(2)「子育て・子育て環境の変容」への対応

子どもたちの人間関係の希薄化や体験活動の不足による自立意欲, 社会適応力などに欠ける青少年の増加。

事業例

- ⇒ 夏休みチャレンジ教室, 親子体験講座, 子育て広場, 親学講座, 子育てセミナー, 離乳食教室, パパママ学級など
- ・体験活動を通した仲間とのふれあい, 心の育成を目的とした講座
  - ・子どもとの関わり方, 悩みに関する講座
  - ・子育て中の親の仲間づくり, 情報交換に関する講座など

事業数 7  
関係課 3

(3)「格差社会」や「勤労観の変容」への対応

格差や貧困など将来に不安や悩みを抱える家庭の増加, 若者の勤労意欲や社会の活力低下。

事業例

- ⇒ 就職支援セミナー, 資格取得講座, 子どもの貧困をテーマとした講演, 職業体験イベントなど
- ・就職活動等に必要な知識とスキルに関する講座
  - ・子ども貧困について理解を深める講座
  - ・職業体験による人との関わり方の大切さや職業観の養成を図る講座など

事業数 61  
関係課 14

(4)「規範意識・社会性の低下」への対応

住民の交流に対する意識の希薄化, 地域における歴史・文化の継承問題, 規範意識の低下。

事業例

- ⇒ 歴史に関する講座, 青少年を対象とした教養講座, 若者ナイトセミナー, 交通安全教室など
- ・地域の歴史や文化を学び, 地域を再認識する講座
  - ・青少年のコミュニケーションづくり, 異年齢交流に関する講座
  - ・人権に関する講座, マナーに関する講座など

事業数 60  
関係課 23

(5)「地域コミュニティの変容」への対応

互助・共助機能の低下, 若い世代の参加率低下など, 地域コミュニティの自治機能の衰退。

事業例

- ⇒ 地域学講座, ふるさと教室, 絆再生塾, 宮の朝活, まちづくり研修会, 女性リーダー養成講座など
- ・地域の課題, 問題をテーマとした講座
  - ・地域のまちづくりに関する学習や地域住民の交流に関する講座
  - ・就労世代を対象とした多様なテーマによる講座など

平成27年度 社会の要請に対応した学習事業について【課題毎の学習事業数－関係課】

「超高齢社会」への対応

- ・ライフプラン支援講座
- ・いきいき健康教室
- ・高齢者教室 など

- ・就職支援セミナー
- ・資格取得講座
- ・子どもの貧困に関する講演など

「格差社会」や「勤労観の変容」への対応



「子育て・子育て環境の変容」への対応

- ・親子体験講座
- ・子育て広場
- ・親学講座 など

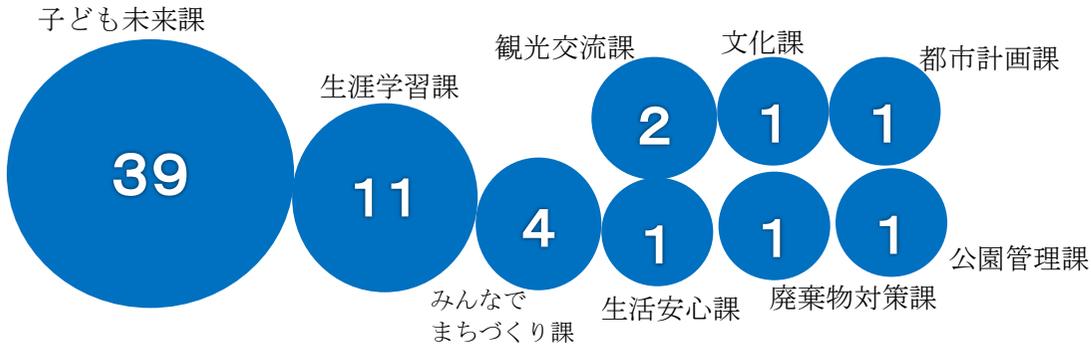


「規範意識・社会性の低下」への対応

- ・若者ナイトセミナー
- ・青少年向け教養講座
- ・歴史講座 など

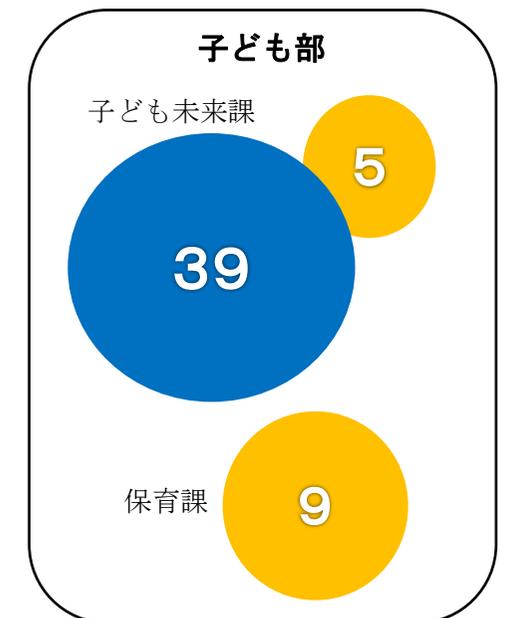
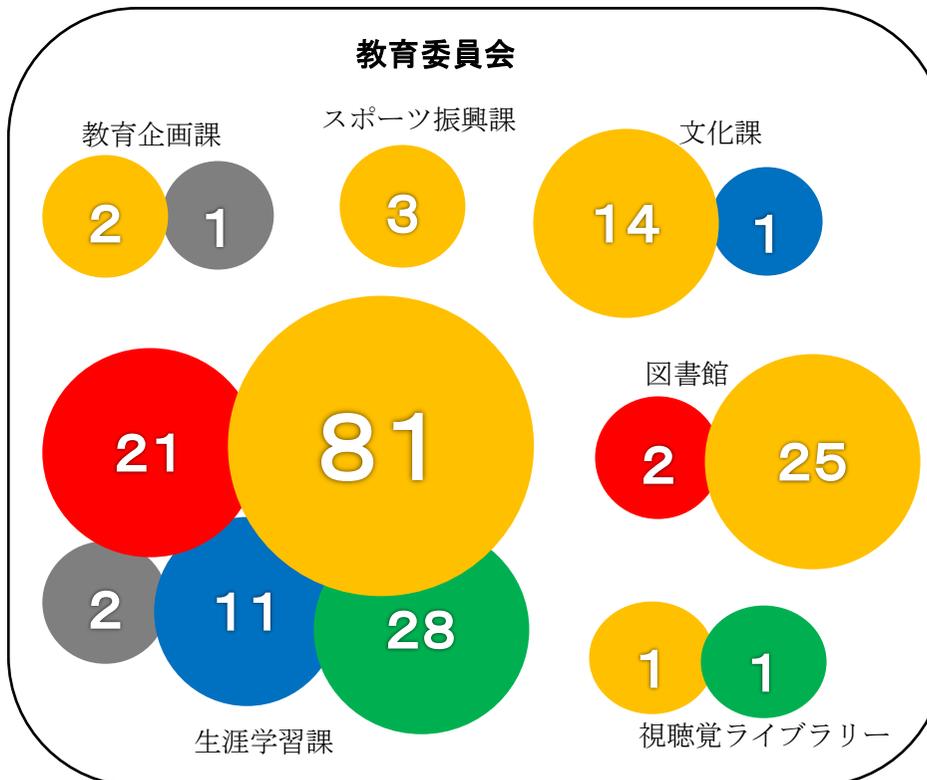
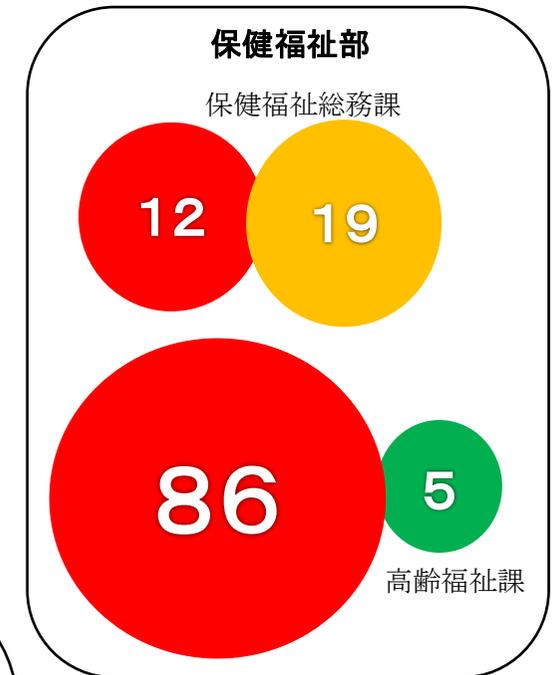
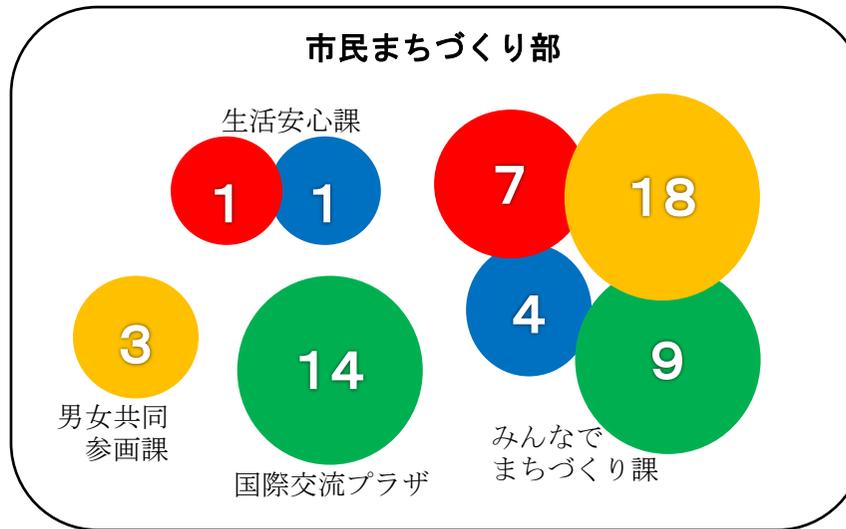
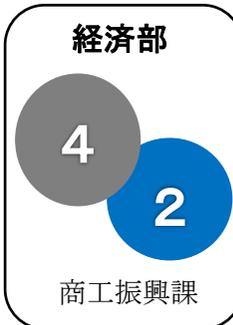
「地域コミュニティの変容」への対応

- ・ふるさと教室
- ・地域学講座など



平成27年度 社会の要請に係る学習事業について【課題毎の学習事業数－関係部局】

- 「超高齢社会」
- 「子育て・子育て環境の変容」
- 「格差社会」や「勤労観の変容」
- 「規範意識・社会性の低下」
- 「地域コミュニティの変容」



## 平成 27 年度栃木県社会教育委員協議会評議員の選出について

栃木県社会教育委員協議会会則第 9 条に基づき、本市社会教育委員の会議から 1 名の委員を選出することとなっている。

- 1 役 割 県及び市町村の社会教育委員相互の緊密な連携を図り、県社会教育の振興に寄与することを目的として、社会教育委員の研修、調査等の事業を実施する。
- 2 任 期 1 年
- 3 選出委員 評議員 1 名

評議員：\_\_\_\_\_



# 第46回関東甲信越静社会教育研究大会群馬大会 第15回群馬県社会教育大会 開催要項



群馬県のマスコット  
「ぐんまちゃん」

## 1 研究主題

たくましく生きる力をはぐくむ社会教育のあり方  
～温もりのある地域社会をめざして～

## 2 開催趣旨

これまで、社会教育委員をはじめとする多くの社会教育関係者の方々が、各地域の課題と向き合いながら、その解決のために、様々な活動に取り組まれてきたところですが、一方で、社会教育については、その必要性、重要性が見えにくいとも言われています。

地域の活動に目を向ければ、地域人材を活用した事業の活性化、学校教育との連携、家庭教育支援など地域に根ざした実践が大きく実を結んできているところもあります。

少子高齢化、核家族化、価値観の多様化等により、地域や家庭の教育力の低下が叫ばれて久しい昨今、改めて、私たちの日々の実践をとおして、「社会教育の必要性、重要性」を発信していきたいものです。

人々の暮らしが便利になるにつれ多様な生活様式が生まれ、人間関係が希薄になったと言われていますが、社会教育を推進する上で何より大切なことは、人と人とのふれあいです。一人一人の住民が人の温かみにふれ、それを自分だけのものとせず、地域全体に循環していく社会を目指していきたいと思えます。そして、そのためには、従来の社会教育の枠にとらわれず、様々な関係機関等と連携することにより、その可能性を広げていくことが重要であると考えます。

そこで本大会では、研究主題「たくましく生きる力をはぐくむ社会教育のあり方～温もりのある地域社会をめざして～」のもと、関東甲信越静各都県・市区町村の社会教育関係者が一堂に会し、主に関係機関等との連携に視点をあてながら様々な社会教育活動に接することをとおして、今後の社会教育の在り方や、そのための社会教育委員の役割などについて研究協議することを趣旨とします。

3 期 日 平成27年11月5日(木)・6日(金)

## 4 会 場 全体会(1日目)

ベシア文化ホール 〒371-0017 前橋市日吉町1-10-1 TEL. 027-232-1111

## 分科会(2日目)

<第1、2、3分科会>

ベシア文化ホール 〒371-0017 前橋市日吉町1-10-1 TEL. 027-232-1111

<第4、5分科会>

群馬県生涯学習センター 〒371-0801 前橋市文京町2-20-22 TEL. 027-224-5700

5 参加者 関東甲信越静各都県・区市町村社会教育委員及び社会教育関係者、社会教育関係団体関係者、社会教育・生涯学習に関心のある者 等

6 主催 一般社団法人全国社会教育委員連合、関東甲信越静社会教育委員連絡協議会、第46回関東甲信越静社会教育研究大会群馬大会実行委員会、群馬県社会教育委員連絡協議会、群馬県教育委員会、群馬県公民館連合会

**7 後援** 群馬県、群馬県市町村教育委員会連絡協議会、上毛新聞社、朝日新聞前橋総局、毎日新聞前橋支局、読売新聞前橋支局、産経新聞前橋支局、東京新聞前橋支局、日本経済新聞社前橋支局、NHK 前橋放送局、群馬テレビ、FM GUNMA

**8 参加費** 3,500 円 (参加資料代として)

**9 大会日程**

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:30	
<b>1日目</b> 11月5日(木) 【全体会】				受付	開会	休憩	記念講演	休憩	パネル ディスカッション	閉会	情報交換会 (前橋さくらホテル)
<b>2日目</b> 11月6日(金) 【分科会】	受付	分科会 会場ごとに閉会									

**10 大会内容**

▶ **11月5日(木)【全体会】** 12:30 ~ 17:10 (受付開始 / 11:30)

<全体会場>

ベイシア文化ホール 〒371-0017 前橋市日吉町1-10-1 TEL. 027-232-1111

(1) 開会行事 ..... 12:30 ~ 13:30 (60分)

- アトラクション
- 主催者挨拶等
- 表彰

(2) 記念講演 ..... 13:50 ~ 15:10 (80分)



演題 「世界一をめざしてー五輪選手育成の現場からー」

講師 荻原 健司 氏 (北野建設スキー部ゼネラルマネージャー)

<プロフィール>

1969年群馬県草津町出身。アルペールビルオリンピック、リレハンメルオリンピックで2大会連続金メダルに輝く。ワールドカップでは通算19勝、個人総合3連覇。世界選手権でも金メダルを獲得し「キング・オブ・スキー」と称賛される。引退後は、参議院議員としてスポーツ振興、教育問題、環境問題等を中心に取り組む。現在は、北野建設スキー部ゼネラルマネージャーとして後進の指導に当たるとともに講演活動など幅広く活躍中。

(3) パネルディスカッション ..... 15:30 ~ 16:50 (80分)

テーマ 「温もりのある地域社会を目指した社会教育委員の今後の可能性について  
~様々な機関との連携をとおして~」

◇パネリスト

- 志村 隆雄 氏 (高崎市社会教育委員会 議長)
- 藤田 和良 氏 (邑楽町教育委員会生涯学習課 生涯学習係長・社会教育主事)
- 木暮 裕 氏 (伊勢崎市立殖蓮第二小学校 校長)
- 太田 和雄 氏 (特定非営利活動法人キャリア倶楽部 理事長)

◇コーディネーター

- 櫻井 常矢 氏 (高崎経済大学地域政策学部 教授)

(4) 閉会行事 ..... 16:55 ~ 17:10 (15分)

- 次期開催県挨拶 (千葉県)
- 挨拶

## &lt;第1、2、3分科会&gt;

ベイシア文化ホール

〒371-0017 前橋市日吉町1-10-1

TEL. 027-232-1111

## &lt;第4、5分科会&gt;

群馬県生涯学習センター

〒371-0801 前橋市文京町2-20-22

TEL. 027-224-5700

◎社会教育委員等が、社会教育委員の役割や今後の社会教育の在り方等について協議する。

	活動領域 発表市	発表概要	助言者
第1分科会	家庭教育支援 南魚沼市 (新潟県)	「家庭教育支援の事例報告を通して考える学校・家庭・地域の連携について」 はじめに南魚沼市内の小学校を拠点として先進的な活動を行なっている家庭教育支援チーム『だんぼの部屋』について組織の成り立ち、活動事例等の紹介・報告を行う。その後付随した形でまだ模索の段階ではあるが、南魚沼市社会教育委員の活動として相互に協力しあいながら連携を強めつつある現状について事例を交えて報告する。	大森 昭生 氏 共愛学園前橋国際大学 副学長・教授
	学校と地域との連携 鹿沼市 (栃木県)	「学校と地域を結ぶ学校支援ボランティアの役割」 学校の教育活動に地域の教育力を生かす上で学校支援ボランティアの役割は大きい。そこで、外国籍の市民との交流によって得た知識・技術を学校教育に取り入れた国際理解教育の実践と、各学校の保護者を学習支援ボランティアに巻き込んで地域の多文化共生に貢献する社会教育委員の活動を報告する。	清水 和夫 氏 群馬大学教職大学院 非常勤講師
第3分科会	地域づくり 浜松市 (政令市)	「生涯学習による人づくり、地域づくりのための仕組みづくり」 浜松市では、社会教育委員会の協議を踏まえ、生涯学習施設を活動の場とした、生涯学習の推進役の育成や市民主体による講座、大学との連携による講座の開催等を行い、地域における生涯学習の推進に取り組んでいる。生涯学習の推進を通して、人づくり、地域づくりを進めるための取組を報告する。	安保 博史 氏 群馬県立女子大学 教授
	青少年教育 富士市 (静岡県)	「『ふじかわっこ遊び塾』～地域に根ざした青少年健全育成の実践～」 「ふじかわっこ遊び塾」は、地域の大人による、学校や家庭にはない「ナナメの関係」を意識した活動である。地域社会と子どもとの関わりの希薄化が指摘されている中、遊びを通して子どもの心とつながる活動を実践している。地域企業や行政と連携しながら、地域で取り組む次代の子どもを育てる循環型社会を目指す活動を報告する。	矢端 義直 氏 前 東京福祉大学 教授
第5分科会	今日的課題への取組 前橋市 (群馬県)	「社会性の育成に向けた社会教育からのアプローチ」 前橋市社会教育委員会では、「社会性を育む社会教育」をテーマに、NPOや大学等の関係機関と連携しながら協議を重ね、平成27年6月には協議の集大成として作成した提言書を市教育委員会に提出した。分科会では、提言の概要と提言完成までの協議の過程等について報告する。	太田 和雄 氏 特定非営利活動法人 キャリア倶楽部 理事長

第46回関東甲信越静社会教育研究大会群馬大会実行委員会事務局

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県教育委員会事務局生涯学習課内

TEL. 027-226-4666

FAX. 027-224-8780